

鳥取県人権施策基本方針(第4次改訂)

アクションプランの概要

－令和7年度版－

令和7年5月23日(金)

鳥取県

1

1 人権施策基本方針の概要

この方針は「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」に基づき策定する人権施策の基本となるべき方針で、3つの基本理念を掲げ、[県の人権施策の中・長期的な方向性を示すものです。](#)

人権尊重の基本理念

※基本方針はおおむね5年後の
令和8(2026)年を目途に見直す。

社会情勢等を踏まえ、「[お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる差別と偏見のない社会](#)」の実現のため、以下の3つの基本理念を掲げ、様々な施策を総合的に展開していきます。

①一人ひとりが自己決定権に基づいて個性と能力を発揮(自己実現)
する公平な機会が保障された社会の構築

②人権侵害、差別をもたらす社会的要因の解消と一人ひとりの人権意識の
高揚

③すべての人の尊厳と社会参加が保障され、等しく社会の一員として
尊重される社会の実現

2

第4次改訂のポイント等

県では、SDGs の理念を踏まえた人権施策の推進とインターネットやSNSの発達、新型コロナウイルス感染拡大など複雑化・多様化する人権問題に対応するため、令和4年2月に人権施策基本方針を改訂しました。

(1)条例改正に基づく構成の見直し

令和3年4月に行った「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」の改正に基づき構成を見直しました。

- | | |
|----------------------|---------------------|
| 第1章 基本的な考え方 | 第2章 人権教育・人権啓発の推進 |
| 第3章 (新)差別実態の解消に向けた施策 | 第4章 (新)相談支援体制の充実 |
| 第5章 (新)人権施策の推進に資する調査 | 第6章 (新)共通して取り組む重要施策 |
| 第7章 分野別施策の推進 | 第8章 人権施策の推進体制 |

(2)社会情勢の変化

法制度の整備、インターネットやSNSの発達、新型コロナウイルス感染症の拡大などにより、複雑化・多様化する人権問題への対応を盛り込みました。

- インターネット上での人権侵害行為への対応
- 新型コロナウイルス感染症等病気に関わる人の人権侵害行為への対応
- 部落差別解消法やパワハラ防止法等の法整備を踏まえた改訂

(3)鳥取県人権意識調査の結果を反映

鳥取県人権意識調査(令和2年5月)の結果で明らかになった、県民の人権に関する認識や差別実態による課題を抽出し、施策の基本的方向などに反映させました。

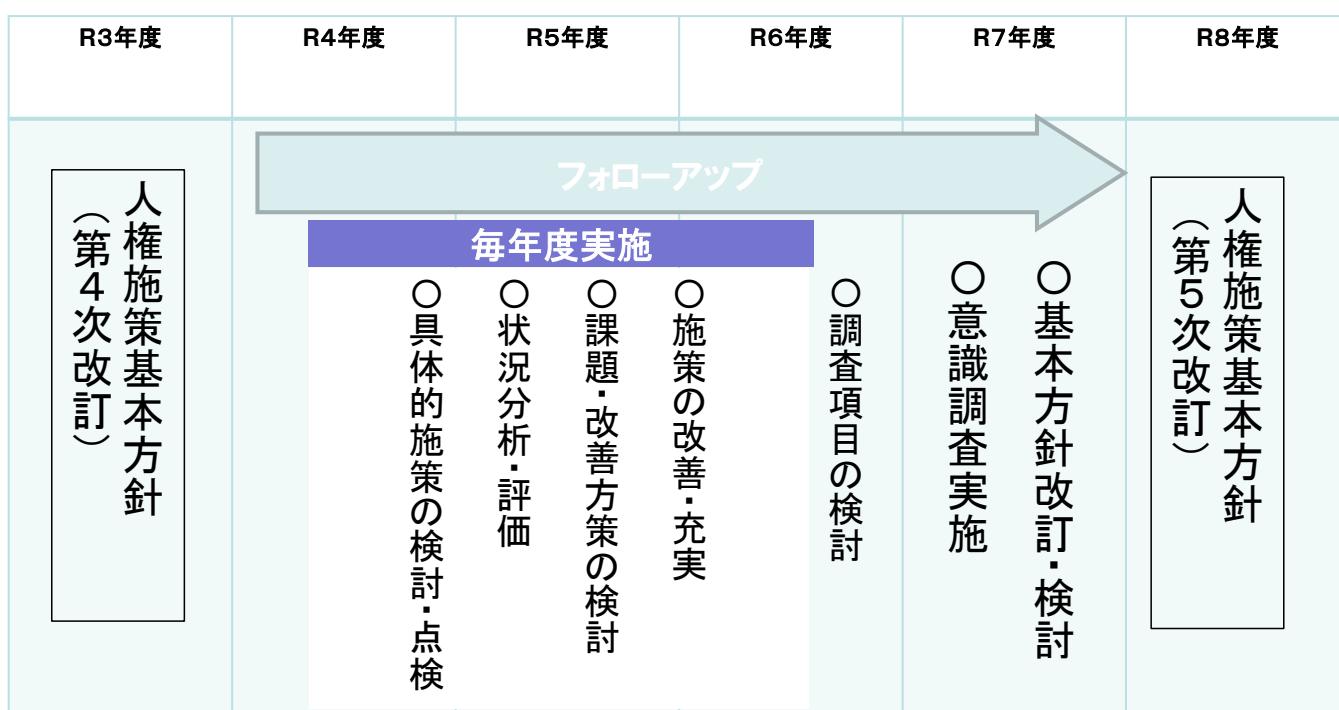
- 各章の現状と課題に調査結果を反映

○条例の改正施行(令和3年4月)

「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」を、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、感染症等の病気、職業、被差別部落の出身であることその他の事由を理由とする差別行為（インターネットを通じて行う行為を含む）を禁止するものに改正し、人権が尊重される社会づくりを一層促進することとしました。

2 第4次改訂期間(令和4～7年度)の進め方

基本方針（施策の基本的方向）に沿った具体的施策で構成するアクションプランに基づき人権施策を推進し、その成果等を検証しながら、当該プランの改善・充実を図りフォローアップを行うことにより、基本方針を着実に推進する。



3 主な具体的施策の概要

5

第2章 人権教育・人権啓発の推進 I 人権教育

＜令和6年度の主な実績＞

①学校教育

- ・研修事業：「鳥取県人権教育基本方針－第3次改訂－」の周知を図るとともに、県外の先進事例等を学び、人権教育推進に向けて研究協議するための研修会等を実施
- ・指導事業：各学校、校区等での研修会等へ指導主事が出向き、人権教育の指導内容・指導方法等について指導・助言を実施
- ・人権学習講師派遣事業：個別的な人権問題（性的マイノリティ、障がい者等）について当事者や関係者を講師とする学習会を実施

②社会教育

- ・人権教育アドバイザー事業：市町村における人権教育の一層の推進充実を図るため、鳥取県人権教育アドバイザーを委嘱し、市町村の社会教育における人権教育行政の実情を把握し、諸課題解決のための助言を実施
- ・市町村人権教育行政担当者会：市町村の人権教育を担当する行政職員、人権教育推進員を対象として、事業説明、情報交換を2回実施

＜令和7年度の主な取組予定＞

令和6年度に行った取組に継続して取り組む。なお、拡充等案件については次のとおり。

- ・公立小学校に校内サポート教室を新設（3校）
- ・公立小学校におけるスクールカウンセラー配置時間の拡充（6校に重点配置）

鳥取県人権施策基本方針(第4次改訂)の「施策の基本的方向」に掲げる事項についての前半(R4-5)の評価・実績と後半(R6-7)に重点的に取り組む事項

I 前半の評価・実績

- ・「鳥取県人権教育基本方針－第3次改訂－」の周知に努め、鳥取県がめざす人権教育の浸透が窺える。
- ・人権学習講師派遣（事業）においては、各学校が学習計画の中に学習会を適切に位置づけ、効果的な人権学習が行われている。

II 後半に重点的に取り組む事項

- ・自尊感情を高め、多様性を尊重することでいじめの未然防止等に資する研究・実践を進め、その効果の普及を図る。
- ・「こども基本法」や「SOGI理解増進法」の制定、「生命（いのち）の安全教育」の推進等、時事を捉えた人権教育を推進する。

第2章 人権教育・人権啓発の推進 II 人権啓発

<令和6年度の主な実績>

①県民に対する啓発

- ・県内の団体が企画した人権啓発活動の取組について、委託事業2件、補助金2件の支援を実施。
- ・年2回人権情報誌を作成し、県内の学校や市町村、企業等に配布。
- ・「部落解放月間」「性暴力に係る人権」「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」をテーマに、人権啓発ラジオCMを放送。
- ・人権週間（12/4～10）中の休日（7日（土））に、県民参加型のイベントとして「人権フェスティバル」を開催。
- ・各学校を対象としたカラーユニバーサルデザイン（UD）出前授業を6回実施。

②企業への啓発

- ・ビジネスと人権の観点から、企業トップ等を対象としたセミナーを2回実施。

<令和7年度の主な取組予定>

①～②正しい知識の普及啓発、人権啓発活動事業

- ・令和6年度に行った取組に継続して取り組む。

鳥取県人権施策基本方針(第4次改訂)の「施策の基本的方向」に掲げる事項についての前半(R4-5)の評価・実績と後半(R6-7)に重点的に取り組む事項

I 前半の評価・実績

- ・人権に係る研修・講習会、出前授業の実施や、人権情報誌の発行、時期に合わせたラジオCMの放送等、効果的な情報発信を行った。
- ・人権週間に実施している人権フェスティバルは、子どもから大人まで200～300名の来場があり、県民が人権の意義や重要性に関する理解を深める機会となっている。

II 後半に重点的に取り組む事項

- ・引き続き、広く県民の人権に関する知識の習得や、家庭、地域、学校、職場等身近な問題として人権を考える機会を設けるなど、効果的な啓発に努める。

7

第3章 差別実態の解消に向けた施策

第4章 相談支援体制の充実

<令和6年度の主な実績>

①人権相談窓口の運営

- ・東中西部窓口で対応。「同和問題・部落差別相談窓口」「障がい者差別解消相談支援センター」「こどもいじめ人権相談窓口」等を運営した。

②相談員の資質の向上

- ・新たに人権に関する相談窓口としてスーパーバイズ機能を発揮するよう、基礎研修2回、専門研修2回を実施した。

③差別事象の把握

- ・市町村からの報告、インターネットモニタリング、相談窓口への相談等から県内で発生している差別事象について把握した。

④差別事象検討小委員会（1回開催）

- ・県内で発生している差別事象について、原因・背景の分析、対応策や啓発の取組等について検討した。

<令和7年度の主な取組予定>

①～④人権相談窓口の運営、相談員の資質の向上、差別事象の把握等

- ・令和5年度に行った取組に継続して取り組む。
- ・相談員研修について、分野を広げるなどより幅広い知見を得られるよう検討して実施する。

鳥取県人権施策基本方針(第4次改訂)の「施策の基本的方向」に掲げる事項についての前半(R4-5)の評価・実績と後半(R6-7)に重点的に取り組む事項

I 前半の評価・実績

- ・人権に関する総合的な相談窓口として、スーパーバイズ機能を果たすこととし、関係機関との連携を推進した。
- ・県・市町村職員の相談対応研修（基礎研修・専門研修）を開催して、相談員の資質向上を図った。

II 後半に重点的に取り組む事項

- ・引き続き関係機関の連携の推進、相談資質向上等を通じて相談支援体制を充実していく。

8

第6章 共通して取り組む重要施策 2 ビジネスと人権

<令和6年度の主な実績>

①企業の取組の推進

- ・公正採用選考人権啓発推進員未設置の県内事業所へ企業人権啓発相談員が訪問し、推進員設置を働きかけた。
- ・公正採用選考人権啓発推進員を対象とした「公正採用選考人権啓発推進員研修会」を年3回開催。（R6：計1,068名参加）

②ハラスメント防止の推進

- ・企業が行う社内研修（ハラスメント、メンタルヘルスケア等）へ講師を派遣。（R7.1月末時点：派遣企業数60社、1,918名参加）
- ・経営者・労働者を対象に労働関係法令、労使間トラブルやハラスメントに関するセミナーを開催。

（R7.1月末時点：17回開催、646名参加）

③労使間の問題解決支援

- ・「労使ネットとつり」により関係機関と連携して労使間の問題解決を支援。（R6：合同相談会3回開催）

④新たな人権課題への対応

- ・「企業と人権～職場からつくる人権尊重社会～」をテーマに企業トップ人権セミナーを商工会議所所属の企業等に対し2回実施（再掲）

<令和7年度の主な取組予定>

①～④企業への啓発、相談、セミナー等

- ・令和6年度に行った取組を継続して実施する中で、県内企業とそこで働く労働者への啓発活動をより充実させる。
- ・（新）②ハラスメント防止の促進のため、カスタマーハラスメントの理解・対策をテーマにしたセミナーや広報物を作成し、労働者の周知を促す。

鳥取県人権施策基本方針(第4次改訂)の「施策の基本的方向」に掲げる事項についての前半(R4-5)の評価・実績と後半(R6-7)に重点的に取り組む事項

I 前半の評価・実績

- ・企業における社内研修・セミナー等へ講師を派遣するとともに、公正採用選考人権啓発推進員の設置を働きかけ、企業内での人権意識の向上を図ってきた。また、労使間の問題解決支援も着実に実施している。併せて、「企業トップ人権セミナー」を開催するなどビジネスと人権に関して企業への理解促進を図った。

II 後半に重点的に取り組む事項

- ・引き続き企業内での労働者的人権が守られるよう取り組むとともに、ビジネスと人権についての県民の理解増進に関する施策を進める。

9

第6章 共通して取り組む重要施策 3 デジタル社会における人権

<令和6年度の主な実績>

①デジタルメディアリテラシー向上事業（啓発）

- ・デジタルメディアリテラシー（デジタルメディア情報を正しく見極め、正しく行動する能力）を高めていくための普及啓発サイト「デジタルメディアリテラシーの夜明け」について、冊子やSNS等でのWeb広告を活用し周知を図った

②インターネットとの適切な接し方教育啓発推進事業（教育）

- ・子どもたちや保護者、教職員に対し、民間（関係企業・団体等）と連携して、電子メディア機器とのよりよい接し方について講演等を通じて啓発を行った

<令和7年度の主な取組予定>

①偽・誤情報から県民を守る事業（啓発）

- ・普及啓発サイト「デジタルメディアリテラシーの夜明け」のコンテンツを拡充する
- ・氾濫する偽・誤情報や犯罪情報から県民の安心安全や民主主義を守ることを目的に、県民の免疫力を高める啓発運動「情報的健康県民プロジェクト」を展開する

②インターネットとの適切な接し方教育啓発推進事業（教育）

- ・子どもだけでなく保護者や教職員の情報モラルやメディアリテラシー等に関する知識と理解の向上を進める

鳥取県人権施策基本方針(第4次改訂)の「施策の基本的方向」に掲げる事項についての前半(R4-5)の評価・実績と後半(R6-7)に重点的に取り組む事項

I 前半の評価・実績

- ・普及啓発サイトや冊子の作成により、デジタルメディアリテラシーについて広く周知を図るとともに、デジタルメディアリテラシーについて正しく伝えもらうための研修用教材の作成及び研修の実施による教育啓発の充実を図った
- ・デジタル社会におけるSNS等の危険から子どもたちを守るため保護者や教職員の情報モラルやメディアリテラシー等の向上が図られた

II 後半に重点的に取り組む事項

- ・時勢に応じて課題となる事業を捉えながら、インターネット上の人権に対する啓発を引き続き推進する
- ・子どものみならず保護者、教職員など大人たちの情報モラルやメディアリテラシー等を向上させるため積極的に指導者の養成と指導の機会を拡大し、理解の深化を図っていく

10

第7章 1 同和問題

<令和6年度の主な実績>

①部落解放月間（7月10日から8月9日まで）での啓発

- ・若年層へのPRを狙い、マンガを活用したポスター、リーフレット等を作成するとともに県民の方々に部落差別問題についての理解を深めてもらうよう人権・同和問題講演会を開催した。また鳥取、倉吉、米子の各駅で街頭啓発を行ったほか、県政により部落差別解消の啓発広報を実施した。

②身元調査お断り運動（9月）における啓発

- ・身元調査お断りのリーフレットを市町村等関係機関に配付して周知を図った。

③隣保館相談支援機能強化事業の実施

- ・鳥取県隣保館連絡協議会に委託して、隣保館の相談支援機能強化を図るためのアドバイザーによる助言等の支援や隣保館職員の資質向上を図るため、隣保事業ソーシャルワーカー養成研修等を実施した。

④モニタリング（削除要請）の実施

- ・インターネット上の差別的な書き込みや誹謗中傷について、県、市町村、関係団体により構成する鳥取県同和対策協議会においてモニタリング・削除要請を実施した。

<令和7年度の主な取組予定>

①～③啓発、隣保館相談支援機能強化

- ・令和6年度に実施した取組を継続して行う。

鳥取県人権施策基本方針(第4次改訂)の「施策の基本的方向」に掲げる事項についての前半(R4-5)の評価・実績と後半(R6-7)に重点的に取り組む事項

I 前半の評価・実績

- ・部落解放月間でのマンガを活用したポスター等の作成や講演会の開催、身元調査お断り運動等の啓発活動に取り組んだ。

II 後半に重点的に取り組む事項

- ・部落差別問題について理解を深めてもらうよう引き続き啓発活動に取り組むとともに、被差別部落の住民の方の困りごとを解消できるよう市町村、鳥取県隣保館連絡協議会等と連携して取り組んでいく。

11

第7章 2 男女共同参画に関する人権

<令和6年度の主な実績>

①学校教育・社会教育、②啓発・支援体制の充実化、⑥あらゆる暴力の根絶

- ・県内小・中・高・大学と連携し、女性の参画が少ない分野で活躍する方の講話や女性従業員と子どもたちとの意見交換会など学校における自発的な活動を支援した。（小・中・高校・大学9校）
- ・県内小・中・高等学校やPTA、自治会、企業等に男女共同参画センター職員が出向き、男女共同参画の推進に関する啓発を行った。（出前講座67回、参加者延べ2,390人(3月末時点)、うち小・中・高等学校22校817人(3月末時点)）
- ・専任相談員による一般相談窓口を設置し相談対応した。（電話相談1,763件、面談相談126件、計1,889件）

③性別に関係なく誰もが能力を発揮できる職場環境づくり

- ・性別にかかわりなく誰もが働きやすい職場づくりに取り組む「男女共同参画認定企業」の認定を促進した。（69件増、累計1,100社）

④女性の政策・方針決定過程への参画推進、⑤男性の家庭生活・地域生活への参画促進

- ・県内企業における女性管理職の登用に向けた環境整備、女性従業員のキャリア形成・スキルアップ支援のための各種セミナー開催のほか、働く女性同士のネットワークづくり支援や、経営者向け研修、社労士派遣による伴走支援など、女性活躍を推進するまでの支援を行った。
- ・男性の家事・育児・介護等への参画や夫婦の家事分担のきっかけとなる啓発ツール「家事シェア手帳」を配布したほか、島根県と連携したキャンペーンとして地元テレビ局のミニ番組制作など多様な広報媒体を活用して情報発信を行った。

<令和7年度の主な取組予定>

性別に関するアンコンシャス・バイアス解消に向けた男女協働の未来を創造していく県民運動の展開

- ・(新) 固定的性別役割分担意識などに基づく職場での働きづらさや地域での暮らしづらさについて、県民との草の根的な対話やセミナー・フォーラム開催等を通じて課題を把握するとともに、産官学金労言士など多様な属性の方々との意見交換を踏まえた課題解決策の検討や、課題解消のための周知啓発に係る情報発信等により、女性に選ばれる「働きやすく暮らしやすい」職場や地域づくりの県民運動を展開する。

鳥取県人権施策基本方針(第4次改訂)の「施策の基本的方向」に掲げる事項についての前半(R4-5)の評価・実績と後半(R6-7)に重点的に取り組む事項

I 前半の評価・実績

- ・教育の場や意識啓発の機会を通じて、根強く残る固定的な性別役割分担意識の解消に努めてきたほか、企業等への支援を通じて、性別にかかわらず家庭と仕事を両立できる職場環境づくり、性別によって不利益な取扱いを受けることなく一人一人が個性と能力を活かすことのできる職場環境づくりが進むよう、男女共同参画に関する理解を深め定着を図る取組を講じてきた。

II 後半に重点的に取り組む事項

- ・男女共同参画に関する条例や基本計画などの趣旨を踏まえ、家庭・地域・職場などあらゆる場で県民一人一人の人権が尊重される社会の実現に向けた各種施策の展開・推進を図る。特に女性が働きやすく暮らしやすい環境づくりに向けて、その阻害要因とされる性別に関するアンコンシャス・バイアス解消に向けて、草の根的な対話などから課題を汲み上げ、産官学金労言士など多様な属性の方々との意見交換しながら、情報発信・周知啓発等を通じて県民運動として展開していく。

12

第7章 3 障がいのある人の人権

<令和6年度の主な実績>

①教育・啓発の推進

- ・あいサポート企業拡大推進員による企業・団体への働きかけ、広報・普及啓発等によるあいサポート運動の加速化
- ・オンデマンド研修サイトを開設し、特別支援教育に関する指導力向上を図るとともに、児童生徒に分かりやすいユニバーサルデザインの授業づくりを推進した。

②社会参加と雇用の推進

- ・あいサポート・アートセンターによるアート活動の相談支援、人材育成を実施するとともに、あいサポート・アートとつり祭を開催
- ・障がい者就労事業振興センターにコーディネーターを配置して工賃向上に向けた相談、共同受注、人材育成を実施

③暮らしやすいまちづくりの推進

- ・障がい者 I C T 相談窓口による相談、支援等により情報アクセシビリティの向上を図った。

④その他

- ・精神障がい者の地域生活支援体制構築の推進のほか、親亡き後に必要とされる支援についての検討を進めた。

<令和7年度の主な取組予定>

①～④教育・啓発、社会参加と雇用の推進等

- ・令和6年度に行った取組に継続して取り組む
- ・障がい者の親亡き後を見据え、親がわが子の特徴や支援方法等を記す「安心サポートファイル」の普及・活用促進
- ・（新）大阪・関西万博会場を訪れる国内外の方に本県の障がいのある人の文化芸術活動の魅力やあいサポート運動の取組をPR

鳥取県人権施策基本方針(第4次改訂)の「施策の基本的方向」に掲げる事項についての前半(R4-5)の評価・実績と後半(R6-7)に重点的に取り組む事項

I 前半の評価・実績

- ・障害者差別解消法の理念を先取りしたあいサポート運動の取組の加速化、「聞こえない、聞こえにくい子どものサポートセンター」設置による障がい者情報アクセシビリティの推進のほか、デジタルバリアフリー美術館の開設等アートの取組も進化するとともに精神障がい者の地域移行の体制構築を図った。

II 後半に重点的に取り組む事項

- ・合理的配慮義務化の契機をとらえたあいサポート運動の更なる拡大、就労継続の支援や質の向上、新たなツールによる情報アクセスの更なる向上等を図ること等により、障がい者が安心して暮らせる社会づくりを推進する。

13

第7章 4 こどもの人権(その1)

<令和6年度の主な実績>

①啓発・教育

- ・学校において、子どもの人権学習会や、教職員・PTA等を対象とした人権研修を実施
- ・家庭教育やいじめ問題等に関する研修会への各種専門家の派遣

②相談事業

- ・いじめ問題に関することや不登校等、教育相談全般に関する電話相談、メール相談、来所相談の実施

③いのちを育む教育の推進

- ・県立学校に、産婦人科医師や助産師等を講師として派遣 28校、延べ75人派遣

④健全育成のための環境整備

- ・電子メディア機器とのよりよい接し方の授業や教職員・保護者研修を実施

⑤いじめ・暴力、不登校への対応

- ・校内サポート教室を公立中学校（15校）に設置し、学校生活適応支援員を公立小学校（20校）に配置
- ・SNSを活用したいじめ通報システムを県立高等学校（14校）に導入

⑥体罰防止

- ・暴力・体罰等に頼らない指導の在り方等について、部活動の指導者に対し研修会を開催

<令和7年度の主な取組予定>

令和6年度に行った取組に継続して取り組む。なお、拡充等案件については次のとおり。

- ・公立小学校に校内サポート教室を新設（3校）
- ・公立小学校におけるスクールカウンセラー配置時間の拡充（6校に重点配置）

鳥取県人権施策基本方針(第4次改訂)の「施策の基本的方向」に掲げる事項についての前半(R4-5)の評価・実績と後半(R6-7)に重点的に取り組む事項

I 前半の評価・実績

- ・いじめ・不登校等対策連携会議の開催により関係機関の連携を推進し、市町村アドバイザー派遣による校内研修等で学校の支援体制強化を図った。また、専門的知識を有する地域人材を県内の学校等に研修会講師として派遣し、ネット依存や人間関係のトラブルといったインターネットの不適切な利用による問題発生予防に寄与した。

II 後半に重点的に取り組む事項

- ・子どもの権利の更なる理解浸透を図り、教育活動全体を通じて子どもに権利の主体としての意識を育てる教育を推進する。

14

第7章 4 こどもの人権(その2)

<令和6年度の主な実績>

①相談支援体制の充実

- ・思春期の若者の心身の悩みについて助産師による電話・メール・LINE相談、性と健康の相談センターで保健師による相談を実施

②児童虐待防止、要保護児童、要支援家庭、子どもの貧困対策の推進

- ・児童福祉審議会を新たに設置（R6.10）し、児童福祉施策等の課題解決に向けた推進体制を強化

③子どもの権利への取組の推進

- ・日本版D B S制度や民法改正による共同親権導入等についての周知を図るための講習会を開催
- ・児童養護施設への派遣拡大に伴い、意見表明支援員（アドボキット）を増員（7名→16名）
- ・子どもが権利の主体として、意見表明や政策提言への参画の機会を確保するため、「子どもミーティング」を東中西部地区で実施
- ・ヤングケアラーも対象とした孤独・孤立に係る実態調査を実施（R6.7～9）し課題を把握

④青少年の健全な育成のための環境整備の推進

- ・SNSやデジタル技術を使った犯罪被害から子どもたちを守るため、鳥取県青少年健全育成条例を改正（令和7年4月1日施行）

<令和7年度の主な取組予定>

- ・プレコンセプションケア推進のため、市町村と協働でプレコンセプションケア健診事業と普及啓発・情報発信・相談対応を実施

- ・「子どもミーティング」を市町村との連携を図りながら東中西部地区で引き続き実施

- ・「青少年SNS・ネット悩みごと相談窓口」の開設、フィルタリング利用についての広告、リーフレット配布による周知・啓発の徹底

鳥取県人権施策基本方針(第4次改訂)の「施策の基本的方向」に掲げる事項についての前半(R4-5)の評価・実績と後半(R6-7)に重点的に取り組む事項

I 前半の評価・実績

- ・児童虐待防止のための支援体制整備や、思春期の子どもへの相談支援を着実に実施した。また、ヤングケアラー支援などの新たな課題にも取り組み、LINE相談やオンラインサロンなど当事者に寄り添った手法を取り入れながら相談体制を充実させた。

II 後半に重点的に取り組む事項

- ・令和6年3月に策定した「シン・子育て王国とつり計画」の基本的方針（全ての子どもの意見表明機会の確保、意見の尊重）に基づき、子ども専用サイト「キッズポートトトリ」内への意見箱の設置、集約した意見の施策への反映、子どもが主体的に意見を交わし政策提言に繋げる「子どもミーティング」の実施など、子どもを権利の主体として尊重する取組を一層推進する。

第7章 5 高齢者の人権

<令和6年度の主な実績>

①相談支援体制の充実

- ・介護予防・日常生活支援総合事業の充実等に向け、市町村に対して伴奏型支援を行う支援員を増員し（2→3名）、各圏域の市町村への派遣を通じて相談支援体制を拡充した。
- ・市町村における地域包括ケア推進支援を行うチーム（県、県社協、伴走支援員等で構成）に新たにリハビリテーション専門職連絡協議会を加え、多職種連携を強化し、支援体制の充実を図った。
- ・令和6年度は新たに民間企業や医療専門職等の専門性を活かした市町村支援事業に取り組んだ。
- ・認知症コールセンター及び認知症本人家族のピアサポートを拡大、若年性認知症サポートセンター、認知症疾患医療センターの委託を実施。

②社会参加・健康づくりの推進

- ・ねんりんピック選手派遣、高齢者運動会やシニア作品展の開催、元気な高齢者的人材バンク「とつりいきシニアバンク」の運営

③認知症関連施策の充実

- ・認知症高齢者等行方不明対応ガイドラインの見直し、行方不明防止のためのG P S等への補助やアルツハイマー病治療薬の新薬の検査及び投与を実施する市町村へ間接補助を開始、県内3圏域で認知機能の検査及び相談会を開催し、YouTube広告等で広報活動を実施、包括提携協定に基づきスローショッピング、若年性認知症の啓発イベント開催。

④その他

- ・地域包括支援センター、市町村職員及び介護施設職員への高齢者虐待対応研修の実施

<令和7年度の主な取組予定>

①～④相談支援体制の充実、社会参加・健康づくりの推進等

- ・認知症本人ミーティングの動画による広報、ピアサポート箇所の拡大を追加。

- ・（新）スローショッピング実施支援事業

実証実験を踏まえたモデルスキームを基に協議会を開催し、協力店舗公募と助成、県民向けの啓発活動も実施。

鳥取県人権施策基本方針(第4次改訂)の「施策の基本的方向」に掲げる事項についての前半(R4-5)の評価・実績と後半(R6-7)に重点的に取り組む事項

I 前半の評価・実績

- ・R4から地域包括ケア推進支援チームによる市町村支援策の検討を実施し、相談支援体制の充実に取り組んだ。
- ・令和5年に成立した「認知症基本法」に基づき、認知症本人や家族の意見を取り入れながら認知症施策推進計画を作成した。

II 後半に重点的に取り組む事項

- ・市町村等職員の資質向上、多職種連携の強化に向けた取組を実施していく。
- ・認知症になつても安心して暮らせる社会とするため、認知症本人の視点に立った社会参加支援への取組を推進する。

第7章 分野別施策の推進 6 外国人の人権

<令和6年度の主な実績> 多文化共生推進事業

①外国人総合相談窓口運営事業

- ・生活全般の情報提供及び相談窓口として多言語対応の「外国人総合相談窓口」を運営した。
- ・外国出身の国際交流コーディネーター（英語、中国語、ベトナム語）を配置した。（4名、東・中・西部の県内3箇所）
- ・外国人の視点から多文化共生の取組を進めるため、外国人の多文化共生コーディネーターを配置した。（1名）

②鳥取県多文化共生センター運営事業

- ・外国人住民と行政等との橋渡し役を務める鳥取県多文化共生センター制度を運営した。（委嘱センター：5団体・3個人（R6.3末現在））

③地域日本語教育体制整備事業

- ・日本語教育に必要な体制整備づくりに向けて、学習機会の確保・充実、日本語教育に携わる人材の育成、企業等関係機関との連携を進めた。（総合調整会議の設置、総括コーディネーターの配置 等）

④地域における外国人住民との共生推進事業

- ・企業や地域住民、市町村担当者を対象とした多文化共生や国際理解について学ぶ研修会を県内3か所（東部・中部・西部）で開催

<令和7年度の主な取組予定> 多文化共生推進事業

- ・引き続き、外国人相談窓口やコーディネーターの配置などにより外国人支援を進める。
- ・国際交流財団が実施している日本語クラスを再構築して質の向上を図るとともに、オンラインの活用や、市町村と連携した開催形式として日本語教育の空白地帯の解消を目指すなど、地域における日本語教育体制整備を進める。

鳥取県人権施策基本方針（第4次改訂）の「施策の基本的方向」に掲げる事項についての前半（R4-5）の評価・実績と後半（R6-7）に重点的に取り組む事項

I 前半の評価・実績

外国人が安心して訪問、生活できる多文化共生社会を推進していくため、外国人総合相談窓口や多文化共生センターの設置・運営、やさしい日本語の活用促進、災害時に備えた外国人支援の取組を行った。また、地域における国際交流や多文化共生を推進するため、（公財）鳥取県国際交流財団に対して助成等を行った。

II 後半に重点的に取り組む事項

前半の取組を継続するとともに、地域における日本語教育の体制整備（日本語講師の育成・確保）や、国際交流・多文化共生への理解を深める普及啓発を進める。

17

第7章 7 感染症等病気にかかる人の人権

<令和6年度の主な実績>

①ハンセン病

ハンセン病問題に関する人権学習会・県民交流事業・パネル展、里帰り支援、ハンセン病家族補償法に関する制度周知及び相談を実施した。

②エイズ

性感染症予防の普及啓発（リーフレット配布、新聞広告、街頭キャンペーン）、保健所の無料・匿名検査を実施した。

③難病

難病患者及びその家族の相談に応ずる難病相談・支援センター並びに難病に係る課題を関係団体で協議する難病医療連絡協議会を設置・運営するとともに、医療費の一部公費負担を行った。

<令和7年度の主な取組予定>

- ・引き続き当事者等への支援とともに、正しい知識・理解に関する普及啓発等を行っていく。

鳥取県人権施策基本方針（第4次改訂）の「施策の基本的方向」に掲げる事項についての前半（R4-5）の評価・実績と後半（R6-7）に重点的に取り組む事項

I 前半の評価・実績

ハンセン病、難病 各種事業を計画的に実施した。（ハンセン病人権啓発事業・本県出身入所者支援事業・家族補償支援事業・補償制度の周知・相談事業、難病等医療費助成事業・難病相談・支援センター、難病医療連絡協議会運営事業など。）

エイズ 時機を捉えた普及啓発、相談窓口の設置、派遣事業に取り組んだ。

- ・HIV検査普及週間（6/1-7）、性感染症予防キャンペーン（7-9月）、世界エイズデー（12/1）等
- ・性感染症患者の早期発見・早期治療のための相談窓口（各保健所）、無料・匿名検査
- ・患者や感染者の不安に対応するため、保健所等への臨床心理士派遣

II 後半に重点的に取り組む事項

ハンセン病、難病 令和6年度の新たな取り組みを加え、引き続き各支援事業を着実に実施する。

エイズ HIVを含む性感染症全般について、近年、感染が増加している世代に対して、SNSなどを活用して普及啓発を強化していく。

18

第7章 8 刑を終えて出所した人の人権

<令和6年度の主な実績>

①教育・啓発の推進

・「社会を明るくする運動」への協力

毎年7月の社会を明るくする運動強調月間、再犯防止啓発月間では、新聞やHPにおいて周知啓発を実施。

②相談・支援の充実

・鳥取県地域生活定着支援センター運営事業

高齢・障がいのため福祉的支援が必要な矯正施設出所者、被疑者・被告人について、出所・釈放後の支援を実施するとともに、関係機関との連携強化を実施。

・高齢者・障がい者以外の出所者等に対する相談支援体制の構築

地域生活定着支援センターの支援対象外の者、その家族等向けの相談体制の構築について検討会を3回開催。

・市町村に対する再犯防止推進支援事業

研修会および連携会議を開催し、市町村との連携を図り、知見を深め、支援の充実を図った。

<令和7年度の主な取組予定>

①教育・啓発の推進、②相談・支援の充実

・令和6年度に行った取組に継続して取り組むとともに、**高齢者・障がい者以外の出所者及び家族に対して保護司を中心とした相談支援を開始する。**

鳥取県人権施策基本方針(第4次改訂)の「施策の基本的方向」に掲げる事項についての前半(R4-5)の評価・実績と後半(R6-7)に重点的に取り組む事項

I 前半の評価・実績

・R5.4第2期鳥取県再犯防止推進計画を策定し、「地域における包摶の推進」等5つを新たに重点課題として、これまでより官民一体となって再犯防止に取り組むこととし、新規、拡充事業を開始した。

II 後半に重点的に取り組む事項

・これまで専門支援体制が構築されていなかった高齢・障がいのある者以外の者について、検討会を重ね、具体的な相談支援体制の整備を進める。また、関係機関及び市町村との連携体制を強化していく。

19

第7章 9 犯罪被害者等の人権

<令和6年度の主な実績>

①相談・支援

・民間支援団体（とどり被害者支援センター、性暴力被害者支援センターとどり）へ相談受付、支援を委託実施
相談件数（R6） とどり被害者支援センター：364件、性暴力被害者支援センターとどり：576件

・県に犯罪被害者支援の専門組織「犯罪被害者総合サポートセンター」を設置し、県警本部・民間支援団体等との連携、協力の下、被害直後から犯罪被害者に寄り添いワンストップで支援を提供

②研修・啓発

一般県民、被害者支援に携わる者等に向けた講座等を開催
学校等における学習会及び出前講座を開催

<令和7年度の主な取組予定>

①相談・支援の充実

犯罪被害者に寄り添った支援を提供できるよう、多機関が連携した支援体制を強化
・(新) 犯罪被害による負傷等を認めた場合の県への連絡及び犯罪被害者の受診に協力する「犯罪被害者支援協力医療機関制度」を創設

②啓発の推進

これまでの取組を継続しつつ、理解促進の取組を強化
・(新) 犯罪被害者支援への理解を深め、休暇制度の導入等に取り組む企業を認定する「犯罪被害者サポート企業制度」を創設

鳥取県人権施策基本方針(第4次改訂)の「施策の基本的方向」に掲げる事項についての前半(R4-5)の評価・実績と後半(R6-7)に重点的に取り組む事項

I 前半の評価・実績

民間支援団体が行う相談・支援事業に対する助成を行うとともに、当事者による講演等を含む研修会等を実施し、犯罪被害者等支援に対する県民の理解を深める啓発を推進した。また、令和5年7月には「犯罪被害者に寄り添う支援のあり方検討会」を設置し、被害直後から中長期にわたり、寄り添った支援が提供できるよう検討を行った。

II 後半に重点的に取り組む事項

R6.4.1に設置した「犯罪被害者総合サポートセンター」において、県、警察、民間支援団体等との連携により、犯罪被害者等に寄り添った支援を途切れることなく提供するとともに、県民の理解が深まり被害者の権利が保護される社会を目指し、取組みを推進する。

20

第7章 10 性的マイノリティの人権

<令和6年度の主な実績>

①啓発・教育

- ・多様な性のあり方について学ぶ学習会の講師を派遣し、小学校7校、中学校3校、高校3校で実施
- ・性の多様性に関する理解促進のため、県内企業・団体等へ講師を派遣

②相談事業

- ・「鳥取県LGBTQ寄り添い電話相談窓口」を開設し、当事者や当事者やそのご家族等の悩みや思いに寄り添った相談を実施 10件

③人材育成

- ・性に関する基礎知識、ケース検討、窓口対応等についての全3回の研修を実施。

④その他

- ・「とつとり安心ファミリーシップ制度」の運用、研究会を開催し制度のモニタリングを行った。

<令和7年度の主な取組予定>

①～④啓発、相談、人材育成等

- ・令和6年度に行なった取組に継続して取り組む。
- ・企業への講師派遣・県内企業や地域で開催される研修会等に講師を派遣する。
- ・多様な性のあり方について学ぶ学習会の実施回数を増加する。

鳥取県人権施策基本方針(第4次改訂)の「施策の基本的方向」に掲げる事項についての前半(R4-5)の評価・実績と後半(R6-7)に重点的に取り組む事項

I 前半の評価・実績

- ・学校における学習会への講師派遣、一般県民向けの講演会など多様な性に対する理解や認識を深める教育、啓発を推進するとともに、相談窓口を開設して相談支援体制の充実を図った。また、コミュニティスペースの運営による当事者支援等を継続的に実施した。併せて、令和5年度には、当事者の御意見を反映した「とつとり安心ファミリーシップ制度」を創設し、性の多様性を尊重し安心して暮らせる社会の実現に向けて前進を図った。

II 後半に重点的に取り組む事項

- ・理解増進法に基づいて策定される基本計画の趣旨を踏まえ、性的マイノリティの方についての県民の理解の増進に関する施策を進める。

21

第7章 11 生活困難者的人権

<令和6年度の主な実績>

①教育・啓発の推進

- ・ファイナンシャルプランナーと連携し、家計管理に関するセミナー等による啓発を実施した。

②生活困難者への自立支援

- ・生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援等を実施した。
- ・鳥取県あんしん賃貸支援事業、鳥取県家賃債務保証事業等を実施する鳥取県居住支援協議会の活動を支援した。

③生活困難者への就労支援

- ・さまざまな事情から直ちに一般就労で働くことが難しい方に対する中間的就労支援推進事業により、就労に向けた段階的支援を行った。

④新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた生活困難者への支援

- ・新型コロナ特例貸付の償還が本格化したことから、自立相談支援機関のサポート事業や市町村バックアップ事業等により、生活困窮者を支える市町村の支援体制の充実を行った。

⑤地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制整備の推進

- ・推進チーム等による助言、各自治体等の担当者等を対象とした研修会の開催、広域的な意識醸成や人材育成研修の実施等により、市町村における重層的支援体制整備の取組促進を行った。

<令和7年度の主な取組予定>

①～⑤ 教育・啓発の推進、生活困窮者支援への自立支援等

- ・物価高騰が継続していることから、生活困窮者の家計負担を緩和する助成や、相談支援窓口の機能強化を令和7年度も継続して実施。
- ・「とつとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」の拡大、令和6年度に創設した「鳥取県孤独・孤立対策センター」との連携や市町村の行う重層的支援体制整備の整備促進を行うことにより、県内の孤独・孤立対策の充実を図る。

鳥取県人権施策基本方針(第4次改訂)の「施策の基本的方向」に掲げる事項についての前半(R4-5)の評価・実績と後半(R6-7)に重点的に取り組む事項

I 前半の評価・実績

- ・物価高騰による生活困窮者の苦しい状況が継続していたため、生活基盤を立て直すための自立に向けた計画的・継続的な支援に加え、当面の生活を維持するための緊急的な支援として光熱費助成を実施した。
- ・「重層的支援体制整備事業」については令和5年度には5市町が実施。また、4町村は移行準備を行うなど、取り組む市町村は着実に増加している。

II 後半に重点的に取り組む事項

- ・引き続き市町村が実施する重層的支援体制への支援を実施し市町村の体制整備・充実を後押しする。
- ・物価高騰の状況等を注視しながら、生活困窮者への必要な支援を検討・実施していく。

22

第7章 12 様々な人権

<令和6年度の主な実績>

①北朝鮮当局によって拉致された被害者等

・啓発

- ①学校や地域において、拉致問題への理解を深め、人権意識の高揚を図ることを目的に、拉致被害者御家族の松本孟さんを招聘し、出前学習会を実施（地域：2団体、学校：3校）
- ②拉致問題に対する県民の関心を高めるとともに、被害者及び家族への支援の必要性についての理解促進を目的に「拉致問題の早期解決を願う国民のつどいin米子」の開催（R5.10.15／米子コンベンションセンター）
- ③故郷や大切な人を思う歌を通して、拉致被害者や御家族の思い、人権の大切さを伝えるために、ショッピングモールで拉致問題啓発ミニコンサートを開催（R5.12.10／イオン米子駅前店）

・国要望

- ・春要望（4月14日）・夏要望（7月7日）・国民のつどいに併せ要望（10月15日）

②災害被害者等の人権

・避難所の生活の質向上

- ①指定避難所や指定福祉避難所、自主避難所（支え愛避難所）における要配慮者に対応するための資機材及び女性・子どもの安全確保に係る資機材の整備について、市町村に対する補助を実施した。
- ②市町村や医療機関と連携し、医療的ケア児の受入を想定した避難訓練を実施した。

・要配慮者の避難支援

支え愛マップづくりにより要支援者・地域のハザード情報を地域住民が共有し、避難訓練、声かけなど、災害時の「備え」となる活動に取り組んだ。（取組地区数：35地区）

③ひきこもりの状態にある人の人権

・啓発・教育

当事者の講師をお迎えし、ひきこもりを取り巻く現状等について、一般県民向けに講演会を実施した。

・相談事業

「とつとりひきこもり生活支援センター」に委託し、相談窓口を設置。当事者や保護者の悩みや思いに寄り添った相談対応を実施。（実人数227人）併せて、当事者及び保護者の会を定期的に開催。また、市町村における相談窓口等の支援体制も後押し。

・職場体験事業

当事者の状況に応じて、職場体験事業を実施。19人が利用。

令和5年度に中西部に職場体験事業所を整備し、令和6年度から本格的に稼働。

23

第7章 12 様々な人権

<令和7年度の主な取組予定>

①北朝鮮当局によって拉致された被害者等

・啓発・国要望：令和6年に行った取組を継続して取り組む。

②災害被害者等の人権

・避難所の生活の質向上事業

- ①要配慮者を含む被災者の災害関連死を防止するため、市町村と連携して指定避難所等の環境整備するための体制構築・資機材整備等に取組む。

- ②市町村等と連携し、要配慮者（医療的ケア児等）の受入等を想定した避難所運営訓練を実施する。

・要配慮者の避難支援

住民組織による、支え愛マップの作成・更新、避難訓練、見守り活動等の地域防災活動を支援しながら、共助による要配慮者（避難行動要支援者）の避難支援体制を確立する。

③ひきこもりの状態にある人の人権

・相談事業

令和6年度に実施した実態調査結果に基づき、相談窓口を委託している「とつとりひきこもり生活支援センター」の体制を強化。引き続き、当事者や保護者の悩みや思いに寄り添った相談対応を実施。併せて、当事者及び保護者の会を定期的に開催。市町村等他機関との連携を重点的に取り組む。

・職場体験事業

当事者の状況に応じて、職場体験事業を実施。23名が利用。

鳥取県人権施策基本方針(第4次改訂)の「施策の基本的方向」に掲げる事項についての前半(R4-5)の評価・実績と後半(R6-7)に重点的に取り組む事項

I 前半の評価・実績

(北朝鮮) 学校及び一般県民向けの講師派遣による学習会において、拉致問題に対する理解や認識を深める教育、啓発を推進するとともにショッピングセンターでミニコンサートを行い、拉致問題に日頃関心のない層に向けても啓発ができた。また、国民のつどいでは、講演者に帰国された拉致被害者の蓮池薫氏を招聘したこと、多くの参加があり大いなる啓発ができたことは成果と考える。

(災害被害者) 避難所における要配慮者に対応するための資機材及び女性・子どもの安全確保に係る資機材の整備について、継続的に市町村を支援した。

(ひきこもり) 委託事業により、相談・職場体験事業などを行うひきこもり者社会参加事業を実施。特に平成31年度から相談件数が増加していることから、相談員の拡充、LINE相談の実施などの体制整備を行うことで、ひきこもり当事者及び保護者に寄り添った対応を行ってきた。

II 後半に重点的に取り組む事項

(北朝鮮) アニメ等の活用も含め、新たな手法を取り入れ、若年層への拉致問題に対する理解や認識を深める教育、啓発を行う。

(災害被害者) 避難所体制の確立・支援や、運営訓練の実施等継続して取り組む。

(ひきこもり) 各市町村においても、相談対応を行う体制が充実しつつあり、また、現在の職場体験事業所以外でもサポートを行うことが必要。

委託先以外の他機関との連携により、地域全体での支援体制の整備に取り組む。

24

鳥取県人権施策基本方針第4次改訂に係る具体的施策の評価（令和6年度）

■評価基準	
A:既に達成	
B:順調	
C:やや遅れている	
D:遅れている	

第2章 人権教育・啓発の推進

I 人権教育

【施策の基本的方向】

(1) 教育活動全体を通じた人権教育の推進 (2) 指導内容・方法の工夫・改善 (3) 教職員に対する研修等の充実

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額(千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
学校人権教育振興事業	「鳥取県人権教育基本方針－第3次改訂－」についての周知を図るとともに、県内外の先進事例等を学び、人権教育推進に向けて研究協議する。 ・各学校、校区等での研修会等へ指導主事が出席し、人権教育の指導内容・指導方法等について指導・助言を行う。 ・各人権問題(性的マイナリティ、障がいのある人の人権)において、当事者の方や関係者の方の話を聞いたり障がい者スポーツを体験をしたりすることを通して、人権尊重の社会づくりに向けた資質・能力を育成する学習会を実施する。	「鳥取県人権教育基本方針－第3次改訂－」についての周知を図るとともに、鳥取県がめざす人権教育の推進に向けた支援を行う。	4,381	・人権教育主任会をはじめ各種研修等において、「鳥取県人権教育基本方針－第3次改訂－」を周知するとともに、基本方針に則した指導・助言を実施した。 ・人権学習講師派遣事業において、性的マイナリティの人権に関する学習会を16校で実施し、障がい者スポーツ関係ではボッチャ体験と車いすバスケットボール体験をそれぞれ6校ずつ実施し多くの「あいサポートキッズ」を育成した。(詳細は後述) ・先進校視察や研修受講を重ね、「生命(いのち)の安全教育」のリーフレットの作成や全ての小学校を対象とした研修会を開催した。	A	・児童生徒等に人権教育を通して「育てたい資質・能力」を授け所とした授業実践が十分とは言えない。	・実践につながる研修内容の工夫や具体的・効果的な指導・助言に努める。	人権教育課
人権教育実践事業(国事業)	・総合推進地域・研究指定校を指定し、それらの地域や学校が抱えている人権教育推進上の課題解決のための指導方法等の在り方を研究委託する。 ・子どもを性犯罪・性暴力の当事者にしない「生命(いのち)の安全教育」を、市町村教育委員会等と連携・協働しながら普及・支援する。	・学校、家庭、地域が一体となって地域全体で人権意識を培うための実践について研究を行う。 ・人権意識を培うための学校教育の在り方について幅広い観点から実践的な研究を行う。 ・内閣府と文部科学省が共同で作成した教材を活用した指導モデル等の普及・支援を行う。	2,420	米子市立大籠津小学校を「人権教育研究指定校」として指定し、学校の課題解決に向けた研究を進めた。	A	授業研究会、教職員研修等の関わりが少なく、研究過程の十分な把握や適格な指導・助言につながりにくい。	年度当初の連絡協議会等を通じて年間の見通しや学校の課題等を細かに共有し、学校との連携を密にし協働関係の構築に努める。	人権教育課
県立学校人権教育推進支援事業	すべての県立学校において、人権教育推進上の課題解決に向けて計画・実施される事業に対して支援を行う。	人権教育に係る取組(授業改善・講演会・研修会・フィールドワーク等)に対して支援を行う。取組の成果を実践事例集として配付する。	1,158	・各県立学校において実施された、授業研究会、人権教育講演会、フィールドワーク、教職員研修等を支援した。 ・人権教育の取組成果として実践事例集にまとめた。(配布は次年度)	A	取組の成果が学校の課題や児童生徒等に育てたい資質・能力に則して検証できているとは言えない。	・各学校から提出される計画書や報告書の内容をふまえ、より効果的な取組となるよう個別に指導・助言を実施する。 ・具体的な目標の設定や定量的な評価も取り入れられるよう要請する。	人権教育課
豊かな人権文化を築く学校づくり事業	・学校・家庭・地域が連携・協働しながら、豊かな人権文化を築く資質を備えた児童生徒を育成し、いじめの未然防止等に向けた研究や取組を行う学校を指定・支援する。 ・これまで作成してきた「人権教育プログラム(学校教育編・社会教育編)」の改善・活用等を進めるとともに、「人権教育プログラム(社会教育編)」を使用したPTA等の研修に派遣するファシリテーターの資質・能力の向上を図る。	・有識者や指導主事等の指導助言を受けながら、児童生徒の自尊感情を向上させるなど、総合的に人権教育を推進する学校の取組や研究を支援する。効果的な取組や学習指導案(学校向け・PTA研修向け)などの成果の普及を図る。 ・「人権教育プログラム」を活用したPTA研修会実施を希望する学校等に対しファシリテーターを派遣する。また、ファシリテーターの資質・能力の向上を図る研修会を開催する。	1,105	・3校(区)を指定(鳥取市立湖東中学校区、倉吉市立西中学校、米子市立淀江中学校)し、教職員研修や教育実践を重ね、いじめの未然防止等を目的とした研究を実施した。 ・30校(団体)に対しファシリテーターを派遣した。また、ファシリテーターのスキルアップ研修会を3回開催した。	A	・研究の成果を見出し、指定校以外への普及・浸透を図ること。 ・PTAや各地域の人権に関わる研修において、「参加型學習」を普及すること。	・研究成果の情報発信の方策・伝え方等を工夫する。 ・スキルアップ研修会の内容等の充実に努め、人権教育プログラムの内容の魅力化を図る。	人権教育課
人権教育アドバイザー事業	地域社会における人権尊重のまちづくりを住民一人一人が主体者として進めるれるよう、市町村と連携をはかりながら、市町村が行う人権教育施策、住民学習の充実にに対する支援(助言)を行う。	鳥取県人権教育アドバイザーを委嘱し、市町村の社会教育における人権教育行政の現状を把握し、諸課題の解決のための助言を行う。	1,196	人権教育アドバイザー会議を実施し、県の事業等の共通理解を図った。また、市町村社会教育における人権教育推進に関する調査を実施して各市町村の課題等を理解し、東部地区については合同研究協議会を開催して課題解決に向けた助言等を行った。	A	市町村の課題をより理解するとともにその解決に資するよう人権教育アドバイザーが活躍する場面を増やしていくこと。	市町村社会教育における人権教育推進に関する調査をより詳細に分析するなどして、市町村の課題解決に向けアウトリーチ型の支援も実施していく。	人権教育課
社会人権教育振興事業	県内の社会人権教育活動の充実を図るために、関係する団体へ支援を行う。	県内の社会人権教育活動を推進するため、「人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会」の開催や、各市町村単位で組織された「人権教育推進協議会」の活動を支援する団体に対して、運営費を助成する。	4,899	「人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会」開催に向けて、運営費を助成するとともに、計画や運営等においても協力した。	A	「人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会」の開催に向け、市町村の協力を得にくい状況にある。	課題解決に向け、関係団体や市町村との調整や支援をしていく。	人権教育課

II 人権啓発

【施策の基本的方向】

(1) 効果的な啓発・情報提供 (2) 効果的な啓発手法

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額(千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
差別と偏見のない社会づくり推進費(企業トップセミナー)	鳥取県人権尊重の社会づくり条例に則り、お互いの人権が尊重され、誇りを持って生きることができる差別と偏見のない人権尊重の社会づくりを推進する。	・企業市町村トップセミナーを開催し、企業トップ等の人権意識の向上を推進	1,250 584	企業、市町村等を対象とした正しい知識の普及啓発のための人権研修の開催 ①人権・同和問題講演会を開催 講師：北口末広氏(近畿大学人権問題研究所特任主任教授) 参加人数：102名 ②鳥取県情報産業協会経営高度化委員会にて開催 講師：今度珠美氏(一般社団法人メディア教育研究室代表理事) 参加者：県内情報産業企業関係者7名 ③とりぎん文化会館にて開催 講師：中江美紀氏(鳥取県人権文化センター専任研究員) 参加者：県内企業経営者、人事・労務担当者84名	B	多くの県民や企業トップの方に研修に参加していただけるよう、アンケート結果を考慮したテーマの選定や実施方法、時期及び周知方法について、関係機関と連携して積極的に取り組むことが必要。	ビジネスと人権などの人権施策を推進するにあたり、企業・団体等への啓発に取り組むことが有効と考えられることから、引き続き商工団体等との連携を密に行いながら啓発を図り、人権尊重の社会づくりを推進する。	人権・同和対策課
差別と偏見のない社会づくり推進費(人権啓発教育事業・人権研修推進事業・市町村・団体等支援事業)(R5人権啓発教育事業)	人権が尊重される社会づくりを推進するため、各種啓発事業を実施し、市町村や県、市町村、団体等支援組織を支援する。	○人権啓発活動事業 ・人権情報誌「ふらっと」年2回発行(県人権文化センターに委託) ○ガイドーリー鳥取と連携した啓発活動 ・鳥取地方法務局、鳥取県人権擁護委員連合会等と連携し「人権フェスティバル」実施 ○人権研修推進事業 県職員人権研修実施	18,421 15,855	<人権啓発活動> ○人権情報誌「ふらっと」の発行 国や県の人権施策の周知や様々な人権問題をテーマにした人権情報誌の発行(10月及び2月) ○ラジオCM 20秒CMを3本作成し、年間70回を放送 ○みんなの人権フェスティバルの開催 12月7日(土)倉吉未来中央で開催 参加者数250名 <人権研修の推進> ○所属長及び人権推進員を対象とした研修 VOD配信を活用した研修の実施 ○単位制研修 月2回程度、指定人権講座を指定・通知して、職員の人権研修受講を促している。 <県民等との協働による人権啓発> 委託契約事業	B	・その時に啓発すべき人権課題や新しい制度について、ラジオや情報誌をうまくつかって啓発することができたが、啓発効果があまりみられないものがあつたので、別の啓発方法の検討が必要。 ・近年職員研修の受講率の低下が見受けられるため研修計画を見直す必要がある。 ・その時々に啓発すべき人権課題や新しい制度について、ラジオや情報誌をうまくつかって啓発することができたが、啓発効果があまりみられないものがあつたので、別の啓発方法の検討が必要。 ・近年職員研修の受講率の低下が見受けられるため研修計画を見直す必要がある。	効果的な啓発につながるように、いま最も啓発しなければならない課題、その時期を極める。 ・単位制研修の受講には、休日を利用しての受講など大きな努力となるため、県庁講堂にてラジオタイム研修会を企画する。 ・各月に設定される何らかの月間に合わせた内容とすることで、より効果的な研修とすることを目指す。 ・NPOの全ての団体に委託事業及び補助事業の案内通知を昨年度と同様に早めに発出、募集開始し、各市町村やNPOと関わりのある部所を通してこの事業について、重ねて周知していく。	人権・同和対策課
企業内人権啓発相談員の設置及び推進員研修会の実施	事業所における公正な採用選考システムの確立と同和問題等の解決のために必要な知識、理解及び認識を深める。	・企業人権啓発相談員による県内企業への推進設置の働きかけ ・公正採用選考人権啓発推進員研修会の開催(年3回)	1,960	・推進員未設置の企業への推進員設置の働きかけや公正採用選考人権啓発推進員受講の企業に対し推進員設置の働きかけを行つた。 ・公正採用選考人権啓発推進員研修会を対面とオンライン方式で計3回実施し、計1,068名が受講した。	B	・対面での研修会だけでなく、オンライン併用しつつ、なるべくすべての事業所への受講を促す必要がある。 ・研修会の参加者だけではなく事業所全体に研修内容を周知させる必要がある。	・企業人権啓発相談員による働きかけを行ながら、引き続き研修会を開催していく。 ・研修内容を事業所全体で共有するよう研修会参加者に促す。	雇用・働き方政策課
企業内支援者スキルアップ研修	企業内の支援体制を強化し、障がい者の職場定着・離職防止を進める。	障害者職業生活相談員など企業内の支援者の能力強化を図るため、研修を実施する。	180	「障がい者が働く職場の相談員研修」を開催した(参加者：58名)	B	障害者実雇用率の算定における除外率の1%引下げ(令和2年4月予定)や障害者法定雇用率の2.7%への引上げ(令和8年7月予定)に対応するため、障がい者の職場定着・離職防止のより一層の促進に向け、関係機関とも連携して効果的な研修を実施していく必要があります。	障がい者や受入部署等からの相談に応じる「障害者職業生活相談員」の役割や知識の再確認に加え、参加者が日頃抱えている悩みや工夫していることを情報交換、意見交換できる場を設けるなどして、県内企業等内で活動する支援者の技術向上、ノウハウの横展開を図るとともに、支援者同士の連携の強化にも取り組んでいく。	雇用・働き方政策課
鳥取県中小企業労働相談所(みなくる)による社内研修講師派遣や労働セミナーの実施	労使間トラブルの未然防止や適切な労務管理の推進を支援する。	・企業が行う社内研修(ハラスマント、メンタルヘルスケア等)への講師派遣 ・労働者・経営者向けの労働関係法令セミナーの開催	1,939	・企業への社内研修講師派遣を60社に行った。(R7.1月末時点) ・労働関係法令セミナーを9回実施し、計286名が参加した。	B	ハラスマント防止等研修の重要性はありますから、引き続き利用を呼びかけていく必要がある。	継続して講師派遣及びセミナーを開催していく。	雇用・働き方政策課

第3章 差別実態の解消に向けた施策

【施策の基本的方向】

1 差別のない社会づくりの推進 2 差別解消に向けた施策の検討

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額(千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
差別と偏見のない社会づくり推進費(差別事象検討小委員会)	鳥取県人権尊重の社会づくり条例に則り、お互いの人権が尊重され、誇りを持って生きることができる差別と偏見のない人権尊重の社会づくりを推進する。	差別事象検討小委員会を開催し、県内で発生した差別事象の実態を把握し、啓発や支援策等の対応を検討する	186	差別事象検討小委員会を1回開催し、市町村等から報告のあった差別事象について、委員の意見を見つめた。	B	差別事象検討小委員会での意見をもとに、効果的な啓発を検討していく。	より効果的な啓発を行うため、人権文化センターと協議を行うなどして検討を行っていく。	人権・同和対策課

第4章 相談支援体制の充実

【施策の基本的方向】

1 相談機能の充実 2 救済制度の確立の国への要望

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額(千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
差別と偏見のない社会づくり推進費(相談支援スーパーバイス事業)	鳥取県人権尊重の社会づくり条例に則り、お互いの人権が尊重され、誇りを持って生きることができる差別と偏見のない人権尊重の社会づくりを推進する。	県内3か所に人権相談窓口、人権局に「こどもいじめ人権相談窓口」を設置し、相談者に寄り添った支援を行うとともに、専門相談員(弁護士)による相談会、ネットモニタリング等を実施	3,188	・人権相談窓口相談件数：1168件(2月末現在)・こどもいじめ人権相談窓口：16県(2月末現在)・ネットモニタリング削除依頼件数：187件(1月末現在)・県・市町村職員装備対応研修の実施・基礎講座2回・専門講座2回実施	B	・各関係機関との連携強化・相談対応研修参加者の増	ケース会議や専門相談員の積極的な活用を図る。	人権・同和対策課
地域生活支援事業(相談支援体制強化事業)	障がい者等が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことのできる相談支援体制を整備するため、市町村域を超えた広域的支援を行う。	相談員研修会の開催、市町村の相談支援体制を活性化させるためのアドバイサー派遣、鳥取県地域自立支援協議会運営事業、相談支援専門員の配置に係る経費補助等	6,713	身体障害者相談員及び知的障害者相談員を対象とした研修会を実施したほか、相談支援専門員の配置に係る経費を補助した(市町村間接補助)。また、地域の相談支援体制の活性化を図るためにアドバイサーを派遣し、技術助言等を行つた。	B	更なる、市町村の相談支援体制の充実を図ることが必要。	引き続き、事業を実施していく。	障がい福祉課

第6章 共通して取り組む重要施策

2 ビジネスと人権

【施策の基本的方向】

(1) 企業の取組の推進 (2) ハラスメント防止等の推進 (3) 労使間の問題解決支援 (4) 新たな人権課題への対応

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額(千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
企業内人権啓発推進事業	事業所における公正な採用選考システムの確立と同和問題等の解決のために必要な知識、理解及び認識を深める。	・事業所における同和問題等人権啓発の体制づくりの取組として、公正採用選考人権啓発推進員の設置、推進員研修の受講、公正な選考システムの確立、推進計画の策定などを実施する。 ・公正採用選考人権啓発推進員を対象とした公正採用選考人権啓発推進員研修会を開催する。	954	・推進員未設置の企業への推進員設置の働きかけや公正採用選考人権啓発推進員未受講の企業に対し推進員設置の働きかけを行った。 ・公正採用選考人権啓発推進員研修会を対面とオンライン方式で計3回実施し、計1,068名が受講した。	B	・対面での研修会だけでなく、オンラインも併用しつつ、なるべくすべての事業所への受講を促す必要がある。 ・研修会の参加者だけではなく事業所全体会に研修内容を周知させる必要がある。	・企業人権啓発相談員による働きかけを行いながら、引き続き研修会を開催していく。 ・研修内容を事業所全体で共有するよう研修会参加者に促す。	雇用・働き方政策課
【再掲】鳥取県中小企業労働相談所(みなくる)による社内研修講師派遣や労働セミナーの実施	—	—	—	—	—	—	—	雇用・働き方政策課
とっとりSDGs企業認証推進事業	SDGs経営を見る化する「とっとりSDGs企業認証」について、県内企業の認証取得支援を行うとともに、認証企業のさらなる経営展開に向けた資金調達やパートナーシップ構築などの取組支援を進め、投資家やサプライチェーン、働く人、社会等から選ばれる企業への転換を促すなど県内企業の価値向上を図る。	「とっとりSDGs企業認証」の第3回公募を実施するとともに、認証取得を目指す企業への専門家の伴走支援やセミナー等によるSDGs経営転換支援を実施する。認証取得企業については更なるSDGs経営の推進に向け、取組経費の補助や県内外企業とのマッチング支援等を引き続き実施する。 認証項目には労働者の人権への配慮も含まれており、本制度により企業の人権意識の醸成に繋げる。	13,283 7,283	「とっとりSDGs企業認証」の第3回、第4回公募を行い、新たに9社を認証した。 認証企業のさらなるSDGs経営の推進を支援するとともに、これから認証取得を目指す企業を対象にセミナーやワークショップを実施した。	B	認証取得企業及び認証取得を目指す企業の増加	SDGs経営転換に向けたセミナーの開催や経営戦略構築の支援、認証企業の事例紹介の実施、SDGs感度の高い学生との共創などにより、制度と認証企業の認知度向上を図る。	商工政策課

3 デジタル社会における人権

【施策の基本的方向】

(1) 教育・啓発の推進 (2) 相談支援体制の充実 (3) インターネット上での人権侵害行為への対応 (4) 青少年の健全な育成のための環境整備 (5) 新たな人権課題への対応

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額(千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
鳥取県子どものインターネット利用教育啓発推進協議会事業	子どもたちの電子メディア機器とのよりよい付き合い方に関する教育啓発を、官民連携組織により企画・実施する。(委託先:鳥取県子どものインターネット利用教育啓発推進協議会)	・鳥取県子どものインターネット利用教育啓発推進協議会の運営 ・電子メディアとの付き合い方を子ども・保護者・学校で学ぶ学習ノートの作成・配布 ・電子メディアとの適切な付き合い方を学ぶための講座・啓発イベントの開催 ・SNSトラブルから子どもを守る取組(SNSトラブル防止標語「とりのからあげ」の県全体への普及等)	1,549 1,604	・学習ノートを配布したり、電子メディアとの付き合い方フォーラム等のイベントを実施し、電子メディアとのより良い付き合い方について啓発を行った。	B	・フォーラム等を実施しても、元々意識の高い層の参加者が多く、幅広い層まで啓発が届きにくい。 ・フォーラムの基調講演の講師等をより親しみやすい人物にする。	・フォーラムの開催時期を保護者や児童生徒が参加しやすい時期に変更する。	社会教育課
鳥取県インターネット問題予防対策事業	情報モラル・メディアリテラシー・デジタル・シティインシップ等の指導ができる民間の専門人材を学校へ派遣し、ネット依存や人間関係のトラブルといったインターネットの過剰利用による問題の発生を学校全体で予防する。	鳥取県デジタル・シティインシップエデュケーターを学校へ派遣し、児童生徒への授業や教職員研修・保護者研修を行う。また、メディアリテラシー等の指導ができる者の育成を図るために、養成講座を実施する。	1,004 1,011	・児童生徒への授業および教職員研修を34校、保護者研修を23校で実施した。 ・養成講座を実施し、新規に2名のエデュケーターを養成した。	B	・保護者研修を実施しても、元々意識の高い保護者の参加が多く、トラブルに巻き込まれる可能性の高いメディアリテラシーへの意識が低い保護者にまで啓発が届きにくい。	・学校の入学者説明会の日にあわせて保護者向けの研修を実施するなど、より多くの保護者が参加できるよう工夫する。	社会教育課
インターネットとの適切な接し方教育啓発講師派遣事業	子どもたちの健全育成を行なうNPOに委託し、保護者や地域住民への啓発活動を行う。	・ケータイ・インターネット教育推進員派遣(幼稚園・保育所等の保護者研修会等への講師派遣) ・ケータイ・インターネット教育推進員研修(派遣する講師の育成) ・乳幼児の保護者向け啓発活動(啓発チラシを作成し、幼稚園・保育所等へ配付)	1,927 1,764	・幼稚園・保育所等の保護者研修会に推進員を27回派遣した。 ・チラシを作成・配布し、保護者等への啓発を行った。	B	・インターネット利用の低年齢化が進んでおり、デジタルネイティブ世代の保護者に対する効果的な啓発が必要である。	・新たに乳幼児の保護者向けの啓発に特化した専門家を育成し、乳幼児期の啓発活動の強化を図る。	社会教育課
子どもたちを守るためのネットバロール事業	インターネット上の誹謗中傷、犯罪被害等から子どもたちを守るために、インターネット上の児童生徒の書き込みに対する監視を行い、問題と思われる事例が発見された場合、市町村教育委員会や県立学校等に情報を提供する。	月10回程度インターネット上の児童生徒の書き込みに対する監視を行い、問題と思われる事例が発見された場合、市町村教育委員会や県立学校等に情報を提供する。	1,091	子どもたちを守るためのネットバロール業務を外部委託し、問題と思われる事例については委託先から報告があった。必要に応じて市町村教育委員会や県立学校等に情報を提供した。	B	委託先より報告された書き込みについて、関係機関へ迅速に情報提供する。	県教育委員会関係課と連携し情報モラル教育を推進する。	いじめ・不登校総合対策センター
【再掲】差別と偏見のない社会づくり推進費(相談ネットワーク)	—	—	—	—	—	—	—	人権・同和対策課

4 個人情報の保護と人権

【施策の基本的方向】

(1) 個人情報の適切な管理等の推進 (2) マイナンバー制度や本人通知制度の周知

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額(千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
情報公開・個人情報保護制度実施事業	県民等の個人情報及び死者情報に適正かつ安全に取得し、利用し、提供し、管理するとともに、県民からの保有個人情報の開示等の請求に対し適正な開示決定等を行ふことにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、県民の権利利益の保護を図る。	・個人情報の保護に関する法律の施行状況を総括し、公表する。 ・個人情報ファイル簿等の整備、公表等を行う。 ・業務適正化(内部統制)に基づく個人情報適正管理実地検査等の実施を行う。 ・行政機関等匿名加工情報の作成及び提供を行う。 ・保有個人情報に係る開示請求等の受け、審査及び開示等の実施を行う。 ・個人情報保護に係る府内での研修、相談、協議等を行う。	1,224	保有個人情報に係る開示請求に対する開示決定等を適正かつ遅滞なく実施するとともに、個人情報の漏えい事故を防止するための職員研修を拡充し、及び実施検査等を予定どおり実施した。	B	県が保有する個人情報の漏えいを防止するための対策を深化させる等、個人情報保護法の適正かつ安定的な運用のために必要な安全管理措置を適切に講じていく必要がある。	職員研修を職位別や取扱業務に応じた内容に拡充するとともに、文書等の発送段階でのダブルチェックに係るノウハウの周知及び記録化の徹底、個人情報を取り扱う業務の受託者における漏えい防止対策の県との共通化を推進していく。	県民課

5 ユニバーサルデザインの推進

【施策の基本的方向】

(1) 教育・啓発の推進 (2) カラーUDの推進 (3) 関係機関等との連携 (4) 公共施設等のUD化の推進

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額(千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
差別と偏見のない社会づくり推進費(人権教育事業:ユニバーサルデザイン出前授業)	誰もが暮らしやすい社会づくりの担い手としての自覚と実践力を培う。	県と学校が協力し、UD(カラーUDを含む)に関する学習に加え、障がい者や高齢者への向き合い方(疑似体験やマナー)等に関する学習を実施する。	470		B	将来世代へUDの視点を受け継いでいく必要がある	引き続き、小中学校での出前授業や、出前説明会に取組む	人権・同和対策課
とっとりUD施設普及推進事業	建築物のバリアフリー化をソフト面とハード面の両側から進めることにより、障がい者、高齢者等が社会参画しやすいまちづくりを進める。	・バリアフリー化を行う民間建築物の建築主に対して、市町村と協調し整備に係る費用を助成する。 ・公共施設及び民間施設へのとっとりUDアドバイザー派遣制度の利用及び施設認証取得について働きかけ、UD施設の普及啓発を図る。	18,973 10,892	・昨年度に引き続き「とっとりUDマップ」により、バリアフリー施設情報などを掲載し、様々な条件で検索できる機能を備えることでバリアフリー整備の情報を分かりやすく提供している。施設登録数:4,753件(令和7年1月末時点) ・UDアドバイザー派遣について、今年度は4回実施し、制度開始から合計9施設で実施している。また今年度は、初の民間施設での派遣を実施した。	B	・引き続き、公共施設及び民間施設へのUDアドバイザー派遣、UD施設認証取得についての利用を働きかけていく必要がある。 ・とっとりUDマップの利便性向上及び利用者、登録事業者を増加させるための普及を図っていく必要がある。 ・福祉のまちづくり補助金制度の活用が進んでいないので、引き続き制度の普及を図っていく必要がある。	・チラシ、SNS(住宅政策課Instagram、エコトリー等)を用いて、制度の周知を図っていく。 ・建築確認申請等の申請窓口にチラシを配架し、周知を図る。 ・UD施設認証の対象である特別特定建築物の建築確認申請があつた際に制度の内容説明を行う。	住宅政策課

第7章 分野別施策の推進

1 同和問題(部落差別)

【施策の基本的方向】

(1) 教育・啓発の推進 (2) 隣保館における相談支援体制の充実 (3) 就労の支援 (4) 差別事象等への対応 (5) 関係団体との連携

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額(千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
部落差別解消推進事業	部落差別問題をはじめとする人権課題の解決に向け、鳥取県同和対策協議会等に連携し具体的な施策に取り組む。	・部落差別解消推進に係る啓発広報 ・宅地建物取引上の人権問題解決に向けたアクションプランに基づく、宅建業者や県民に対する宅地建物取引上の人権問題に係る啓発活動 ・隣保館相談支援強化アドバイザー派遣 市町村が一體となって住民の困りごとの把握と包括的な相談支援を行えるよう、重層的支援体制整備事業の実施及び実施体制の中に隣保館を位置づけるよう働きかける。重層的支援体制整備事業を実施する予定のない町に対しては、隣保館相談支援強化アドバイザーを派遣し、困りごと解消に向けた取組を行うとともに、好事例等を横展開する。 ・隣保事業ソーシャルワーカー養成研修会 地域の隣保事業を牽引するリーダー的な役割を果たす隣保事業ソーシャルワーカーを育成する ・部落差別による心の傷を負われた方へのケアのうち、専門家の対応が必要な場合は臨床心理士等によるケアを実施する仕組みを検討する。	6,163	○啓発広報 ・マンガを活用した広報の実施 部落解放月間(7月10日から8月9日)に合わせて、若年層へのPRを狙い、マンガを活用したポスター、リーフレット等を作成し、広報啓発を行った。また、県政大よりにおいて、人権・同和問題講演会等の広報を実施した。 ・人権・同和問題講演会を開催した。(開催日:7月17日、場所:エースパック未来中心ホール、参加人数102人) ・身元調査お断り運動のリーフレットを市町村等関係機関に配布し周知を呼びかけた。 ○宅地建物取引上の人権問題に係る啓発活動 業界団体と連携して、県が指定する人権研修を受講した宅地建物取引業者に対し、人権研修受講済証を交付している。 ○隣保館相談支援機能強化事業の実施(鳥取県隣保館連絡協議会に委託) ・差別事件の検討と心理的ケア、相談支援の具体的な方法等に地域支援のアドバイザーを派遣し助言を行った。(11回) ・隣保事業ソーシャルワーカー養成研修(3月11日～3月16日)受講者8人、修了者6人 ・部落差別によって心の傷を負われた方に対する支援として、「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」の取組を活用して臨床心理士等が支援を行うこととした。	B	○啓発広報 ・現在も市町村役場等に同和地区(被差別部落)かどうかを問い合わせる電話等が後を絶たない。 ・インターネット上の書き込みは削除が困難であるだけでなく、被害が深刻なものになりやすい。 ○隣保館相談支援機能強化委託 隣保館が地域住民の生活上の課題解決を図る別事業を精査しながら継続していく。	○啓発広報の充実 差別事象の教材化や効果的な啓発の検討を行う。 ○隣保館相談支援機能強化委託 アドバイザー派遣を利用する市町村が少ないため、業務内容について検討が必要。	人権・同和対策課
【再掲】企業内人権啓発推進事業	—	—	—	—	—	—	—	雇用・働き方政策課

2 男女共同参画に関する人権

【施策の基本的方向】

- (1) 教育の推進 (2) 啓発・支援体制の充実 (3) 性別に関係なく、誰もが能力を発揮できる職場環境づくりの推進
(4) 女性の政策・方針決定過程への参画の推進 (5) 男性の家庭生活・地域生活への参画促進 (6) あらゆる暴力の根絶

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額(千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
女性の夢ある未来Smile(スマイル)事業	育休中の女性が安心してキャリア継続・形成を目指すことができるよう支援する。	育休中の女性の支援を行う既存の民間コミュニティーの枠組み等を活用し、育休中から育休復帰後まで女性に寄り添いながら、職場復帰後のキャリア継続・形成の支援を行うほか、父親になる予定の男性に対し、この出生後の家事育児に関する不安払拭を図るために研修会等を行う。	女性の夢ある未来Smile(スマイル)事業(鳥取県版キャリアサポート事業) 2,888千円	・起業創業など「新たな挑戦」に向けて取り組む女性を後押しする講座を開催した。(二期生に対する研修プログラム)。 ・令和5年度に研修受講された一期生のフォローアップや成功事例としての情報発信を行った。 ・民間コミュニティ(子育てママサークル等)による育休中女性に対する職場復帰支援に向けた相談対応やネットワークづくりを支援した。 ・県内企業に助産師等を講師として派遣し、父親になる予定の男性従業員を対象にオムツ交換や沐浴実践など家事・育児の基本知識等の習得を支援した。	B	「女性には起業創業は難しい」「女性が産休・育休を挟んでキャリアを継続することは難しい」「父親に家事・育児は難しい」といった無自覚の思い込みを払拭していくこと。	育休中の女性が円滑に職場復帰できるよう継続してネットワークづくりを支援することで本人の不安や周囲を含めた無意識の思い込みを払拭するとともに、起業を目指す女性(一期生・二期生)のロールモデルとしての発信を行なうか、企業版父親学級を行うことで男女双方のアンコンシャス・バイアスを解消していく。	女性応援課
女性応援企業支援事業 (P5-女性活躍に取り組む企業支援事業)	企業における誰もが働きやすい職場環境づくりを促進する。	企業経営者向けアンコンシャスバイアス解消に向けた啓発動画の作成や研修を行うほか、誰もが働きやすい職場づくりを行なうため、女性の人材育成や職場環境整備等を行う企業の取組を支援する。	4,714	・県内企業の経営者向けに、女性活躍を推進する上での新たな課題(男性の育児休業取得促進・性別に関するアンコンシャス・バイアス解消)について研修会を開催した。 ・女性は「誰もが働きやすい環境整備や人材育成等に取り組む企業に対して補助制度を活用して支援した。 ・社会保険労務士等を派遣し企業の社内規程整備等について支援した。	B	性別に問わなく誰もが働きやすい職場環境としていため、その阻害要因となっている職場での性別に関するアンコンシャス・バイアスの解消などを通じて、将来的な女性管理職の登用促進や従業員の仕事と家庭の両立応援、多様な働き方の導入を促すこと。	経営者等に対する研修機会の提供、従業員における職場環境に係る聞き取りなどを通じて、性別に関するアンコンシャス・バイアスへの気づきを促すとともにその影響を解消していくなど、誰もが働きやすい職場環境づくりの運動を展開していく。	女性応援課
家族の笑顔をつくる家事シェア・家事負担軽減促進事業	誰もが地域や職場など様々な場でいきいきと活躍できる社会を目指し、家事・育児・介護等の負担が女性に偏りがちな状況を解消するため、男性の家事等への参画を促進する。	家庭内の家事分担を進めるきっかけとなる情報発信・普及啓発により、男性の家事・育児・介護等への参画を促進する。 ・島根県と連携した広域的な情報発信 ・家事シェアのきっかけとなる「家事シェア手帳」等を活用した啓発の実施	2,150	・島根県と連携して、家事シェアや男性の家事等への参画を当たり前にこととして捉え応援する機運を醸成するためのキャンペーンを行い、地元テレビ局によるミニ番組制作、web広告、ポスター掲示等多様な媒体による広域広報を展開した。 ・市町村窓口を通じて、婚姻届け出た新婚夫婦に対して家事分担を話し合うツールとしていたぐる家事シェア手帳を配付した。	B	家庭や地域における家事・育児・介護等の性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスを解消していくこと。	地域の町内会や自治会などにおける出前講座等での研修機会の提供、トークキャラバン等による家庭や地域での実態聞き取り・意見交換などを通じて、家事・育児等を性別によって役割分担する意識や無自覚の思い込みを解消していくなど、誰もが生きやすく暮らしがいやすい地域社会づくりの運動を展開していく。	女性応援課
男女共同参画センター費	男女共同参画センター「よりん彩」において、男女共同参画推進の活動拠点として、異なる男女共同参画への理解促進を図る。	男女共同参画センター「よりん彩」において、情報提供、相談事業等を実施するほか、男女共同共同参画の普及啓発や推進活動の中核となる人材の育成や団体への支援等を行う。	18,327	・図書や行政資料等の収集、貸出やパネル展示等により、男女共同参画推進に関する情報を幅広く伝える取組を行った。 ・専任相談員や臨床心理士、弁護士等による相談対応を行った。 ・活動団体・自治会・事業所等が実施する男女共同参画に関する講座等の開催に対する支援を行った。 ・家庭、地域、職場等で男女共同参画を推進する人材を育成する講座、相談窓口等に関わる人の資質向上を図る講座を開催した。 ・朝の連続ドラマ「虎の巣」に連動して広く県民に向け男女共同参画の理解を促進するセミナーを開催したほか、地域や事業所に出向いて出前講座等を開催した。 ・不安や困難を抱える女性を支援するため、本当に支援が必要な人に支援制度等の必要な情報を持けたり、悩みや不安を抱える方を行政の相談窓口につなげていく取組を行った。 ・アンコンシャス・バイアスを解消するための啓発グッズ(すごろく・カルタ)を作成した。	B	地域や住民活動団体等と接する男女共同参画センターと、経済団体や働く女性のネットワーク等と接する女性応援課の組織を一元化し、多様な属性の県民ニーズを汲み上げ施策立案に直結させていくとともに、家庭・地域・職場での「働きづらさ」「暮らしづらさ」の要因となるアンコンシャス・バイアスの解消に向けた課題把握・対策検討・情報発信等を通じた県民運動を展開していく。	男女共同参画センター	
男女共同参画社会づくり推進事業	鳥取県男女共同参画計画の進行管理及び着実な取組を推進する。	男女共同参画の推進のため、市町村や関係団体との連携、県及び市町村の男女共同参画の取組状況の公表、専門員の訪問等による企業における男女共同参画の取組促進、若い世代への普及啓発等に関する取組を行う。また、県民を対象とした意識調査を行う。	8,436	・鳥取県男女共同参画審議会を開催し、「鳥取県性にかかわりなく誰もが共同参画できる社会づくり計画」(計画期間:令和3年度～7年度)の進捗を報告するとともに今年度の推進策について協議した。 ・同計画の次期計画について基盤資料となるため、男女共同参画県民意識調査を行い、結果報告書を取りまとめた(公表)。 ・県・市町村の男女共同参画の取組状況を取りまとめた「白書」「マップ」を公表し、広く発信した。 ・関係機関等との連携や、専門員による働きかけ等により、誰もが働きやすい職場づくりに取り組む鳥取県男女共同参画認定企業の着実な増加を図った。	B	「性にかかわりなく誰もが共同参画できる社会づくり計画」及び「女性活躍推進計画」の現行計画におけるP1達成に向けて、県民との草の根の対話を含め産官学金労省の多様な属性の方々との意見交換を踏まえて現状に課題、今後の取組方針を整理し施策に反映させていく。	専門員等による企業への職場環境改善の働きかけを強化していくとともに、令和8年度から運用する次期計画の策定に向けて、県民との草の根の対話を含め産官学金労省の多様な属性の方々との意見交換を踏まえて現状に課題、今後の取組方針を整理し施策に反映させていく。	女性応援課
女性のキャリアアップ支援事業	企業等における女性従業員のキャリアアップを応援する。	女性管理職等のネットワークづくりやその継続・拡充の支援、女性を対象にしたキャリア形成等に資するメンター派遣、研修会の開催、多様な分野で活躍する女性のロールモデルの発信のほか、女性の活躍推進に向けた学校における自発的活動を支援する。	9,954	・企画提案による委託事業として、県内企業の異業種間女性管理職ネットワークづくりやその活動を支援したほか、同ネットワークメンバーによる「女性が技術者として就業することは難しい」といった思い込みや、女子児童・生徒及びその保護者や教育関係者が理工系の進路選択を制約する考え方などを払拭し、性別に問わなく誰もが希望する生き方を選択できる社会環境を整えていくこと。	B	建設業や製造業、情報通信業など「女性が技術者として就業することは難しい」といった思い込みや、女子児童・生徒及びその保護者や教育関係者が理工系の進路選択を制約する考え方などを払拭し、性別に問わなく誰もが希望する生き方を選択できる社会環境を整えていくこと。	性別に関するアンコンシャス・バイアスによつて子どもたちの将来を制限することのないよう、理工系分野をはじめ女性の入職が少ない業界で活躍する女性のロールモデルとしての発信や、理工系への興味関心を将来の進路選択に繋げていくためのイベント開催、女性就業者の学校派遣などを通じて、多様な分野で性別にかかわりなくキャリア形成・継続できる就業環境づくりの運動を展開していく。	女性応援課
健やかな妊娠・出産のための応援事業 (新米パパに贈る子育て教室)	医療機関や市町村、家族にも相談できず、孤立・孤独感を感じている妊婦の不安を解消を図るために、実践を通じて父親の育児意識、育児休業や里帰り出産など出産前に実践できる事前の準備などを伝える教室を開催する。	出産を控えた父親に対して、沐浴・妊娠体験・赤ちゃん人形などの体験に併せて、母親の抱える不安や父親に求められる意識、育児休業や里帰り出産など出産前に実践できる事前の準備などを伝える教室を開催する。	1,122	鳥取県助産師会に委託し、新米パパに贈る子育て教室を計12回実施。	B	引き続き、新米パパに贈る子育て教室を実施し、父親の育児参画を促していく。	引き続き、鳥取県助産師会に委託し、新米パパに贈る子育て教室を実施する。	家庭支援課
困難な問題を抱える女性・DV被害者総合支援事業	困難な問題を抱える女性・DV被害者の保護及び自立支援、啓発活動を行う。	DV被害者を含む困難な問題を抱えた女性を支援する関係機関研修実施や、支援を行う民間団体等を対象に、一時保護のための借宿の家賃や一時保護解除後の自立支援に係る初期費用などを支援する経費、先進的・専門的な取組による経費を補助する。自立生活を目指すステップハウスの運営を、社会福祉法人に委託して実施する。DV防止啓発を目的とした街頭キャンペーン、DV加害者更生のための電話相談窓口の設置等を実施し、DV被害者の保護及び支援体制の強化を図る。	34,935	・関係機関の職員を対象とした研修、DV防止啓発を目的としたパネル展示、DV加害者更生のための電話相談件数が少なかったため、窓口の周知を図る必要がある。また、加害者電話相談対応が可能な相談員の養成を行う必要がある。	B	DV加害者電話相談窓口を周知するチラシの作成、配布やDV加害者電話相談員研修を実施する。	DV加害者電話相談窓口を周知するチラシの作成、配布やDV加害者電話相談員研修を実施する。	家庭支援課

2 男女共同参画に関する人権

【施策の基本的方向】

- (1) 教育の推進 (2) 啓発・支援体制の充実 (3) 性別に関係なく、誰もが能力を発揮できる職場環境づくりの推進
(4) 女性の政策・方針決定過程への参画の推進 (5) 男性の家庭生活・地域生活への参画促進 (6) あらゆる暴力の根絶

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
鳥取県DV予防啓発支援員活動事業 (人権教育課による人権学習講師派遣事業の一つ)	若年者(高校生等)に対して、DVについて正しい知識、対応方法や男女が対等でお互いに人権を尊重しあう関係を学び、DV被害者や加害者にならないようにするためにデートDV防止普及啓発のための学習会等を実施することにより、DVを予防し暴力のない社会を目指す。	DV予防啓発支援員(以下、「支援員」という。)を養成して学校等のデートDV予防学習会や地域等のDV予防研修会に講師として派遣し、啓発活動を行う。	2,134	デートDV予防学習会を中学校12校、高校18校、特別支援学校4校、専修学校1校、高等専門学校1校で実施し、約4200人の生徒が学習会を受講した。正しい知識や相談窓口など、必要かつ適切な情報を生徒に提供する機会となっている。	B	学校の授業の枠組みでクラス単位で学習会と提供するため、平日日中の講師派遣となるが、実際に派遣に協力可能な支援員数は、近年不足傾向にある。	引き続き新規の支援員養成研修会の開催を行うとともに、支援員連絡会やフォローアップ研修などを通じ、具体的な活動内容などを共有するなどし、活動協力可能な支援員の増加につなげていきたい。	家庭支援課 福祉相談センター(人権教育課)
犯罪被害者寄り添い支援事業 (うち民間支援団体への委託・補助)	(公社)とつど被害者支援センターに対し、被害直後から電話・面接相談や医療的・法的支援など総合的な支援を行う民間支援団体に委託するとともに、啓発・人材育成等に要する経費を助成し、支援活動の推進を図る。	被害直後から電話・面接相談や医療的・法的支援など総合的な支援を行う民間支援団体に委託及び助成を行う。	42,978	県犯罪被害者総合サポートセンターにおいて、委託や補助により民間支援団体で実施される取組みと連携を図りながら、犯罪被害者支援活動の推進を図った。	B	引き続き、被害直後から被害者に寄り添った支援が行えるよう、県・民間支援団体の他、関係機関との連携強化に努める必要がある。	連絡協議会の開催等を通じ、多機関の連携が図られるよう取組む。	くらしの安心推進課
人権学習講師派遣事業(男女共同参画に関する学習会)	児童・生徒等に、身近な生活を通じた男女共同参画の視点を踏まえた学習を通して自立の意識向上を促し、自らの意思で自分らしく生きる力を育む。	男女共同参画の視点を踏まえた学習を通して自立の意識向上を促し、自らの意思で自分らしく生きる力を育む。	男女共同参画センター費(普及啓発事業) 4,536千円	県内の小中高等学校に出かけ男女共同参画社会の実現に向けた出前授業を実施した。 (12校 延べ1803人)	B	令和5年度と比較回数は減少したが、多くの児童・生徒に講義を行なうことができた。次年度以降も引き続き教育委員会等と連携して取り組んでいく。	教育委員会主催の担当者会でのPR強化や市町村との連携に取り組んでいく。	男女共同参画センター 人権教育課
就労支援	性別に関わらず、ひとり一人が自分らしい働きができるよう、性の多様性を理解し、柔軟な働き方を提案する企業との就労マッチング支援を実施する。	就業支援員が、個々の求職者の性の多様性を踏まえ、就労に向け企業開拓を含めた伴走型支援を行う。	一	大型商業施設での出張相談会を行うなど働く意欲のある方の掘り起こしを行うとともに、希望に沿った就労が実現するよう、就業支援員が企業の紹介、求人開拓・求人条件の調整など、伴走型支援を行った。	B	潜在的な相談者は存在すると思われるため、認知度向上、利用促進を図る。	関係機関と連携した効果的なチラシの配布等による認知度向上、アウトワーチ型による潜在的な相談者の掘り起こしを行う。	鳥取県立ハローワーク

3 障がいのある人の人権

【施策の基本的方向】

- (1) 教育・啓発の推進 (2) 相談支援体制の充実 (3) 権利擁護の推進 (4) 障がい者差別の解消に向けた取組 (5) 社会参加と雇用の促進
 (6) 著らしやすいまちづくりの推進 (7) 特別支援教育の充実 (8) 精神障がいのある人に関する施策の充実

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
「あいサポート運動2.0」事業 (R5とともに生きる!あいサポート企業・団体)拡大事業	「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成28年4月1日施行)」以下「障害者差別解消法」という。)が改正(令和3年6月4日公布され、企業や店舗などの民間事業者による「合理的配慮の提供」が令和6年4月1から義務化されことに伴い、「合理的配慮の提供」と同義である本県発祥の「あいサポート運動」の取組を加速し、障がい者差別解消に向けた取組を推進する。	障害者差別解消法の改正を契機として、改めて法の理念を先取りした「あいサポート運動」の取組を加速させるため、あいサポート企業・拡大推進委員会を配置し、あいサポート企業・団体の拡大を推進するとともに、民間事業者の「合理的配慮提供」の環境づくりの支援、普及啓発や研修会の開催等を行うとともに、若年層への普及啓発促進を図っていく。 あいサポート企業拡大推進委員の配置 地元団体を巻き込んだ地域全体でのあいサポート運動の普及活動 ・キャラバン隊の編成による企業・団体訪問の強化 ・業界団体による合理的配慮の提供の実践を浸透させるための独自取組への支援 ・個別業種に特化した合理的配慮の提供の実践例等を学ぶ専門的研修会の開催 ・民間事業者が実施する社会的障壁の除去に必要となる経費の助成 ・若年期からあいサポート運動を学ぶ機会の充実(学校でのあいサポート運動の学習の全般的導入の推進、あいサポートキッズ(あいサポート運動の未来の担い手となることを目的に、障がいについて学習する児童)用教材の刷新、教職員向け研修会の開催)	36,482 34,482	・キャラバン隊結成による活動の中で、経済界とも連携し、民間企業にあいサポート運動等の普及啓発を行った。 ・障がいのある方に協力いただき、小売店や金融機関等における業種別研修会を開催した。 ・教職員向けにVRによる障がい体験を通じた障がい理解に係る研修を実施するとともに小学生向けの教材等について刷新した。 ・歌手平原綾香氏によるあいサポート運動マーチングの披露や全国手をつなぐ育成会連合会との連携により、全国にあいサポート運動を広く発信した。	B	・令和6年度の改正障害者差別解消法施行及びあいサポート運動15周年を経て、地域や企業等においてあいサポート運動を実践できるよう更に広めていく必要がある。	・引き続きあいサポート研修等を実施するほか、若年層への運動の定着を図るために、県内大学等と連携し学生に対する研修を実施(小・中・高を対象としたあいサポート運動学習会は引き続き実施。) ・あいサポート企業・団体が取り組んでいる社会的障壁を除去するための取組(好事例)の発信等により県内企業へ取組の横展開を図る。	障がい福祉課
障がい者情報アクセスモデル県推進事業	国において、障害者情報アクセセビリティ・コミュニケーション施策推進に係る法律が成立了ところであり、情報保障におけるモデル県となっていけるよう取組を進めます。	障がい者の情報アクセセビリティ・コミュニケーション施策推進のための全国的なモデルとなるよう、鳥取県障がい者ICT相談窓口の設置によるデジタルデバイス活用の個別支援、視覚障がい者の情報アクセセビリティの向上を図るために機器導入支援、遠隔サポート体制の構築、マルチメディアディジタル図書の普及、機器整備、同行援護従事者の確保、AIによる手話言語認識技術発展の実証実験への参加を行うほか、電話リーサービスの利用促進等を図っていく。	27,614	・障がい者のICT相談窓口の設置し、当事者、家族を対象としたICTに関する相談対応、障がい者関係団体との連携による研修会の実施など、利用機会の拡大や活用能力の向上を図った。 ・視覚障がい者向けのICT機器購入費助成事業により、ICT機器の利用促進を図るとともに、コード化点字ブロックの敷設、マルチメディアディジタル図書の普及・促進等新たに取り組んだ。 ・きこえない方などを対象に電話リーザービスの加入促進を図るため、利用料が無料になる地域登録の活用、サービスを利用するため使用する機器導入補助等を実施した。 ・同行援護従事者の確保に向け、関係団体とも連携し同行援護制度の周知、事業所へのアンケート実施などを実施した。 ・県や市町村主催イベントにおいて、AIによる手話言語認識技術の実証実験を行い、多くの参加者に体験いただいた。 ・きこえないきこえない子どもたちのサポートセンター「きき」において、相談支援のほか、研修会や手話言語を学ぶための学習会などを実施した。	B	・障がい者のICT機器活用の支援を行うため、障がい者ICT相談窓口の利用促進を引き続き図つて必要がある。 ・視覚障がい者に係る情報伝達手段の確実化、視覚障がい者に係る街中の情報の充実など、障がい者やその家族が求めるニーズを把握し、情報アクセセビリティ・コミュニケーション施策の導入等情報保障の充実・同行援護の実施、人材確保を図るため、同行援護従事者の研修修了者への働きかけ、福祉サービス事業所等への制度周知、関係機関等との意見交換などを実施する。	・ICT相談窓口を広く周知するための広報の実施等 ・きこえない、きこえない方の電話リーザービス利用促進及び県民への理解促進・視覚障がい者に係るICTを活用した遠隔サポートシステムの導入等情報保障の充実・同行援護の実施、人材確保を図るため、同行援護従事者の研修修了者への働きかけ、福祉サービス事業所等への制度周知、関係機関等との意見交換などを実施する。	障がい福祉課

3 障がいのある人の人権

【施策の基本的方向】

- (1) 教育・啓発の推進 (2) 相談支援体制の充実 (3) 権利擁護の推進 (4) 障がい者差別の解消に向けた取組 (5) 社会参加と雇用の促進
(6) 著しくやさしいまちづくりの推進 (7) 特別支援教育の充実 (8) 精神障がいのある人に関する施策の充実

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額(千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
親亡き後の安心サポート体制構築事業	障がい者の親亡き後を見据え、親がわが子の特徴や支援方法等を記すことで円滑な普及へとつなげる「安心サポートファイル」の普及・活用促進を図る。	検討委員会を設け親亡き後に向けて必要とされる支援について検討するとともに、「安心サポートファイル」の普及拡大を図るためにコーディネーターを配置する。	3,607	・安心サポートファイルの普及拡大のため、説明会を開催した。 ・親亡き後に向けて必要とされる支援について検討するため、検討委員会を開催(3回)した。また、ファイル内容の見直しのためのワーキングを開催し、見直しの方向性を検討した。	B	内容等の見直しを検討している安心サポートファイルの見直しの方向性を決め、具体的な作業を進めていく必要がある。	安心サポートファイルの普及拡大を図るために、説明会の実施回数を増やすとともに、実施対象範囲の拡大をしていく。また、内容の見直しの方向性を早期に決定し、具体な作業を進めしていく。	障がい福祉課
地域生活支援事業(障害者就業・生活支援事業)	就業と密接不可分である日常生活の安定を確立し、障がい者雇用の促進及び就業の安定を図る。	県内3ヶ所の障害者就業・生活支援センターに生活支援員等を配置し、就業に係る生活面での相談・支援等を行う。就労評価の実施するアセスメント支援員を西部圏域に配置する。	33,189	生活支援員等を配置し、就業に係る生活面での相談・支援等を行った。就労評価を実施するアセスメント支援員を西部圏域に配置し評価を実施した。	B	就労アセスメントにおける他機関との連携	特別支援学校等との情報交換会の実施	障がい福祉課
障がい者アート推進事業	平成26年度に開催した「第14回全国障がい者芸術・文化祭とつり大会」の成果を未だにつなくとも、平成30年6月に公布・施行された「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」及び法律を踏まえ同年10月に全国に先駆けて策定し、令和6年度から第2期がスタートする「鳥取県障がい者による文化芸術活動推進計画」に基づき、障がいのある人の文化芸術活動の更なる推進を図る。 また、大阪・関西万博に向かって他の都道府県と連携し、本県を訪れる障がいのある人による文化芸術活動を広く発信する。	鳥取県障がい者による文化芸術活動推進計画」に基づき、障がい者の芸術・文化活動の推進を図る。	86,262	障がい者文化芸術観点「あいサポート・アートセンター」を運営し、アート活動に関する相談支援や人材育成(研修等)を実施。また、創造の機会や発表機会の確保として、アート活動支援事業補助金の交付や、舞台芸術祭「あいサポート・アートとつり祭」、公募作品展「あいサポート・アートとつり展」等を開催。	B	令和6年度から新たに開始した県外公演等の開催を支援する取組や、知的発達障がい児(者)に向けた劇場体験プログラムの開催等を通して、障がいのある人の発表機会や鑑賞機会が拡大するとともに、文化施設職員等の鑑賞サポートへの理解が深まった。 一方でアート活動取組団体数は前年度並みにとどまっている。R4年度に実施したアンケート調査によると、各施設が抱える課題は、資金・ノウハウ、活動時間など様々であり、必要な支援が届いていないケースもあると考えられる。	あいサポート・アートセンターの支援体制を強化し、訪問により各施設の課題に応じた伴走型の支援を行。	障がい福祉課
障がい者一般就労移行支援事業	障がい者が一般就労をするために必要なスキルや支援する側のスキルを習得する。また、関係機関との連携を強化し、密な支援を実施する。	一般就労移行の促進に向けた就労支援機関によるネットワーク会議の開催、就労移行・定着支援セミナーの開催や障がい者実習に係る謝金の支給等を行う。	2,119	関係機関との連携会議を開催、セミナーの開催を実施。職場実習体験を実施。	B	職場実習体験制度の周知、支援員研修制度の周知	広報パンフレット等を作成	障がい福祉課
障がい者のはたらき・自立のための工賃向上事業	鳥取県障がい者プランに定める目標工賃の達成に向け、各事業所の特性に応じた支援を実施する。	特定非営利活動法人鳥取県障がい者就労事業振興センターにコマディニーターを配置。総合相談窓口、専門家の派遣、共同受注窓口、人材育成、新たな高単価作業のための職種別ネットワークの構築等を実施。	37,725	総合相談窓口の設置、専門家の派遣、共同受注窓口の強化、人材育成等を実施。	B	事業所の課題に応じた支援の強化	専門家派遣の充実	障がい福祉課
手話でコミュニケーション事業	平成25年10月に成立した「鳥取県手話言語条例」に基づき、手話を普及し、手話を使いやすい環境の整備を進め、きこえない・きこえににくい人の社会参加を推進するための事業を行う。	聴覚障がい者センターに手話通訳者等を配置し、団体等からの依頼に基づき手話通訳者を派遣するほか、ICT機器を使用した遠隔手話通訳サービス、県民向け手話講座等を実施し、きこえない・きこえににくい人の支援を行う。	103,580	・手話通訳者の養成・派遣を行うとともに、県内の公共施設等へQRコードを設置し、遠隔手話サービスを実施した。 ・子どもから大人まで幅広く参加できる県民向けミニ手話講座を実施した。 ・手話を習得していないきこえない・きこえににくい人向けに手話講座を実施した。	B	・遠隔手話サービス等、ICT機器を活用したサービスの利用促進。 ・関連イベントにおいてもミニ手話教室実施や手話サークル等と連携した交流機会の提供を実施し、若い世代にも広く手話言語の普及・啓発を図る。 ・現任研修会でのスキルアップ研修の実施。	手話でコミュニケーション事業	障がい福祉課
聴覚障がい者センター事業	県内の3か所に設置した聴覚障がい者の総合的な拠点である「鳥取県聴覚障がい者センター」において、聴覚障がい者の社会参加を推進するための事業を行う。	手話を使わない(使えない)聴覚障がい者にとって重要な意思疎通支援である要約筆記の養成や派遣、字幕入り映像の貸出事業等に取り組む。	25,957	・要約筆記の養成と派遣を行った。また、県内各圏域の聴覚障がい者センターにおいて、字幕入り映像の貸出を行った。 ・県のイベント等を通じて、文字による情報保護を必要とするきこえない・きこえににくい人に対する理解について、事業を実施していく中でさらに広めていく必要がある。	B	「きこえない・きこえににくい人=手話言語」との認識もまだあまり、文字による情報保護を必要とする、きこえない・きこえににくい人に関する理解について、事業を実施していく中でさらに広めていく必要がある。	「手話でコミュニケーション事業」で実施している筆記センターなど、広く県民の方に参加いただける講座を実施する。 ・県主催のイベント等で手話通訳の手配だけではなく、積極的に要約筆記も配置することで、要約筆記に対する県民への理解促進、周知を行。	障がい福祉課
視覚障がい者情報支援事業	情報の取得・利用、コミュニケーションに困難を抱える視覚障がい者等が、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段その他情報を取得する手段により、円滑に情報を取得し、及び利用できるよう、各種事業を実施する。	視覚障がい者に対する総合的な相談支援の拠点として、「鳥取県視覚障がい者から使用に困る相談がある支援機器を整備し、体験機会の提供を行うとともに、イベント等を通じて、最新の支援機器の体験等も行った。	78,177	県内各圏域の支援センターを中心に視覚障がい者への支援を行った。視覚障がい者から使用に困る相談がある支援機器を整備し、体験機会の提供を行うとともに、イベント等を通じて、最新の支援機器の体験等も行った。	B	相談件数の増加、イベントの実施、情報保障に関する関係機関への協力等、支援センター職員の業務が多岐にわたっている。	引き続き相談支援に係るネットワークの構築、交流の場の拡大、活動支援ボランティア等の育成、普及・啓発等の幅広い活動に努めていく。	障がい福祉課
失語症者向け意思疎通支援事業	失語症者が社会生活の中で抱える困難を解決するため、失語症に係る県民の理解を広げるとともに、支援者を養成・派遣する。	失語症者の意思疎通を支援する者(失語症者向け意思疎通支援者)の養成及び派遣を行う。	16,380	新たな支援者7名の養成を行った。また、市町村と連携し、支援者の派遣事業も実施した。また、失語症への理解啓発のための市民公開講座、失語症者とその家族、支援者等があつまるのできるサロンを開催した。	B	派遣事業の周知が十分ではなく、派遣実績が少ない。	引き続き県の広報等を通じ、支援者養成研修参加者の募集を図るとともに、ホームページやサロンを通じ派遣事業の周知等を行い、支援希望者の振り起こしを図る。	障がい福祉課
精神保健福祉に関する事業	精神障がい者に対する正しい知識の普及啓発を図ることも、精神疾患のある方(措置入院患者)が措置入院解除後、地域で安心して生活することができるよう関係機関で連携して支援を行う。	・人権に配慮した適正な精神医療の確保及び入院制度等の適切な運用を図るため、精神医療審査会の開催及び精神科病院に対する定期実地審査等を実施する。 ・精神疾患のある方(措置入院医療対象者)の医療・保護を行ない、措置入院に係る手続きを適切に実施するとともに、「鳥取県措置入院解除後の支援体制に関するマニュアル」に基づき、本県の措置入院者が措置入院解除後、地域で安心して生活送ることができる支援体制を構築する。 ・DPAT(災害派遣精神医療チーム:大規模災害等の後に被災地に入り精神医療及び精神保健活動を行う専門チーム)の体制整備を進める。	23,173	○精神医療審査会の定期的な開催や精神科病院に対する実地審査等の実施を通じ、精神保健福祉法に基づく入院制度が適切に行われているか等の審査を実施した。 ○保健所や精神保健福祉センターと意見交換・情報交換を行いつつ、措置解除後の地域生活の支援体制の構築に取り組んだ。 ○「心の健康フォーラム」の実施(県精神保健福祉協会との共催)等により、精神保健福祉に係る正しい知識を提供した。	B	○精神保健福祉法に基づく入院制度等を引き続き適切に運用していく必要があります。 ○措置解除後の地域生活における支援体制構築をより一層進めていく必要があります。 ○心の健康フォーラム等の普及啓発事業を取り組んでいく必要があります。	○今後も、精神医療審査会や実地審査等を計画的に実施する。 ○保健所や精神保健福祉センターと連携しながら、意見交換会等を通じて体制構築を進めしていく。 ○心の健康フォーラム等の普及啓発事業を継続実施し、精神障がいに対する県民の理解を深めていく。	障がい福祉課
成年後見支援センター運営支援事業	・人口の減少、高齢化的進展などにより、権利擁護に対する社会の要請がますます高まっている。 ・成年後見制度によって、認知症や知的障がい等により判断能力が不十分な方の権利擁護を支えていく。	権利擁護に関する相談から支援までの一元的・専門的な支援を担当成年後見支援センターの運営を支援する。	14,250	・県内3か所の成年後見支援センターに運営費補助金を交付したほか、各種会議への出席により情報共有・意見交換を行った。 ・市町村、社協等職員対象研修を実施。 ・県による協議会を設置・開催し、市町村、専門職団体、3つのセンター、裁判所、県社協と情報共有・意見交換した。	B	・関係機関連携体制の構築をより深める必要があります。 ・市町村、市町村社協、地域包括支援センター等を対象とした研修を継続する。 ・県協議会や各種会議により情報共有を行ない、バックアップ体制の策定について検討する。	孤独・孤立対策課	

3 障がいのある人の人権

【施策の基本的方向】

- (1) 教育・啓発の推進 (2) 相談支援体制の充実 (3) 権利擁護の推進 (4) 障がい者差別の解消に向けた取組 (5) 社会参加と雇用の促進
(6) 著しくやさしいまちづくりの推進 (7) 特別支援教育の充実 (8) 精神障がいのある人に関する施策の充実

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額(千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
きこえない・きこえない子どものサポートセンター設置事業	きこえない・きこえない子どもの早期支援を図り、今後の社会生活をより豊かにするため、きこえない・きこえない子どもとその家族に必要な情報を提供し、相談の窓口となるとともに、関係機関の専門性を生かした支援機能を結び付ける中核となるセンターを整備し、切れ目ない支援を行うこと。	・本人・家族支援の実施 ・情報の収集・活用・発信 ・関係機関との連携・支援 ・協議会の設置 ○委託先: (公社)鳥取県聴覚障害者協会 ○コーディネーター1名、相談員1名、支援員2名(うち1名はろう者)、事務員1名を配置	24,100	新生児聴覚検査により、聴覚障がいの早期発見の機会が確保できるよう、巡回相談などの相談受理方法を検討し、より相談しやすい環境を整備した。	B	関係機関が直連して対応できる体制が整備されるよう、きこえない・きこえない子どもの支援協議会などを通じて対応していく。 R5年度に整備した新生児聴覚検査の手引きに基づいた支援体制の周知徹底が必要。	関係機関が直連して対応できる体制が整備されるよう、きこえない・きこえない子どもの支援協議会などを通じて対応していく。	子ども発達支援課
人権学習講師派遣事業(車いすバスケットボール)	障がいの有無にかかわらず、スポーツの素晴らしさやバスケット競技の魅力を感じることにより、障がいや障がいのある人にに対する正しい認識や理解を深めるとともに、自他を尊重したミュニケーション等の育てたい資質・能力を育成するなど、共生社会の実現へ向かう人権意識の向上を図る。	全国音楽指導者連合山陰支部より講師及び指導員を派遣し、「障がいのある人の人権」をテーマとした講演及び車いすバスケットボールの体験教室を開催する。	480	障がい者スポーツ(車いすバスケットボール)体験教室を小学校4校、中学校1校、高校1校(計6校)で実施した。事前学習や事後学習にも取り組んでもらい、「あいサポートキッズ」(小学生のみ)を育成した。	A	今後も体験教室当日だけの学習となりないよう、事前学習及び事後学習を充実させ、質の高い人権教育の実現を図る必要がある。	申込み段階で事前学習及び事後学習の計画立案を求める。 実施会と連合会、当課との三者による協議会を設定し、好事例等を紹介することをおいて、事前学習及び事後学習の充実につなげる。	(人権・同和対策課) 人権教育課
人権学習講師派遣事業(ボッチャ)	障がいの有無にかかわらず、スポーツの素晴らしさやバスケット競技の魅力を感じることにより、障がいや障がいのある人にに対する正しい認識や理解を深めるとともに、自他を尊重したミュニケーション等の育てたい資質・能力を育成するなど、共生社会の実現へ向かう人権意識の向上を図る。	鳥取県ボッチャ協会より講師及び指導員を派遣し、「バラスボーツ競技の素晴らしさ」をテーマとした講演及びボッチャの体験教室を開催する。	320	障がい者スポーツ(ボッチャ)体験教室を小学校5校、中学校1校(計6校)で実施した。事前学習や事後学習にも取り組んでもらい、「あいサポートキッズ」(小学生のみ)を育成した。	A	今後も体験教室当日だけの学習となりないよう、事前学習及び事後学習を充実させ、質の高い人権教育の実現を図る必要がある。	申込み段階で事前学習及び事後学習の計画立案を求める。 実施会と連合会、当課との三者による協議会を設定し、好事例等を紹介することをおいて、事前学習及び事後学習の充実につなげる。	(人権・同和対策課) 人権教育課
鳥取型障がい者スポーツ推進事業	鳥取ユニバーサルスポーツセンターノバリア及びその中・西部サテライトセンターによる障がい者スポーツ支援体制を活用してスポーツ教室の開催、特別支援学校でのバラスボーツ体験教室等を通じて、障がい者を含めあらゆる世代がスポーツを楽しみ、輝ける多様性のある共生社会の実現を図る。	ノバリア運営やガイド人材の育成・派遣、スポーツ・レクリエーション教室の開催、特別支援学校でのバラスボーツ体験教室等を通じて、障がい者を含めあらゆる世代がスポーツを楽しみ、輝ける多様性のある共生社会の実現を図る。	28,952	月1回程度ガイド人材育成のための講習会を開催するなど、スポーツ指導を全県展開できる体制の構築を進めている。(令和6年12月末現在登録者数538名)	B	年間100人育成の目標を達成するため、障がい者スポーツを支える人材育成とネットワーク形成に引き続き取り組んでいく必要がある	ノバリアを拠点としたスポーツ教室、人材育成研修等の実施や育成人材の県内各地での活躍により全県的な推進体制の整備を目指すほか、利用者の意見を反映せながら利用促進を図り、裾野拡大に引き続き取り組む	スポーツ課
【再掲】 とつりUJ施設普及推進事業	—	—	—	—	—	—	—	住宅政策課
住宅セーフティネット支援事業	民間賃貸住宅を活用した重層的な住宅及びその中・西部サテライトセンターによる障がい者スポーツ支援体制を活用してスポーツ教室の開催、特別支援学校でのバラスボーツ体験教室等を通じて、障がい者を含めあらゆる世代がスポーツを楽しみ、輝ける多様性のある共生社会の実現を図る。	・住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者(低額所得者、高齢者、障がい者等)の入居を拒まない民間賃貸住宅(セーフティネット住宅)を登録・公開する。 ・セーフティネット専用住宅に対して市町村を通じて家賃低廉化補助を行った。補助件数:40件 ・鳥取県あんしん賃貸支援事業、鳥取県家賃債務保証事業等を実施する鳥取県居住支援協議会の活動を支援する。	16,378	・住宅セーフティネット法に基づきセーフティネット住宅を登録・公開した。登録数:7,064戸(令和7年3月時点) ・セーフティネット専用住宅に対して市町村を通じて家賃低廉化補助を行った。補助件数:40件 ・鳥取県あんしん賃貸支援事業、鳥取県家賃債務保証事業等を実施する鳥取県居住支援協議会の活動を支援した。	B	・引き続き、居住支援協議会等と連携して居住支援を行う新たな取り扱いとして期待される居住支援法人の拡大を働きかけていく必要がある。 ・セーフティネット専用住宅の家賃低廉化補助の新規支援目標件数を令和12年度までの10年間で210戸としており、引き続き制度の普及を図っていく必要がある。	・居住支援法人登録に興味のある事業者に説明を行い、指定の拡大を図っていく。また、居住支援法人同士の意見交換会や研修会を開催し、全体のレベルアップを図っていく。 ・補助制度は、令和6年度までに鳥取市、倉吉市、米子市、境港市及び南部町が制度を創設しており、引き続き取組市町村の増加や制度の普及を図っていく。	住宅政策課
ユニバーサル社会の実現に向けたパリアフリー化推進事業	観光施設周辺や障がい者就労施設、高齢者や子育て世代など多くの人が利用する施設等を中心に、誰もが安心して利用できる道整備を推進する。	パリアフリーを目的とした歩道の段差解消や視覚障がい誘導ブロック等のニーズを踏まえた整備	39,900	県道田島片原線ほか(片原ほか工区)及び県道皆生車尾線(皆生ほか工区)の歩道におけるパリアフリー対策を進めており、R6予算で事業完了の予定。	B	他路線においても必要なパリアフリー対策を進める必要がある。	県道伏見野寺線(湖山町北工区)及び県道米子空港港停車場線(明治町工区)で、新たにパリアフリー対策を進める。	道路企画課
仕事と暮らしに役立つ図書館推進事業	デジタルアーカイブ特性である利用しやすさを活かしつつ、障がい者や高齢者等図書館の利用に困難のある方や情報の獲得に困難のある方に対するサービスを一層充実する。	視覚障がい者等に対するサービス提供のための環境整備を推進するとともに、障がい者サービスの拡充を図り、誰もが読書できる社会を目指し読書パリアフリーの普及・啓発に努める。	712	・読書パリアフリー関係者協議会を開催した。 ・パリアフリー映画上映会を開催した。 ・アクセシブルな書籍等の拡充を行った。 ・デイジー・音書再生機、拡大読書器等を購入した。 ・関連展示、啓発パネルの貸出しを行った。	B	・読書パリアフリーの各種サービスについて障がい者等への一層の情報提供に努める必要がある。 ・利用者のニーズを把握しながら、アクセシブルな書籍やサービス体制等の充実を図る必要がある。	・出前説明会の実施、リーフレット内容の見直し、報道機関による広報等により幅広い周知を行ふ。 ・障がい者団体への訪問や関係者協議会等により意見を伺ながら、今後の取組の方針を定める鳥取県読書パリアフリー画面の改訂を行う。	図書館
資料購入整理費(図書館運営費)	電子書籍の特性である利用しやすさを活かして、障がい者や高齢者等図書館の利用に困難のある方や情報の獲得に困難のある方に対して、読書パリアフリー環境の一層の充実を図る。	電子書籍サービスがあらゆる利用者に対してより使いやすいものとなるよう、音声読み上げ対応のコンテンツを中心に約1000タイトルの購入を行う。	10,000	・音声読み上げに対応したコンテンツを中心に、1,336点のコンテンツを購入し、電子書籍サービスの充実を図った。	B	・電子書籍サービスやとっとりデジタルコレクションを幅広い層へ周知し利用していく必要がある。 ・電子書籍サービスがあらゆる利用者にとって利用しやすいものとなるよう音声読み上げコンテンツの充実を図る。	・大学・商業施設、県主催事業等において若年層や非来館者等に向けたPRイベントを実施する。 ・音声読み上げに対応した電子書籍コンテンツの購入を推進する。	図書館
県教育委員会における障がい者雇用支援事業	県教育委員会の障がい者雇用を推進する。	県立学校や事務部局に知的障がい者等を会計年度任用職員として雇用するとともに、障がいのある職員を支援する職員に対する研修会等を実施する。	1041	県立学校及び事務部局に障がい者を任用し、障がい者雇用率2.84%(法定雇用率2.7%)となった。	A	令和7年度に雇用率算定に係る除外率の引き下げ、令和8年度に法定雇用率の引き上げがあるため、法定雇用率の達成のためには令和9年度までに新たに30人以上の任用が必要。	令和7年度に雇用率算定に係る除外率の引き下げ、令和8年度に法定雇用率の引き上げがあるため、法定雇用率の達成のためには令和9年度までに新たに30人以上の任用が必要。	教育総務課
特別支援教育専門性向上事業	特別支援教育を担う全ての教職員の特別支援教育に関する専門性・授業力を向上させ、一人一人の障がい特性と発達に応じた指導を実現するため、研修や環境整備を行う。インクルーシブ教育の構築に向けて、特別な支援を必要とする子どもへの就学前から学齢期、社会参加まで切れ目ない支援体制の整備を行う。	○全ての教職員に求められる特別支援教育に関する専門性向上事業 ○病弱教育推進事業 ○発達障がい理解促進のための教職員研修 ○大学等長期派遣事業 ○医療的ケア専門性向上事業 ○特別支援学校教職員免許登録向上事業 ○特別支援学校セミナーの機能充実事業 など	15,889	・ユニバーサルデザインの視点での学級づくりや授業づくりに関する基礎的知識を進め、全ての学級に在籍する子どもへの指導・支援の充実を図るために、特別支援教育充実研修会を開催し、約450名の参加があった。 ・学校看護師における医療的ケアに関する知識・技能及び教職員の医療的ケアが必要な幼児児童生徒への指導力等の専門性が向上するよう、看護師・教職員等を対象とした研修を2回実施した。	B	・小中学校等において、特別な支援を必要とする児童生徒は増加しており、特別支援学校による相談・助言機能の重要性が増している。 ・全ての教職員が共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの理念や合理的配慮について正しく理解するとともに、障がいの特性や基本的な知識・技能及び支援方法等、特別支援教育に関する指導力の向上のための取組が引き続き重要である。	・LD等専門員が小中学校等を巡回し、発達障害のある可能是能のある児童生徒の指導・支援を充実させる。 ・今後、県内特別支援教育を中心とした派遣することが望まれる教職員を大学長期派遣等に積極的に派遣する。 ・特別支援教育専門員を配置し、特別支援学校級担任の支援や校内組織として特別支援教育に関する指導力を向上させる。	特別支援教育課

3 障がいのある人の人権

【施策の基本的方向】

- (1) 教育・啓発の推進 (2) 相談支援体制の充実 (3) 権利擁護の推進 (4) 障がい者差別の解消に向けた取組 (5) 社会参加と雇用の促進
(6) 誠らしやすいまちづくりの推進 (7) 特別支援教育の充実 (8) 精神障がいのある人に関する施策の充実

特別支援教育充実費	児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、実態に応じた適切な就学先・進学先の決定、学年段階への円滑な移行、継続的な学びの場の検討を行うことができる体制整備を進めるとともに、小中学校、高等学校等への特別支援教育の理解啓発の促進を行なう。特別支援学校においては、児童生徒等が安全かつ安心して学校生活を送ることができる環境整備を行う。	①就学支援・教育支援(鳥取県就学支援分科会の開催/教育支援チームの派遣) ②特別支援学校地域支援推進事業(小中学校等への相談活動)など	10,709	児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、実態に応じた適切な就学先・進学先の決定、学年段階への円滑な移行、継続的な学びの場の検討を行うことができる体制整備を進めるとともに、小中学校、高等学校等への特別支援教育の理解啓発の促進を行なった。	B	多様な障がいのある児童生徒が増えており、医療的ケアが必要な児童生徒が地域の小中学校へ通学するケース等、判断が困難な事例が今後も増えることが想定されるため、就学支援に係る取組が引き続き重要である。	児童生徒の重度重複化が進む中、学校の安心、安全への取組を継続して取組んでいく。	特別支援教育課
特別支援教育充実事業	高等学校における特別支援教育の充実に向け、通級指導教室設置校として特別支援教育コーディネーターを配置する。 「高校における通級による指導」の実践・研究、自己理解・他者理解のための実践・研究、高等学校特別支援教育に関する研修を実施する。 「手話言語」授業を実施している高校へ、手話教育普及支援員を派遣する。	・県立高校5校を通級指導教室設置校として特別支援教育コーディネーターを配置する。 ・「高校における通級による指導」の実践・研究、自己理解・他者理解のための実践・研究、高等学校特別支援教育に関する研修を実施する。 ・各高校の特別支援教育担当者等対象に、鳥取県高等学校特別支援教育研修会を11月に実施。 ・生徒及び教職員対象に、自己理解・他者理解のための外部講師を招聘した講演会等の実施。 ・「手話言語」授業を実施している高校へ、手話教育普及支援員、手話通訳士の派遣。	5,386	・平成30年度からの「高校における通級による指導」制度の開始に伴い、県立高校5校を通級指導教室設置校として、特別支援教育コーディネーターを配置。 ・県西部圏域での通級による指導の巡回指導の調査・研究を実施。 ・各高校の特別支援教育担当者等対象に、鳥取県高等学校特別支援教育研修会を11月に実施。 ・生徒及び教職員対象に、自己理解・他者理解のための外部講師を招聘した講演会等の実施。 ・「手話言語」授業を実施している高校へ、手話教育普及支援員、手話通訳士の派遣。	B	・「高校における通級による指導」の実践・研究及び、生徒の自己理解・他者理解のための研修をとおして、特別支援教育の実力を図る。 ・県西部圏域での通級による指導の巡回指導の調査・研究を実施する。 ・各高校の特別支援教育担当者等対象に、鳥取県高等学校特別支援教育研修会を11月に実施。 ・生徒及び教職員対象に、自己理解・他者理解のための外部講師を招聘した講演会等の実施。 ・「手話言語」授業を実施している高校へ、手話教育普及支援員を派遣する。	・「高校における通級による指導」の拠点校等、あり方の検討。 ・県西部圏域に通級による指導の巡回指導での、拠点校及び巡回指導を行う学校での校内体制や指導の在り方等について研究する。 ・「手話言語」授業を実施している高校へ、手話教育普及支援員を派遣する。	高等学校課
就労支援	ひとり一人の障がいの特性等に応じた就労支援を実施する。	就業支援員が、障がいに応じた仕事に関する情報を提供したり、就職に関する相談に応じるなど、就労に向けた伴走型支援を行う。	—	希望に沿った就労が実現するよう、就業支援員が企業の紹介、求人開拓・求人条件の調整など、伴走型支援を行なう。	B	相談を講議している潜在的な相談者は存在すると思われるため、認知度向上、利用促進を図る。	関係機関と連携した効果的なチラシの配布等による認知度向上、アクリーチ型による潜在的な相談者の掘り起こしを行う。	鳥取県立ハローワーク

4 子どもの人権

【施策の基本的方向】

- (1) 教育・啓発の推進 (2) 相談支援体制の充実 (3) いのちを育むための教育の推進 (4) 児童虐待防止対策の充実
(5) 要保護児童・要支援家庭・子どもの貧困対策への取組の推進 (6) 子どもの権利への取組の推進 (7) 特別支援教育の充実 (8) 青少年の健全な育成のための環境整備の推進
(9) いじめ、暴力行為、不登校等への対応の充実 (10) 体罰防止に向けた取組の充実

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額(千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
子どもの貧困対策総合支援事業	鳥取県子どもの貧困対策推進計画(第2期)に基づき、地域の実状に応じた子どもの居場所づくりや学習支援事業の充実に取り組む市町村等を支援する。	生活に困難を抱える子どもや世帯への支援を強化する。 ・市町村が、子どもの居場所に専門職員を配置し、アセスメントに基づく世帯支援に取り組む経費を支援 ・とつり子どもの居場所ネットワークが、食材提供拠点を活用し困難世帯へ食料を提供するシステムを構築するための経費を支援	24,164	・子どもの居場所づくりを行う市町村に対して、立上経費や運営費について補助(子どもの居場所づくり事業) ・全県的な子どもの居場所の増設や取組充実につなげるため、こども食堂等の居場所づくりの関係団体で構成する「とつり子どもの居場所ネットワーク『えんたく』」へ活動支援(とつり子どもの居場所ネットワーク活動支援事業) ・子どもの貧困対策として活用できる学習支援事業を実施する市町村に対して、地域の実情に応じて取り組みやすくなるため、既存の補助事業では対応できない費用について補助(学習支援充実事業)	B	・子ども食堂の充足率(小学校区ごとの子ども食堂の割合)は60.68%で全国2位となっており、子ども食堂等の子どもの居場所づくりは全県的な取組へと拡大している。一方で、子ども食堂がない地域もあり、地域偏在は解消できていない。	子ども食堂等の支援を行なう現行の県補助事業をほかにバーサーク補助メニューができるため、市町村に活用を促すとともに、補助額が下がる部分は、県が補助をすることによって子ども食堂への支援を実施する市町村の増加を図っている。	家庭支援課
ヤングケアラー支援推進事業	ヤングケアラーに対する理解促進を図るために啓発、支援者のスキルアップ及びヤングケアラー若者ケアラーが常時相談できる体制の構築等を行う。 ・電話相談窓口(24時間・365日対応) ・LINE相談窓口(24時間・365日受付) ・ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有しあうためのオンラインサロンの開催 ・フォーラム兼支援者研修会の開催 ・支援機関の研修経費の助成 ・全・中・高生へのチラシ配布(相談窓口等について啓発) ・対策会議の開催	ヤングケアラーに対する理解促進を図るために啓発、支援者のスキルアップ及びヤングケアラー若者ケアラーが常時相談できる体制の構築等を行う。 ・電話相談窓口(24時間・365日対応) ・LINE相談窓口(24時間・365日受付) ・ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有しあうためのオンラインサロンの開催 ・フォーラム兼支援者研修会の開催 ・支援機関の研修経費の助成 ・全・中・高生へのチラシ配布(相談窓口等について啓発) ・対策会議	17,830	・電話相談の24時間受付体制、LINE相談窓口体制を継続(R4~) ・オンラインサロンの開催(全8回) ・フォーラム兼支援者研修会の開催(R6.11.29) ・支援機関の研修経費の助成(6団体) ・全小・中・高生等への啓発用リーフレット配布、JRデジタルサイネージ広告、路線バス車内広告、LINE広告、うさぎの耳広告 ・対策会議	B	・LINE相談、電話相談等様々な相談窓口を設けているが支援機関間での共有、連携が順調ではない。相談者本人の意思や個人情報への配慮に十分留意しながらも支援機関間での連携強化が必要。 ・徐々に市町村や教育委員会で動きが見られるが、継続して市町村での対策強化の働きかけが必要	地域での支援会議の開催により、地域に密着した社会資源の確認、顔の見える関係作りを行い、支援連携強化を図る	孤独・孤立対策課
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の自立及び成長支援について、慢性疾患児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供・助言を行なうとともに、地域の社会的資源を活用し、利用者の環境等に応じた支援を行う。	家族への各種相談対応及び情報提供、患者(保護者)同士の交流、疾病に関する研修会を実施する。(委託事業)	4,971	小児慢性特定疾病児童等やその保護者の相談窓口を設置するとともに、気軽に相互交流できる居場所を週3回開設した。	C	・支援事業をより利用してもらうために、利用者の周知の強化が必要。 ・対象者にとってわかりやすい場所に相談窓口	・自立支援事業やその他の助成事業をまとめリーフレットを作成する。 ・利用対象者への具体的な草案事例を示した案内を実施する等により利用者が自立支援事業を活用しやすいよう周知を行う。	家庭支援課
産後ケア無償化事業 (R5産前産後のママまほっとずっと応援事業)	産後健診で把握した要支援者に確実に支援を届け、産後うつ及び児童虐待を防止するため、心の休息(レスパイト)のとれる居場所づくりなどの支援を行う。	・産前産後の強い育児不安や援助者の不在による産後うつ及び児童虐待を防止するため、心の休息(レスパイト)のとれる居場所づくりなどの支援を行なう。	6,000	・市町村の実施する産後ケア事業の利用料を無償化。	B	・県内のどの地域でも十分な産後ケアを受けられるよう、市町村の区域を超えた広域的な調整を実施し、受け皿となる施設数の増加や、内容の充実に取り組む必要がある。	・産後ケアを実施する医療機関、助産所などを増やすため、市町村と連携した整備支援などを実施する。	家庭支援課
児童相談所体制整備事業	児童に関する様々な問題について、関係機関と連携して適切に対応できるよう、児童相談所の体制強化を図る。	施設内虐待の発生予防に関する研修の充実を図るとともに、相談支援業務や一時保護の充実を図る。一時保護所及び児童相談所(県内1か所ずつ)の第三者評価の継続受審に取り組む。また、関係機関に対し、児童虐待に関するスキルアップ研修等を行う。併せて、広く県民への広報啓発活動等を行い、児童虐待防止対策を推進する。	47,584	・児童相談所及び一時保護所の第三者評価を受審。 ・施設内虐待の発生予防や、関係機関に対する児童虐待に関するスキルアップ研修等を実施。 ・11月の児童虐待防止推進月間に於ける広報啓発活動等を実施。	B	・業務の一層の向上を図るため、児童相談所及び一時保護所において第三者評価の継続受審が必要。	・児童相談所、一時保護所(県内1か所ずつ)、持ち回りの第三者評価を受審する。	家庭支援課

4 子どもの人権

【施策の基本的方向】

- (1) 教育・啓発の推進 (2) 相談支援体制の充実 (3) いのちを育むための教育の推進 (4) 児童虐待防止対策の充実
 (5) 要保護児童・要支援家庭・子どもの貧困対策への取組の推進 (6) 子どもの権利への取組の推進 (7) 特別支援教育の充実 (8) 青少年の健全な育成のための環境整備の推進
 (9) いじめ、暴力行為、不登校等へ対応の充実 (10) 体罰防止に向けた取組の充実

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額(千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
ひとり親家庭寄り添い支援事業	新型コロナウィルス感染症や物価高騰等の影響により生活や子育てに課題を抱えるひとり親家庭が適切な支援を受けられるよう、鳥取県母子妻婦福祉連合会と連携をし、ひとり親の悩みに寄り添いながら必要な支援と一緒に相談支援体制を構築する。	県内3カ所の県立ハローワーク内に「ひとり親家庭相談支援センター」において、相談員による相談を実施するとともに、相談者適切な支援を受けるための同行支援や出張相談等を実施する。	5,140	窓口相談や電話相談など令和7年1月末までに311件の相談を実施。	C	・相談者の状況や相談内容により、個室での対応が必要。 ・ひとり親相談支援センターの認知度が低く、相談件数が少ない。	相談窓口が個室にならない東部及び西部の個室化を検討している。	家庭支援課
こどもの権利擁護を図る県版アドボカシー推進事業	県版アドボカシー(本県での社会的養育を受けている子どもの意見表明をサポート又は代弁する仕組み)の体制を整備する。	アドボキット(意見表明支援員)を養成し、児相相談所一時保護所や児童養護施設へ毎月派遣し、子どもの意見表明の支援を行った。 令和6年度の養成研修を経て、新たに9名が活動を開始した。(令和7年2月時点の登録人数:16名) ・社会的養護の当事者グループ「Hope & Home」及び「レインボーズ」や専門的アドボキット(弁護士)にも協力いただき、養成したアドボキットのスキルアップ向上のための研修会を実施した。 ・アドボキットが子どもとの面談で権利侵害の事案を把握したときには、弁護士による専門的アドボキットへ繋ぐ相談体制を確立した。 ・児童養護施設等に入所しているこどもや退所した方が、こどもの権利や意見表明の方法を学び、自分達の意見・提案を施設や行政等に届けるための活動に要する費用を補助した。	4,421	・アドボキットを児童相談所一時保護所や児童養護施設へ毎月派遣し、子どもの意見表明の支援を行った。 ・令和6年度の養成研修を経て、新たに9名が活動を開始した。(令和7年2月時点の登録人数:16名) ・社会的養護の当事者グループ「Hope & Home」及び「レインボーズ」や専門的アドボキット(弁護士)にも協力いただき、養成したアドボキットのスキルアップ向上のための研修会を実施した。 ・アドボキットが子どもとの面談で権利侵害の事案を把握したときには、弁護士による専門的アドボキットへ繋ぐ相談体制を確立した。 ・児童養護施設等に入所しているこどもや退所した方が、こどもの権利や意見表明の方法を学び、自分達の意見・提案を施設や行政等に届けるための活動に要する費用を補助した。	B	・アドボキット派遣先に関して、現在、児童養護施設は1箇所のみへの派遣となっているため、県内の他児童養護施設への派遣も推進する必要がある。	・アドボキットを派遣していない施設等との調整を進め、アドボキット派遣先を拡大する。	家庭支援課
医療的ケア児等支援センター設置事業	医療的ケア児等とその家族に係る多様な課題解消に向け、医療的ケア児支援法に基づく医療的ケア児支援センターを設置するとともに、医療的ケア児の在宅支援に係る人材の育成・確保等を総合的に行い、地域で安心して生活できるための環境を整えること。	相談業務(医療的ケア児や家族等の総合的な相談対応、ケアに関する専門職、関係機関からの専門相談支援) ・人材育成(医療的ケア児コーディネーターや訪問看護師等の育成、フォローアップなど) ・関係機関との連携・調整 ○総合窓口:博愛こども発達・在宅支援クリニック、東部窓口:鳥取県看護協会、中部窓口:中部療育園	35,434	県内3か所の相談窓口において、家族及び関係者等から各種相談を受理し、助言対応した。 連携推進会議を開催し、情報共有や課題の検討を行った。	B	医療的ケア児等支援センターと市町村との情報共有方法、医療的ケア児等コーディネーターとの連携について強化を図る。	主に連携推進会議を通じて、事例を共有して支援スキルを向上させたり、市町村及び医療的ケア児等コーディネーターとの連携方法について協議したりすることで、地域支援体制の強化を図っていく。	子ども発達支援課
【再掲】 きこえない・きこにくい子どものサポートセンター設置事業	—	—	—	—	—	—	—	子ども発達支援課
不登校対策事業	フリースクールを運営する民間事業者を支援し、不登校児童生徒に対する教育の機会を確保するとともに、フリースクール等に通う児童生徒の通所費用を支援して学びや成長を支える。	ガイドラインに沿ってフリースクールを設置運営する事業者に対して助成を行うとともに、児童生徒の授業料等の助成を行う市町村に対して支援する。	23,719 33,202	県内のフリースクールに対する支援は10施設、フリースクールに通う児童生徒の通所費及び交通費等の支援は4市7町1組合に行い、フリースクールへ通う子どもの保護者への負担軽減を図った。	B	家庭の経済状況にかかわらず、義務教育段階にある児童生徒の学びや成長を保障するため、通所費支援の拡充検討が必要である。	保護者の一層の負担軽減を図るため、補助上限額を拡充する。	総合教育推進課
不登校児童生徒のつながり・学び充実推進事業	不登校児童生徒の居場所と学びの場を確保し、教場以外の場や居場所を求めたり、学びたいと思う人に安心、安心できる居場所や個別最適な学びにアクセスしやすくなる支援体制を整える。また、全ての児童生徒の心のSOSを見逃さず、安心して学校生活を過ごせるよう「チーム学校」による支援体制を強化する。	公立小学校23校に学校生活適応支援員の配置し、公立中学校には校内サポート教室を設置する。スクールカウンセラーを全学年配置する。不登校の児童生徒にICT等による自宅学習支援、高校生年代には、訪問支援・居場所支援を実施する。小中学校における諸課題に対し市町村と協働しながらアドバイザー派遣を行なう。	8,916	学校生活適応支援員を20校に配置した。全ての公立小・中学校において心理的援助ができるスクールカウンセラーを配置した。臨床心理士等の緊急支援を10時間実施した。小・中学校における諸課題において、市町村アドバイザーを派遣した。校内サポート教室を公立中学校15校に設置した。不登校の児童生徒への自宅学習支援を実施した。高校生年代への訪問支援・居場所支援を実施した。	B	不登校児童生徒数の増加に伴い、学びへのアクセスができないから、学校内外の専門機関での相談・指導等を受けてもらえないからとする小・中学生への支援の充実に向け、県教育委員会による小・中学校をサポートする体制づくりを推進する。	市町村教育委員会、親の会、関係機関等と連携し、居場所づくり、学びの保障を推進する。	いじめ・不登校総合対策センター
いじめ防止対策推進事業	いじめ防止対策の推進のため、関係機関・団体との連携、相談窓口の充実、重大事態への対応、いじめ問題の解決にあたる学校等への支援、児童生徒がいじめ問題について考える取組への支援等を行う。	鳥取県いじめ・不登校対策連絡協議会の開催、いじめ相談窓口の運営、子どもの悩みサポートチーム支援事業の実施、いじめ問題調査委員会の設置、児童生徒のいじめ問題への主体的な取組支援の実施、いじめ問題に関する行政説明会の実施等を行う。	12,883	鳥取県いじめ・不登校対策連絡協議会及び、いじめ問題に関する行政説明会を開催した。いじめ相談窓口の運営、子どもの悩みサポートチーム支援事業を実施した。希望する学校に指導主事を派遣して校内研修を実施した。	B	いじめ問題に対して、学校いじめ防止基本方針にある対応を迅速かつ適切に行なうことを周知する。	継続していじめ問題に関する行政説明会や指導主事派遣型の校内研修を実施する。	いじめ・不登校総合対策センター
スクールソーシャルワーカー活用事業	学校や家庭、地域など児童生徒を取り巻く環境が複雑化しており、それらの課題への対応充実を図るために、社会福祉の専門的な知識や技能を有するスクールソーシャルワーカーの市町村教育委員会への配置を助成するとともに、県において関係者との連絡協議会や人材育成及び資質向上のための研修会を実施し、事業の充実を図る。また、スーパーバイザーを配置し、スクールソーシャルワーカーに適切な援助を行う。	スクールソーシャルワーカーを配置する市町村への補助、スクールソーシャルワーカーの人材確保及び資質向上を目的とした研修会の実施、県において関係者との連絡協議会やスクールソーシャルワーカーの市町村教育委員会への配置を実施し、対応困難な事例に対して適切な助言を行うためのスーパーバイザーの派遣等を行う。	77,941	市町村のニーズに合わせスクールソーシャルワーカー配置に係る経費補助を行った。スクールソーシャルワーカー連絡協議会を開催した。対応困難な事例に対して適切な助言を行うためスーパーバイザーを派遣した。	B	社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有する者の割合が低く、スクールソーシャルワーカーの資質向上のため、ソーシャルワーカーの実践力を高める。	連絡協議会、資質向上研修を開催し、スクールソーシャルワーカーの質の向上を図る。	いじめ・不登校総合対策センター
【再掲】 子どもたちを守るためのネットワーキング事業	—	—	—	—	—	—	—	いじめ・不登校総合対策センター
教育相談事業	幼児児童生徒等の教育上の課題や、発達、障がい等に係る学習上の困難や生活上の課題について、専門性を有する相談員及び専門指導員や専門医が、本人や保護者に対してきめ細かな支援を行う。	本人・保護者・学校関係者等からの相談に指導主事、相談員、専門指導員及び専門医が応じ、個別の状況やニーズに応じた助言・支援を行う。	2,058	不登校に関する保護者からの相談については、相談者の思いを受け止め、子どもとの関わり方にについて助言した。いじめ相談については、関係機関と連携し早急な解決を図った。幼児への発達相談は、言語理解、視覚認知の力を高める個別プログラムを実施した。	A	次年度も今年度同様に相談員の研修及びケース検討を実施し、相談員としての専門性を維持する。	相談員のアセスメント力、倾听・受容・共感力を高め、相談者の主訴の軽減・解消を促進する。	いじめ・不登校総合対策センター
学校への専門家派遣事業	学校での指導の充実を図るため、心や性に関する専門家を学校へ派遣し、児童生徒の心や性の健康問題の課題解決を図り、学校での指導の充実を図る。	・心や性に関する健康問題に対して、専門家を学校へ派遣し、児童生徒の心や性の健康問題への対応及び支援を行い、学校で行う健康相談に対する支援体制の充実を図る。	990	県立学校については、望まない妊娠や性被害の実態を踏まえ、生命の大切さやよりよい人間関係づくりの考え方について、産婦人科医師や助産師等の専門家を派遣し、性に関する指導の充実につながっている。(R6:県立学校28校 延べ75人派遣)	A	より多くの学校が活用するよう好事例等情報を発信する必要がある。	HP等を活用した情報発信	体育保健課

4 子どもの人権

【施策の基本的方向】

- (1) 教育・啓発の推進 (2) 相談支援体制の充実 (3) いのちを育むための教育の推進 (4) 児童虐待防止対策の充実
 (5) 要保護児童・要支援家庭・子どもの貧困対策への取組の推進 (6) 子どもの権利への取組の推進 (7) 特別支援教育の充実 (8) 青少年の健全な育成のための環境整備の推進
 (9) いじめ、暴力行為、不登校等へ対応の充実 (10) 体罰防止に向けた取組の充実

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額(千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
児童生徒健康問題対策事業	近年の薬物情勢を踏まえた薬物乱用防止教育の重要性や進め方を理解することを通して、教職員や学校薬剤師等の指導力の向上を図る。	・薬物乱用防止教育研修会を開催する。 ・県内の中学校と高等学校に、年1回の薬物乱用防止教室を開催して、働きかけを実施する。	25	教職員、学校薬剤師等を対象に研修会を開催し、薬物乱用防止教育の進め方などを周知することをとおして指導力の向上を図るとともに、各学校における薬物乱用防止教室の開催を働きかけた。(麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止競争大会への参加にかえて実施 オンラインとのハイブリッド開催 参加者32人)	A	より多くの教職員・学校薬剤師が参加できるよう開催方法等を工夫するとともに、より多くの学校で薬物乱用防止教育の充実を図る必要がある。	開催方法の検討 関係機関との一層の連携	体育保健課
とつとりふれい家庭教育応援事業	すべての保護者が安心して子育て及び家庭教育が行えるよう、家庭教育の支援や充実を図り、家庭の教育力向上を図る。	・家庭教育の支援充実を図り、家庭の教育力向上を図る取組を実施する。 ・地域人材の育成及びネットワークの構築、啓発広報に取り組む。 ・市町村が実施する親への学習機会の提供、「家庭教育支援チーム」による訪問型(届ける)家庭教育支援の取組を促進する。 ・家庭教育アドバイザー等の派遣 ・保護者の子育てに関する悩み等の解決や、保護者の仲間づくりに役立つ「とつとり子育て親育ちプログラム」の改訂	8,748	・家庭教育支援関係者に研修会を実施し、資質向上を図った。 ・家庭教育アドバイザー等の派遣を行い、園や学校の家庭教育の啓発を行った。 ・家庭教育支援事業を行っている市町村に財政支援を行った。 ・「とつとり子育て親育ちプログラム」の改訂委員会を年3回実施した。3月に各園・学校等に改訂後プログラムを配布予定。	B	・訪問型(届ける)家庭教育支援チームの増加 ・「とつとり子育て親育ちプログラム」ファシリテーターの高齢化及び減少 ・市町村への継続的な財政支援	家庭教育関係者研修会等の研修を通して訪問型の重要性を周知する。 「とつとり子育て親育ちプログラム」の新規ファシリテーターの養成とフォローアップ研修会を実施する。	社会教育課
地域学校協働活動推進事業	学校と地域の連携・協働体制を確立し、学校を核とした地域住民等の参画や地域の特色を生かした事業(地域学校協働活動)を開設することで、まち全体で地域の将来を担う子どもたちを育成とともに、学校を核とした地域づくりを推進する。	・「鳥取県子どもの貧困対策推進計画」にもとづく教育の支援として、大学生や教員OBなど地域住民の協力による「地域未来塾」を開設する市町村に、学習環境を整備・保障する費用を助成する。	55,695 55,344	・地域未来塾等の学習支援事業を実施する市町村に対し、財政支援を行った。 ・地域未来塾等の学習支援に関わる人材及び市町村担当者に対し、他県の優良事例を紹介する講座と、他市町村関係者との連絡会議を行い、情報交換及び資質の向上を図った。	B	・地域未来塾等の学習支援に関わる人材の資質向上 ・市町村への継続的な財政支援	引き続き研修会等を通して学習支援に係る人材を育成するとともに財政支援を実施する。	社会教育課
【再掲】インターネットとの適切な接し方教育啓発講師派遣事業	—	—	—	—	—	—	—	社会教育課
幼児教育推進体制の充実・活用強化事業	・「鳥取県幼児教育振興プログラム(第2次改訂版)」等を周知・活用し、幼稚園・認定こども園・保育所等の教職員の指導力向上と小学校教育との連携・接続推進を図る。 ・県幼児教育センターの拠点機能を強化し、市町村・私立園設置者、小学校等における課題解決に向けた幼児教育及び小学校教育現場の取組を支援する。	・幼児教育推進体制強化のために、幼児教育アドバイザーや幼児教育支援員による園へのきめ細かな訪問支援・指導を実施したり、幼保小接続アドバイザーの委嘱・派遣をし、円滑な接続をめざした取組を支援したりする。 ・県幼児教育センターの拠点機能を強化し、市町村・私立園設置者、小学校等における課題解決に向けた幼児教育及び小学校教育現場の取組を支援する。	4,405 3,327	・県幼児教育センター職員が、県内の幼児教育・保育施設への訪問指導を行うなど、幼児教育の拠点として取組を始めた。 ・幼保小接続・接続に関する課題を抱えている市町村の課題解決に向けて、幼保小接続アドバイザーを活用した事業展開やニーズに応じた指導助言を実施していた。	B	・幼児教育と小学校教育では所管が異なることから、教育委員会と保育担当課の関与の在り方によっては、幼保小接続・接続に関する相互理解や連携が難しく、市町村による取組の状況や課題に差が見られる。 ・県内各市町村や園設置者の幼児教育推進体制に差が見られる。	・幼保小接続を推進するために、「幼保小の架け橋プログラム推進事業」の好事例の発信や施設種を越えた研修会等を実施する。 ・市町村・法人同士の連携をより推進するため、連絡会等を実施し充実を図る。	小中学校課

5 高齢者的人権

【施策の基本的方向】

- (1) 教育・啓発の推進 (2) 相談支援体制の充実 (3) 社会参加・健康づくりの充実 (4) 福祉サービスの質の向上 (5) 著らしやすいまちづくりの推進
 (6) 認知症関連施策の充実 (7) 高齢者虐待防止対策等の充実

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額(千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
【再掲】成年後見支援センター運営支援事業	—	—	—	—	—	—	—	孤独・孤立対策課
地域包括ケア推進支援事業	団塊の世代が75歳以上となる2025(令和7)年に向け、住み慣れた地域で暮らし続けられる「地域包括ケアシステム」(住まい・医療・介護・予防・生活支援等が一体的に提供される地域づくり)の構築が市町村に求められている。県においては、市町村による「地域包括ケアシステム」の構築・深化に向けて、市町村の取組を支援する。	・市町村等職員研修(階層別・テーマ別)の実施 ※R6から研修体系を見直し ・市町村等が行う取組へのリハビリテーション専門職やアドバイザー等の派遣 ・市町村の個別/具体的な課題等に応じた伴走型による支援の実施 ・市町村の地域包括ケア推進に向けた支援策等の検討/実施(地域包括ケア推進支援チームの設置)	24,250 22,334	従来の地域ケア会議や多職種連携強化における専門職派遣事業に加え、令和3年度からの生活支援体制整備事業支援員派遣や、令和4年度からの介護予防・日常生活支援総合事業支援員による伴走支援や地域包括ケア推進支援チームによる支援体制の整備など、地域包括ケア構築への支援策を拡充。令和6年度は新たに民間企業や医療専門職等の専門性を活かした市町村支援事業に取り組んだ。	B	地域包括ケアシステムの構築・深化は途上にあり、今後も市町村や関係機関のニーズや課題等を把握していく必要がある。新たに把握したニーズ等に応じ、支援策を改善・検討、実施していく必要がある。	地域包括ケアシステムの構築・深化のためには、市町村の地域づくりの取組支援が重要。令和6年度から新規事業として実施している医療専門職等を活用した市町村支援事業において、市町村におけるニーズを把握するために調査を実施し、より具体的なニーズや課題を抽出・支援策を検討する。	長寿社会課
敬老意識の醸成	老人の日の記念行事として、百歳を迎える高齢者に対し、内閣総理大臣からお祝い状及び記念品を贈呈し、その長寿を祝いかつ多年にわたり社会の発展に寄与してきたことを感謝し、ひろく国民が高齢者の福祉についての関心と理解を深め、かつ、高齢者が自らの生活の向上に努める意欲を高めることを目的とする。 長寿社会における生き方として、エイジレス・ライフを実践している事例等を広く紹介し、高齢期を迎え、又はこれから迎えようとする国民の参考に供する。	・「古希以上高齢者」の報道発表 ・積極的に社会参加活動を行っている高齢者やその団体を「エイジレス・ライフ実践者」として社会参加活動事例として事例発表及び高齢者の顕彰を実施	—	老人の日記念事業として、百歳を迎える高齢者に対して、内閣総理大臣からのお祝い状及び記念品を贈呈した。	B	令和7年度も引き続き老人の日記念事業として継続する。	国や各市町村との連携を円滑に行い、スマーズに事業を完了できるようにする。	長寿社会課

5 高齢者的人権

【施策の基本的方向】

- (1) 教育・啓発の推進 (2) 相談支援体制の充実 (3) 社会参加・健康づくりの充実 (4) 福祉サービスの質の向上 (5) 著らしやすいまちづくりの推進
 (6) 認知症連携施策の充実 (7) 高齢者虐待防止対策等の充実

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額(千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
認知症本人の社会参画支援、認知症本人と家族の一体的支援	超高齢社会において認知症への対応は喫緊の課題となっていることから、国の「認知症施策大綱」を踏まえ、認知症の人やその家族の視点に立った総合的な取組を推進していく。	認知症本人の社会参画を推進し、その現点を施策や地域啓発へ反映させる。 ・認知症本人ミーティング ・研修 認知症の人と家族を支えるための体制強化等 ・認知症コールセンターの運営(委託) ・家族の集いの連絡会の開催	6,909	・県内3圏域において偶数月に認知症本人ミーティングを行い、奇数月に振り返り会を開催。・家族の集いの連絡会では啓発、若年性認知症の方の就労を議題にした。 ・「認知症施策大綱」のもと、認知症ご本人や家族の視点に立った取組をしている。	B	・企業の認知症への理解不足(買い物、外出の不便等)、地域資源(ボランティア等)が生かされていないケースがある。 ・就労に関して各機関の取り組みを持ち寄る必要がある。 ・認知症ご本人それぞれが今の状況や暮らしのことなどを自由に発言し、情報共有ができる場である本人ミーティングを引き続き行う。参加してくださるご本人は決まっていないため、これまでに参加したことがないご本人にも参加していただき、より多くの当事者同士が繋がる機会が必要である。	・全国的にも認知症サポーター養成率が高いことを活かし、同サポーターがチームオレンジや市町村・関係機関と有機的に繋がるような仕組みづくり等の構築に取り組む。 ・家族の集いを労働関係機関と連携できる方向にする。 ・認知症ご本人や家族からの相談を受け、医療機関やオレンジカフェなどの地域の交流の場と早期の段階から繋がれるように支援していく。	長寿社会課
いきいき高齢者クラブ活動支援補助金	地域を支える高齢者の生きかいでづくり・健康づくりを支援し、さらなる地域活動の発展及び団体の育成強化を図るため、市町村及び県老人クラブ連合会に補助する。	老人クラブが行う社会貢献活動や健康づくり等の各種事業に対する助成	34,848	老人クラブが行う社会貢献活動や健康づくり等の各種事業に対する補助を行った。	B	令和7年度も引き続き補助を継続する。	市町村及び県老人クラブ連合会への補助がスムーズに行えるようにする。	長寿社会課
明るい長寿社会づくり推進事業	元気な高齢者のスポーツや文化活動を等の促進を図るため、高齢者美術作品展の開催や、高齢者運動会に対する補助、全国健康福祉祭(ねんりんピック)等への派遣を行う。	高齢者の生きかいで健康づくりの推進 ・スポーツ大会(ねんりんピック)への選手派遣、因伯シルバー大会の開催や、シニア作品展の実施 ・高齢者健康運動会の開催支援	24,693	ねんりんピックへの選手団派遣や県内の元気な高齢者が制作した作品を展示するシニア作品展を開催した。	B	シニア作品展においては、年々出品作品が減少しているため、効果的な方法で宣伝していく必要がある。	早い段階から広報活動を行い、多くの人に参加していただける作品展としたい。	長寿社会課
とっとりいきいきシニアパンく「生涯現役」運営事業	資格、特技、技能を持つ高齢者の活動促進を図るため、高齢者の人材バンク「とっとりいきいきシニアパンく」を運営し、活躍の場づくりを行う。	高齢者が多様に活躍できる仕組みづくり ・とっとりいきいきシニアパンくの運営 ・元気な高齢者の経験や技能を活かした企業の支援	14,341	活動率は上昇しており、地域で、自身の経験や知識を生かして活動したい高齢者を支援。	B	活動者に対する周知はいきわった感があり、登録者数は伸びないが、コロナ禍による全体的な活動自粛傾向が終わり、一層の活動率の上昇を目指して広報を行う。	HPや、新聞を活用した広報に加え、生涯現役フェスティバルを笑みの花咲ねんりんフェスタの中で開催予定。	長寿社会課
認知症本人の社会参加支援(認知症サポートプロジェクト事業)	超高齢社会において認知症への対応は喫緊の課題となっていることから、国の「認知症基本法」を踏まえ、認知症の人のを含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に發揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある共生社会の実現を目指し、認知症の人やその家族の視点に立った総合的な取組を推進していく。	○「認知症本人ミーティング」の開催 ○認知症の本人のニーズを地域で共有する取組等を実施し、地域における認知症の本人の社会参加等を推進する。 ○認知症本人の啓発研修派遣 ○認知症に対する理解や対応方法など、認知症本人の実体験等を交えて講演を行う。	618	県内3圏域に分かれて、認知症の本人が関係者とともに地域の課題等に関する意見などを自由に発言し、情報共有できる場である本人ミーティングを開き続けている。	B	・認知症の本人が今の状況や暮らしに関する意見などを自由に発言し、情報共有できる場である本人ミーティングを開き続けている。 ・ただ、県内3圏域に分かれていたため、目的、計画の統一性がない場合があつたり、情報共有の場が乏しいため県内での目的、計画を統一的に確認する場を正式に設置する必要がある。 ・また、参加してくださるご本人は決まっていているため、未参加の本人に参加していただき、より多くの関係者が繋がる機会が必要である。	要領等を定めた上、県内で統一した委員会を正式に実施し、3圏域での主な目的、計画の統合を図る。また、動画等を作成し、各研修会等の場で活動を広報する。	長寿社会課
認知症医療体制の充実、認知症高齢者介護人材の育成(認知症サポートプロジェクト事業)	超高齢社会において認知症への対応は喫緊の課題となっていることから、国の「認知症基本法」を踏まえ、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に發揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある共生社会の実現を目指し、認知症の人やその家族の視点に立った総合的な取組を推進していく。	○認知症医療体制の充実 ○認知症専門医療の中核となる認知症疾患医療センターの運営(委託) ・かかりつけ医や看護師等、医療関係者に対する認知症対応力向上研修の実施(委託) ○認知症高齢者介護人材の育成 ・介護職員に対する認知症の知識や技術向上のための研修を実施(委託)、研修への派遣 ・認知症地域支援推進員となるための研修や認知症介護指導者となるための研修への派遣 ・認知症重度化予防実践塾の実施(委託)	43,295	・県内の各認知症疾患医療センターが開催する連携協議会に出席し、センターの状況や課題について情報共有し、連携を図った。 ・研修の実施や研修への派遣を通じて認知症介護に関わる人材の育成を行った。	B	・認知症疾患医療センター主催の研修が合同で行われているものがあるので、センターごとの役割をきちんと確認し各センターが主体となつた研修とすること必要。 ・介護職員に対する研修についてオンラインの操作に不安のある方がいるので、より細やかなサポートが必要。	センターの役割や機能を明確化し業務を委託する。 ・研修の受講要件に、オンラインでの受講に問題がない方やサポートできる職員をつけることといったものを設ける。	長寿社会課
認知症になつても安心して暮らせる共生社会(認知症サポートプロジェクト事業)	超高齢社会において認知症への対応は喫緊の課題となっていることから、国の「認知症基本法」を踏まえ、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある共生社会の実現を目指し、認知症の人やその家族の視点に立った総合的な取組を推進していく。	認知症になつても安心して暮らせる地域づくりを進める。 ・認知症サポーター養成講座の開催(委託) ・認知症サポーターが中心となり地域で認知症の人と活動する「チームオレンジ」の設置支援(委託) ・認知症サポーター養成講座の講師であるキャラバン・メイトの養成 ・認知症施策に係る関係機関との連携会議の開催 ・多様な主体による連携強化を図る。 ・行方不明高齢者対応のための県警・市町村等とのSOSネットワークの構築 ・広告による相談窓口等の広報	6,001	・「認知症基本法」の施行を受け、新しいテキストにより、地域の関係者や行政職員、企業などにサポーター養成講座などの研修会を実施した。 ・認知症高齢者等行方不明対応ガイドラインの見直しを行った。	B	・「認知症施策推進大綱」によりチームオレンジの全県設置が求められているため、既存のものを活かした支援を進める必要がある。 ・キャラバン・メイト養成研修の参加者数が年々減少している。 ・少子高齢化による認知症の人の増加に伴い、生命の危機に晒される行方不明高齢者の増加が懸念される。	・全市町村でのチームオレンジの設置に向けて市町村に働きかける。 ・キャラバン・メイト養成研修において多くの人に参加してもらえるように早めにお知らせする。 ・市町村域を越えた連携の促進に取り組むため市町村・県警察本部・県で引き続き取り組む。	長寿社会課

5 高齢者の人権

【施策の基本的方向】

- (1) 教育・啓発の推進 (2) 相談支援体制の充実 (3) 社会参加・健康づくりの充実 (4) 福祉サービスの質の向上 (5) 著らしやすいまちづくりの推進
(6) 認知症連携策の充実 (7) 高齢者虐待防止対策等の充実

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額(千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
若年性認知症支援事業(認知症サポートプロジェクト事業)	超高齢社会において認知症への対応は奥深い課題となっていることから、国の「認知症基本法」を踏まえ、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に發揮し、相互に人格と個性を尊重しつぶえ合いながら共生する活力ある共生社会の実現を目指し、認知症の人やその家族の視点に立った総合的な取組を推進していく。	・若年認知症サポートセンターを設置し、患者・家族の生活・医療相談や就労相談、社会活動支援を実施(委託) ・若年性認知症の啓発のためのセミナー開催(委託) ・医療機関を受診後、早期に相談支援機関に繋げるため、認知症医療センターと連携したピアサポート事業の実施(委託)	8,130	診断後支援の早期の段階から医療機関や地域と繋がるために若年認知症コーディネーターの存在は不可欠であり、様々な調整役として活動いただいている。なお、就労支援のため事業者等向けの研修を開催した。	B	若年性認知症の方の就労等について事業者も含めて広く関係機関と連携を図る必要がある。	年2回開催のネットワーク会議において就労機関の関係者にも加わってもらい、課題の整理や情報共有を行い、就労等について考え方、より事業者への理解を促進する。	長寿社会課
認知症ケア推進体制(鳥取方式フレイル予防対策推進事業)	ICTも導入しながら、認知症に関する啓発・情報発信の強化、予防教室の拡充など、多くの高齢者がリラクスタイルに合わせて、「とっとり方式認知症予防プログラム」教室を普及(委託) ・早期相談に関する取り組みの一環として、県、市町村、認知症医療センター・医師の連携による相談会を実施。 ・SNSを活用し、認知症やフレイル予防に役立つ情報をスマートフォン等に直接配信し、効果的に情報発信を実施。また、相談しやすくするためにLINE上で、地域型認知症医療センターによる相談受付を開始。 ・認知症について不安のある人、認知症介護家族等の電話相談、面接、出前相談等を実施し、一部は夜間休日にも行う。 ・認知症の不安を感じて受診する本人、家族の不安を受けとめ、生活再建へ繋げるための相談支援強化として、認知症本人・家族によるピアサポートを各圏域に拡大。	・ICTを活用し、ライブ、オンデマンドによる認知症予防教室を実施(委託) ・老人クラブと連携し、「とっとり方式認知症予防プログラム」教室を普及(委託) ・早期相談に関する取り組みの一環として、県、市町村、認知症医療センター・医師の連携による相談会を実施。 ・SNSを活用し、認知症やフレイル予防に役立つ情報をスマートフォン等に直接配信し、効果的に情報発信を実施。また、相談しやすくするためにLINE上で、地域型認知症医療センターによる相談受付を開始。 ・認知症について不安のある人、認知症介護家族等の電話相談、面接、出前相談等を実施し、一部は夜間休日にも行う。 ・認知症の不安を感じて受診する本人、家族の不安を受けとめ、生活再建へ繋げるための相談支援強化として、認知症本人・家族によるピアサポートを各圏域に拡大。	24,552	・認知症予防教室はR5に引き続き視聴者キャンペーンを実施し、会員数が増加している。 ・とっとり方式の普及のためにモデル地区を設定し、効果測定やアンケートを実施するとともにスマートの使用方法などを教える教室を実施した。 ・県内3圏域で認知機能の検査及び相談会を開催し、YouTube広告等で広報活動を実施した。 ・ブンジ型配信は各講演会等での宣伝により、会員数が着実に増加し、幅広い啓発へと結びついている。 ・コールセンターでは毎日のみならず、夜間休日での相談会を開催し、LINEでの相談受付も実施した。 ・ピアサポートでは認知症の本人、家族同士で相談を開催し、当事者同士でしか分からぬ思いや意見を交換し、西部圏域だけでなく、中部圏域でも定期的に実施した。なお、東部圏域では各市町村等と調整中。	B	・認知症予防教室のライブ配信視聴者の新規登録者数を増やすことと、継続した利用を促進すること。 ・「とっとり方式認知症予防プログラム」の実施市町村数が停滞しているので、全県導入に向けた取組が必要。 ・SNSを用いた情報発信について、長文にならないよう工夫を加えた配信とする。センターへの相談受付については、分かりやすいインターフェースへの変更について検討する。 ・コールセンターについて、SNSやインターネットを活用した広報等を充実させる必要がある。 ・ピアサポートを東部圏域でも各市町村のやり方を踏まえながら拡大することについて進めること。	・引き続き年間配信契約とし、継続的な配信等を行なう。 ・短縮版の効果測定などを行い、導入しやすいプログラムとすることの検討を行う。 ・SNSを用いた情報発信について、長文にならないよう工夫を加えた配信とする。センターへの相談受付については、分かりやすいインターフェースへの変更について検討する。 ・コールセンターについて、SNSやインターネットを活用した広報等を充実させる必要がある。 ・ピアサポートを東部圏域でも各市町村のやり方を踏まえながら拡大することについて進める。	長寿社会課
高齢者虐待防止推進事業	高齢者虐待防止法に基づき県内の高齢者虐待問題に適切に対応するため、高齢者の権利擁護に対し様々な支援を行い、高齢者虐待対応の体制を整備する。	○地域における高齢者虐待防止の推進 ・各市町村及び地域包括支援センターの高齢者虐待対応業務を支援するための研修実施(委託) ・成年後見ネットワーク鳥取・倉吉・米子による相談・助言業務の実施(委託) ○高齢者施設における高齢者虐待防止の推進 ・介護職員や施設管理者を対象とした研修の実施	1,732	・地域包括支援センター及び市町村の職員に対して在宅、介護施設における高齢者虐待対応の研修を行った。 ・市町村等からの相談等を専門家等の助言を行った。	B	高齢者虐待への意識が高まりつつあり、各市町村や包括の業務も増加している。なお、市町村からの相談・助言業務も増加している。	虐待に対する効果的・効率的な対応が求められるため、引き続き、研修や事例会などにより、担当者のスキルアップを図る。なお、市町村からの相談・助言業務も引き続き実施する。	長寿社会課
福祉サービス利用者苦情解決事業	福祉サービスに対する利用者の意見や苦情を幅広く汲み上げ、サービスの質の改善を図る。 県の社会福祉協議会に設置された公正な第三者機関(運営適正化委員会)が、当事者間(利用者及び事業者)で対応困難な福祉サービスに関する苦情解決を図る。	・鳥取県社会福祉協議会が設置する運営適正化委員会の活動経費に対し助成する。	9,842	利用者及び事業者間で対応困難な福祉サービスに関する苦情や相談の解決を運営適正化委員会において行うため、鳥取県社会福祉協議会に活動経費を助成した。	B	毎年一定数の苦情や相談を受け、当該機関で解決が図られていることから、引き続き、この事業を続けていくことが必要。	これまでの取組を引き続き継続していく。	福祉監査指導課
鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業	県が認証した評価機関が、事業所の提供する福祉サービスを評価し、その結果を公表することにより、福祉サービスの質の向上とサービス利用者への情報提供を図る。	・事業者の提供するサービスを評価する評価機関の認証、評価調査者の養成研修及び継続研修を実施するとともに、指導監査等を通じた事業の普及を促進する。	1,098	・評価推進委員会を開催し、評価機関の認証更新を行った。 ・評価調査者継続研修を行った。 ・指導監査時や研修の機会を捉え、受審の勧奨を行った。	B	・より多くの事業所に評価機関の評価を受けていただきことが必要。 ・新規の評価調査者を確保する必要がある。	・指導監査等の機会を捉え事業の普及啓発を行う。 ・評価調査者の確保のため、評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修の実施する。	福祉監査指導課
とっとり県民カレッジ講座の開催	県民の多様化・高度化する学習要求に応えるために、社会の様々な教育機能との連携を図り、広く県民に公開された学習機会を提供する。	市町村や高等教育機関等と連携し、地域づくりにつなげる講座等を開催する。また、講座について広く県民に情報提供することにより県民に学ぶ機会を提供するとともに、講座の受講に応じて単位を認定することで学習意欲向上を促す。	100	市町村教委等と連携し、地域課題解決型のワークショップ形式の講座を2回開催したほか、高等教育機関と連携した講座を10回開催。連携講座の単位認定が多い者への表彰を行った。これらの取組により県民の学習機会の提供と学習意欲の向上を図った。	B	各講座の受講者に占める60歳代以上の方の割合がもっと多く、さらに若い世代の参加を促すとともに、学びの地域への還元を図っていく必要がある。	広報は、紙媒体、HP等が中心となっているが、SNSによる広報をさらに広げていき、若年層まで情報を届けるように努める。	社会教育課
【再掲】とっとりUD施設普及推進事業	—	—	—	—	—	—	—	住宅政策課
【再掲】住宅セーフティネット支援事業	—	—	—	—	—	—	—	住宅政策課
就労支援	「働きたい」という意欲と能力を持つ高齢者のニーズに応じた就労支援を実施する。	働く意欲のある高齢者の掘り起こしを行なうとともに、就業支援員が、高齢求職者の働き方ニーズに応じた伴走型支援を行なうとともに、求人企業に対してはワークシェア等の新たな雇用形態の提案を行いマッチングに向けた支援を行なう。	—	公民館活動での出張相談会を行なうなど働く意欲のある高齢者の掘り起こしを行なうとともに、就業支援員が、高齢求職者の働き方ニーズに応じた伴走型支援を行なうとともに、求人企業に対してはワークシェア等の新たな雇用形態の提案を行いマッチングに向けた支援を行なった。	B	相談を躊躇している潜在的な相談者は存在すると思われるため、認知度向上を図るとともに、相談しやすい環境を整える必要がある。	関係機関と連携した効果的なチラシの配布等による認知度向上、アクトーチ型による潜在的な相談者の掘り起こしを行う。	鳥取県立ハローワーク

6 外国人の人権

【施策の基本的方向】

- (1) 著しくやすいまちづくりの推進 (2) 生活情報の提供の充実 (3) 相談支援体制の充実 (4) 教育・啓発の推進 (5) 外国人児童生徒に対する教育の充実
(6) 外国人の社会参画の推進

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額(千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
多文化共生推進事業	外国人が安心して訪問、生活できる多文化共生社会を推進していくため、外国人総合相談窓口や多文化共生サポーター制度の運営、外国人受入企業及び地域住民への多文化理解の促進、日本語教育体制整備等の取組を行う。	・多言語（英語、中国語、ベトナム語）対応の「外国人総合相談窓口」の運営。 ・外国人の視点から多文化共生の取組を進めるため、多文化共生コーディネーターを配置。 ・外国人住民と行政等との橋渡し役を務める鳥取県多文化共生サポーター制度の運営。 ・地域における外国人住民との共生推進研修会の実施等 ・全県的な日本語教育推進体制を整備するため、学習機会の確保充実、人材育成、関係機関との連携等を実施。	31,201	・外国人総合相談窓口については、医療分野や日本語学習に関する質問を中心に、令和5年度を超える件数の相談を受けた。 ・多文化共生サポーターの拡充を図り、新たに1団体に委嘱した。 ・多文化共生社会への理解を促進することを目的として、地域住民、企業、市町村担当者等向けに研修会を実施した。	B	・日本語教育の空白地帯の解消、人材育成	・市町村と連携した全県的な日本語教育推進体制の整備、オンラインを活用した学習機会の確保充実、日本語教育に携わる人材の育成など、日本語教育に必要な体制の整備	交流推進課
【再掲】 住宅セーフティネット支援事業	—	—	—	—	—	—	—	住宅政策課
私立高等学校等JET-ALT配置支援事業	私立学校において外国語教育等の取組が継続して行われるように支援する。	私立高等学校等における外国語指導助手(ALT)の配置を支援し、私立学校等生徒の英語力の一層の向上と国際舞台で活躍できる人材養成を図るために補助金を交付する。	10,821	JETプログラムを活用してALT配置を行う私立学校3校に対して助成し、外国語教育等の取り組みを支援した。	B	引き続きALTを配置する私立学校に対して助成し、外国語教育等の取組が継続して行われるように支援する。	各学校への希望を丁寧に聞き取り、必要な支援を実施する。	総合教育推進課
外国语指導助手等充実事業(外国语指導助手(ALT)配置)	グローバル化が進出した現代社会において必要となる外国语教育の充実を図る。	・県立高校に外国语指導助手(ALT)27名を配置する。 ・研修等をとおし、外国语指導助手の指導力向上を図り、国際理解教育の一層の推進を図る。	143,260 (ALT人件費、事業費)	(1)県立高校に英語及び韓国語の27名のALTを配置した。 (2)11月に外国语指導助手の指導力等向上研修を開催し、ALTの指導力の向上を図った。	A	(1)ALTの配置日数や授業時間数が不足している学校がある。 (2)授業及び授業外での活用のあり方に課題がある。	(1)配置希望調査を実施し、各校の活用状況を把握とともに、活用状況に応じて配置日数や時間数となるよう調整及び増員の検討を行う。 (2)ALTの強みを生かして外国语指導及び国際理解教育の推進が図られるよう研修会等を通して、好事例等の普及を図る。	高等学校課
世界に羽ばたく人材育成事業	長期の海外留学により、多様な価値観や物事の捉え方などを学ぶ機会を鳥取の高校生に提供することによって、今後の予測不能な社会にあっても主体的に地域や世界の課題に向き合い、グローバルな視点から課題解決を図ろうとする人材を育成する。	(1)スタンフォード大学が提供するオンラインプログラムの提供 (2)留学に関する情報提供を行うための説明会の実施 (3)長期留学に対する助成 (4)各学校が企画する海外派遣プログラム参加者への補助金支援 (5)海外で開催される交流事業に高校生等を派遣	23,076	(1)30名の高校生が参加し実施。英語力の向上及び国際的視野の育成を図った。 (2)200名以上の中、高校生及び保護者並びに教員がオンラインで参加。留学機運の醸成を図った。 (3)1年程度の留学に対して上限40万円を支給、3名の高校生を支援。 (4)国費を利用した県事業を実施。1校6名が対象となり、1人あたり6万円を支給。 (5)韓国江原道国際教育院主催の国際フォーラムに1校5名の高校生と1名の引率教員を派遣。韓国やその他アジアの国の生徒と対面とオンラインで交流。	A	(1)応募する生徒の数に減少傾向が見られる。 (2)高校卒業後は海外の大学に進学する生徒への情報提供が行われていない。 (3)海外留学に係る経済的負担が大きくなってしまっており、留学実施の妨げの要因の一つになっている。 (4)本事業について周知を図り、より多くの生徒や保護者に留学の意義が伝わるようにする。 (5)国際理解教育の推進が高まっている。 (6)本年度初めて実施したこともあり、交流活動の準備が不足していた。	(1)より魅力あるプログラム内容になるよう、担当者間で協議し、扱うトピックを一部変更する。 (2)説明会において海外大学進学を目指す生徒に対し、奨学金等について情報提供を行う。 (3)本事業について周知を図り、より多くの生徒や保護者に留学の意義が伝わるようにする。 (4)海外研修先での活動内容の充実を図る。 (5)オンラインでの事前研修等を実施し、対面での交流を充実させる。	高等学校課
県立学校裁量予算事業・高等学校教育企画費(国際交流・海外研修旅行関係)	学校長による独自性のある学校運営の実施を目的として、学校長の裁量による予算執行を認め、学校の自立度の向上、生徒の状況に応じた学校づくりを推進する。	(1)海外研修旅行・1校(台湾1校) (2)海外交流校との学校間交流・11校(中国1校、韓国4校、アメリカ3校、ブラジル1校、インドネシア1校、シンガポール1校、マレーシア1校、ニュージーランド1校、台湾2校※複数の国と交流する学校が3校)	7,214	オンラインでの交流を活用しつつ、現地への派遣及び現地からの交流生受け入れを実施することができ、より高い教育効果を得ることができた。	B	引き続き、対面での交流を維持し、異文化理解を深めていくとともに、オンラインも活用し交流の機会を確保していく。	渡航費用が増加している現状を考慮し、事業内容の再検討を含め、より効果的な実施方法を検討しつつ事業を継続して実施する。	高等学校課
図書館国際交流事業	環日本海諸国との交流やさらなるグローバル化に伴う幅広い国際交流や国際理解の促進を支援するために、環日本海交流、国際交流ライブラリーの機能を活かし、広く海外情報を収集・提供することに務める。	(1)図書交換事業 図書交換等に関する協定を結んでいる韓国・中国・モンゴルの図書館と資料、情報の交換を行ふ。 (2)海外に関する資料収集整備・提供の促進 特色ある資料収集と提供に努め、県民及び県内在住外国人への資料・情報提供の充実を図る。 (3)海外に関する情報発信 県民に広く海外諸国に関する情報を発信・提供することにより、海外諸国に親しんでもらうとともに、国際理解の促進のための講演会を開催する。 (4)語学・歴史・文化等学習支援事業 多文化・異文化に理解を深めてもらうイベントを行う。また、外国人の利用促進を図る。	4,743	・韓国、中国、モンゴルの図書館と図書交換を行った。 ・環日本海交流室、国際交流ライブラリーの閲覧用資料(図書642冊、雑誌38種、新聞4種)を購入した。 ・国際交流ライブラリー開設10周年を記念した講演会を開催した。 ・英語をテーマとした多文化を知るイベントを開催した。	B	・国際理解に向けたイベント等を開催し、国際交流ライブラリーや環日本海交流室の利用や県民の国際理解の促進を図る必要がある。 ・資料や情報の充実に努め、県内に在住する外国人の支援を図る必要がある。	・多文化を知るイベントや他機関と連携した展示等を行い、県民の国際交流や国際理解を支援する。 ・図書交換等によって収集した海外に関する資料等による県内在住外国人の支援を行つ。	図書館
環日本海教育交流推進事業	環日本海諸国(大韓民国)との教員、児童生徒との交流促進を図ることにより、国際感覚豊かな教員及び児童生徒を育成し国際理解教育を推進することとともに、子どもたちの健全育成に向けた活動をより一層発展させること。	鳥取県教育委員会と江原外國語教育院が2013年に締結した「交流協約書」に基づいた児童生徒交流事業及び研修を実施する。 本県児童生徒の派遣は、児童生徒20名、引率教員5名を予定。江原道児童生徒の受け入れは、児童生徒20名、引率8名を予定。	3,256	・令和6年度は、江原特別自治道教育府国際教育院院長を団長とした訪問団が来県し、八頭高校、米子高校、米子南高校と江原外國語高校、雪嶽高校の生徒が心温まる交流を行った。	B	・交流の機会を積極的に設定することは、日韓両国の国際理解教育を推進していくために有効である。特に県の事業として実施することで、韓国と交流のない市町村の児童生徒も交流でき、県内全域に交流の輪を広げることができる。江原道と鳥取県との教育交流事業の一環として、草の根レベルでの相互理解や良好な関係づくりを継続して進めしていく必要がある。	・米子ソウル便の往来再開を受け、児童生徒及び教員の相互派遣交流の一環として、受入事業と派遣事業を隔年で継続的に実施し、国際感覚豊かな児童生徒及び教員の育成を推進していく。	小中学校課 高等学校課 教育総務課
外国人児童生徒等への日本語指導等支援事業	母語での支援員や日本語指導支援員の活用による指導体制の構築。多言語翻訳システム等ICTを活用した支援の充実など、多文化共生社会の実現に向けた外国人児童生徒への日本語指導を含む教育の充実を図る。	外国人児童生徒等の学習環境を整備するため、授業等において母語での支援や日本語指導支援員を配置するための経費を補助する。また、各市町村教委担当者、日本語支援等担当教員等との連絡協議会を開催し、受入れや学習支援に係る情報交換や協議を行ったり有効な指導助言を受けたりすることで、各自治体、学校現場での支援体制の充実を図る。	12,806	・令和6年度は鳥取市、境港市、湯梨浜町、北栄町、琴浦町の5市町で、日本語指導支援員を配置し、日本語指導や学習指導、保護者支援等を行った。また、関係市町教育委員会、学校、指導員で情報交換・協議を行う場を設け、指導方針の確認や課題の共有を行い、個に応じた支援を行った。	B	・各市町村教育委員会や各学校において、児童生徒の実態に応じたきめ細かな支援を行っているところではあるが、外国人児童生徒等の受け入れに係る初期対応や日本語指導、母語支援のできる通訳等人的な支援が十分にできていない。	・鳥取県国際交流財団と連携し、人的な支援の充実を図る。 ・各市町村教委担当者、日本語支援等担当教員等との連絡協議会を複数回実施し、関係市町教育委員会や各学校への支援の充実を図る。	小中学校課 人権教育課
就労支援	「鳥取で働きたい」という意欲と能力を持つ外国人のニーズに応じた就労支援を実施する。	就労支援員が、働く意欲のある外国人と、採用を希望する企業とのマッチング等、寄り添った支援を行う。	—	希望に沿った就労が実現するよう、就業支援員が企業の紹介、求人開拓・求人条件の調整など、伴走型支援を行った。	B	相談を躊躇している潜在的な相談者は存在すると思われるため、認知度向上、利用促進を図る。	関係機関と連携した効果的なチラシの配布等による認知度向上、アワリーチ型による潜在的な相談者の掘り起こしを行つ。	鳥取県立ハローワーク

7 感染症等病気にかかる人の人権

【施策の基本的方向】

- (1) 教育・啓発の推進 (2) 相談支援体制の充実 (3) プライバシーに配慮した医療環境の整備 (4) ハンセン病回復者等への支援
 (5) HIV感染者、エイズ患者への支援 (6) 難病患者等への支援 (7) 新型コロナウイルス感染症に関する取組

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額(千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
ハンセン病問題対策事業	本県出身のハンセン病元患者やその家族の方々が安心して生活ができるように支援するとともに、ハンセン病に起因する人権問題解決のため、歴史の教訓を学び、正しい知識の普及啓発を行う。	①ハンセン病問題人権啓発事業 ・ハンセン病問題人権学習会 ・県民交流事業 ・ハネル展 ②本県出身入所者支援事業 ・療養所訪問事業 ・里帰り支援事業 ・伝統芸能派遣事業 ③ハンセン病家族補償法支援事業 補償法に関する制度の周知と相談事業	1,429	要望のなかつた里帰り支援事業、伝統芸能派遣事業を除き、③の事業内容に記載のとおり実施した。	B	引き続き、ハンセン病元患者やその家族の方々に対する支援、正しい知識の普及啓発を地道に行っていく。	学習会講師の確保・後継者育成を関係機関と連携しながら進めていく。	健康政策課
難病対策事業	発病の原因が不明であるため、治療が困難で長期療養を要するなどから医療費負担が高額となる難病等について、その患者に対して良質で適切な医療を提供するために医療費助成を行うとともに、療養生活の質の維持向上を図る。	①難病等医療費助成事業 ②難病患者地域支援対策推進事業 ③在宅難病患者一時入院事業 ④在宅人工呼吸器使用患者支援事業 ⑤難病相談・支援センター、難病医療連絡協議会運営事業 ⑥難病患者の生活支援充実 ⑦啓発事業(難病フォーラムの開催)	1,111,980	③の事業内容に記載のとおり実施した。	B	引き続き、難病等の患者に対して必要な支援を行っていくとともに難病患者への理解を促進する。	これまでの取組を引き続き継続していくとともに、難病の生活支援充実に向けた対策を進め、令和6年度に初めて開催した難病フォーラムを引き続き開催する。	健康政策課
エイズ予防対策事業	エイズ及び性感染症のまん延防止と早期発見・早期治療を推進とともに、エイズ患者・HIV(トト免疫不全ウイルス)感染者に対する差別・偏見の解消を図る。	①正しい知識の普及啓発 ・HIV検査普及週間(6月1日～7日) ・性感染症予防キャッシュ(7月～9月) ・世界エイズデー(12月1日) ②検査・相談体制の充実 ・HIV・性感染症検査・相談窓口の開設 ・エイズカウンセラーカーの派遣 ・検査・相談業務従事者育成のための研修派遣 ③医療体制の充実 ・エイズ診療従事者育成のための研修派遣 ・エイズ相談・治療連絡会議の開催 ・エイズ感染予防薬の整備	4,750	③事業内容に記載のとおり実施した。今年度から新たにインスタグラム広告を取り入れる等、幅広い世代に普及啓発した。	B	引き続き、性感染症の発生動向に留意し、データ等を整理しつつ、関係機関と連携しながら幅広い世代への正しい知識の普及啓発を進めていく必要がある。	これまでの取組を継続しつつ、様々な媒体を活用した正しい知識の効果的な普及啓発を進めていく。	感染症対策センター
がん教育啓発研修会	より効果的ながん教育が実施されるよう、指導内容の充実と教職員の正しい理解を図る。	・学校教職員等を対象に、学校におけるがん教育の理解と充実を図るため、研修会を開催する。	172	教職員を対象に研修会を開催し、がんに関する正しい理解や教育の進め方などを周知することを通して指導力の向上を図るとともに、各学校におけるがん教育の大切さや必要性を伝えることができた。(非集合型オーデマンド開催 参加者32人)	A	・参加者が、保健体育主事や養護教諭を中心となっており、学校でがん教育の中心になっている保健体育科教諭の参加が多い。 ・がん教育が、体育・保健体育科の授業のみで実施されており、学校全体での取組となっていない。	これまで推進校として実践を行った学校の事例等を紹介しながら、がん教育の大切さや必要性を周知していく。	体育保健課

8 刑を終えて出した人の人権

【施策の基本的方向】

- (1) 教育・啓発の推進 (2) 相談・支援の充実

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額(千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
鳥取県社会福祉事業包括支援事業	鳥取県内における犯罪の予防及び更生保護に関する事業の健全な発達に寄与する。 矯正施設からの退所者を保護し、社会復帰する手助けをする。	犯罪や非行をした人への円滑な社会復帰のための支援や、再犯の防止等を目的として、更生保護活動を行う団体の活動に要する経費の一部を助成。(R6予算額: 200千円) ・鳥取県更生保護観察協会 ・鳥取県更生保護給付会	200	犯罪や非行をした人への円滑な社会復帰のための支援や、再犯の防止等を目的として、更生保護活動を行う団体(鳥取県更生保護観察協会、鳥取県更生保護給付会)の活動に要する経費の一部を助成した。	A	なし	なし	孤独・孤立対策課 ※予算要求担当課は福祉保健課
鳥取県再犯防止推進事業	犯罪をした者等が、適切な福祉支援等を受けることにより、再び社会を構成する一員となるようにすることで、再び犯罪を行ふことを防止し、県民が安全で安心して暮らせる地域づくりを行う。	<鳥取県地域生活定着支援センター運営事業> 高齢者は障がいのため福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者及び被疑者・被告人等について、退所又は釈放直後に福祉サービス等(障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など)につながるための調整及び、出所又は釈放後の支援を実施 <鳥取県再犯防止推進会議> 犯罪をした者等が孤立することなく再び社会を構成する一員となることにより、県民の犯罪被害を防止するため、現状・進捗・課題等の情報共有、計画の管理・検証等を行う「鳥取県再犯防止推進会議」(構成団体: 国の関係機関、県関係機関、更生保護関係団体等)を2回開催予定 <高齢者・障がい者以外の出所者等に対する相談支援体制の構築> <市町村に対する再犯防止推進支援事業> ・市町村担当者等対象の研修会 ・市町村等関係者・県との連携会議	31,274	<鳥取県地域生活定着支援センター運営事業> 罪を犯した高齢者・障がい者を対象に、福祉の支援を行った。 <鳥取県再犯防止推進会議> 県から計画における取組の進捗報告や新規事業の説明のほか、3団体から活動報告をいただき、連携を図った。 <高齢者・障がい者以外の出所者等に対する相談支援体制の構築> 地域生活定着支援センターの支援対象外の者、その家族等向けの相談体制の構築について検討会を3回開催し、R7開始に向けた方向性をまとめた。 <市町村に対する再犯防止推進支援事業> 研修会および連携会議を合同で開催し、市町村との連携を図り、知見を深めていたいたい。	A	・地域生活定着支援センターの支援対象となる高齢または障がいのある出所者等についても、本県では専門支援機関はない。 ・研修や会議を継続して開催予定。 ・第2期計画の内容で拡充し、更生保護団体・国の機関・関係機関の業務紹介などを活用しながら、わかりやすい発信や機会を捉えての広報を行っていく。 ・再犯防止に関する取組や意義については、関係機関や一般県民に充分に浸透しているとは言えない。	孤独・孤立対策課	
【再掲】住宅セーフティネット支援事業	—	—	—	—	—	—	—	住宅政策課
就労支援	専門就業支援員を配置して、刑務所出所者等に対する就労相談等を実施する。	専門就業支援員が、受刑者に対する職業講話等を行い就業感の醸成を図るとともに刑務所出所者等への職業相談、職業紹介等の就労支援や就職後の職場定着まで継続した支援を行う。	—	専門就業支援員が、受刑者に対する職業講話等を行い就業感の醸成を図るとともに刑務所出所者等への職業相談、職業紹介等の就労支援や就職後の職場定着まで継続した支援を行った。	B	相談を躊躇している潜在的な相談者は存在すると思われるため、認知度向上、利用促進を図る。	関係機関と連携した効果的なチラシの配布等による認知度向上、アワーチャー型による潜在的な相談者の掘り起こしを行う。	鳥取県立ハローワーク

9 犯罪被害者等の人権

【施策の基本的方向】

(1) 教育・啓発の推進 (2) 相談・支援の充実

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額(千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
犯罪被害者及びその家族の人権問題についての啓発	犯罪被害者等の実情や支援の必要性等について広く県民の理解を促進する。	消費生活センターが県内大学等の高等教育機関と連携して正規授業として実施する消費者教育連続講座「とつり消費者大学くらしの経済・法律講座」において、学生及び県民に対して「犯罪被害者とその家族への支援」をテーマにした講座を開催予定。	1,706	鳥取大学及び公立鳥取環境大学において「犯罪被害者等の支援について」の講座を開催した。(講師:公益社団法人とつり被害者支援センター理事長 佐野 泰弘 氏)	B	各大学等での犯罪被害者等の人権問題啓発講座の開催	大学生・県民に対する犯罪被害者等の人権問題啓発講座の開催について、引き続き大学等に働きかけていく。	消費生活センター
犯罪被害者寄り添い支援事業	犯罪被害者に被害直後から寄り添い、中長期にわたって民間支援団体とも連携して、きめ細かな支援を行い、再び平穡な生活を営めるよう、被害からの早期回復の実現等を図る。	犯罪被害者支援に特化した専門組織を設置し、総合相談窓口を開設するとともに、経済的支援等を提供 関係機関・団体との連携・協力の推進	42,712	総合相談窓口を設置し、被害にあった方に応じた支援を提供した。	B	支援施策の充実に向け、県独自の経済的支援について検討する必要がある。	関係機関等と協議を行い、検討する。	くらしの安心推進課 警察本部広報県民課
犯罪被害者寄り添い支援事業(理解増進のための啓発等)	教育活動や啓発の機会を通じて、犯罪被害者等の人が尊重され、名誉や生活の平穡が守られるなど、安心して地域で暮らせるよう、県民等の理解を促進する。	犯罪被害者等支援に関する広報、理解促進のための啓発、ボランティアの育成支援等を行う。	13,078	民間支援団体が行うボランティア育成事業に対する助成を行った。	B	引き続き、犯罪被害者支援に関する県民・事業者の理解を深める取組みを行う必要がある。	職能団体や企業等と連携した研修等を行う。	くらしの安心推進課 警察本部広報県民課
性暴力に係る啓発事業費	男性・女性・子ども等への性暴力に関して、関係部局による対策チームを通じた情報共有を図るとともに、チーム等での議論を踏まえて、性暴力の防止に向けて啓発・広報、相談・支援に取り組む。	・男性への性被害等も含めた性暴力に対する対応などについて学ぶための講演会等を年3回程度開催する。 ・市町村関連施設など集客施設等において性暴力に関するパネル等の展示を行う。	1,831	①研修会の開催 ・講師:小笠原 和美氏(慶應義塾大学SFC研究所上席所員) ・内容:子どもを性暴力から守る~私たち大人がすべきこと~ ②講演会の開催 ・講師:中村 正氏(立命館大学産業社会学部特任教授兼名誉教授) ・内容:性犯罪の被害と加害~男性とジェンダーの視点から考える~ ③性暴力に関するパネル展示 ・期間:R6.4.10~R7.2.26 ・展示場所:県内全市町村関連施設	B	多くの県民に性暴力に関する人権について啓発できるよう、講演会等のテーマや時期の選定、周知方法等について関係機関と連携して取り組むことが必要。	引き続き関係機関等との連携を密に行いながら啓発を図り、人権尊重の社会づくりを推進する。	人権・同和対策課

10 性的マイナリティの人権

【施策の基本的方向】

(1) 教育・啓発の推進 (2) 相談・支援の充実 (3) 諸課題についての対応

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額(千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
人権学習講師派遣事業(多様な性のあり方について学ぶ学習会)	・児童生徒が多様な性のあり方について学ぶことを通して、互いの個性を尊重し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるために必要な資質・能力の育成を図る。 ・教職員が多様な性のあり方について理解を深めることを通して、すべての児童生徒が自らの大切さを認められていることを実感できるような環境づくりを行なう人権意識の向上を図る。	・多様な性のあり方と人権をテーマとして、性的マイナリティの人権保護を取り組んでいる方を講師として派遣する。 ・実施校は、人権学習会までに「性的マイナリティの人権」をテーマとする教職員研修を実施する。研修講師が必要な場合は、人権教育課の指導主事等を講師として派遣する。	769	多様な性のあり方と人権について学ぶ学習会を小学校11校、中学校3校、高校2校(計16校)で実施した。実施校においては、事前に教職員研修を開催した。	A	・今後「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」による基本計画が提出されることに伴い、学習会への申込や教職員研修の依頼が増加することが想定される。 ・性的マイナリティへの理解に留まらない学習が必要。	・人権教育委員会、職員研修等の機会を捉えて、SOGI、SOGIESCの理解を推進する。	人権教育課
多様な性を認め合う社会づくり推進事業	多様な性を認め合い、誰もが自分らしく生きることができる社会づくりを進めること	「多様な性を認め合う社会づくりシンポジウム」を開催し、性的マイナリティの方々の生きづらさ及びアウティングの危険性に対する理解と、共に寄り添い生きることの重要性を発信する。 県内企業や地域で開催される研修会等に講師を派遣し、性の多様性に関する理解促進を図る。 また、相談員の人才培养及び当事者が気軽に立ち寄ることのできる居場所づくりとして「コミュニケーションスペース」の提供に引き続き取り組み、相談支援の充実を図る。	3,714 2,783	・支援相談人材育成研修の開催 ・電話相談窓口の開設 ・「とつり安心ファミリーシップ制度」の導入 ・性の多様性に関する理解促進のための講師派遣事業を開始。	B	性の多様性に関する理解増進法の成立や、ファーリーシップ制度の運用開始に踏まえ、当事者の生きづらさを解消し、アウティング対策など、正しい理解促進を一層進めていく必要があり、講演会や企業への講師派遣などを通じて情報発信を行っていく。	・講演会やシンポジウムの開催 ・人材育成研修の実施 ・コミュニケーションスペースへの講師派遣 ・電話相談窓口の周知 ・企業への講師派遣	人権・同和対策課

11 生活困難者の人権

【施策の基本的方向】

(1) 教育・啓発の推進 (2) 生活困難者への自立支援 (3) 生活困難者への就労支援 (4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた生活困難者への支援

(5) 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制整備の推進

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額(千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
生活困窮者総合支援事業	生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を構築することも、生活困窮者の経済的自立のみならず、日常生活や社会生活における本人の状態に応じた自立を総合的に支援する。 また、市町村が行なう生活困窮者の自立に向けた支援を県がサポートし生活困窮者の生活再建を図る。	【生活困窮者を支える市町村の支援体制の充実】 市町村に対して、生活困窮者自立支援制度に関する後方支援(養成研修・現任研修の実施、関係機関とのネットワーク形成等)を行う。 【生活困窮者に対する支援】 ・法に基づき、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を構築し、本人の状態に応じた自立支援や地域ネットワークの構築による包括的な支援を実施する。 ・家計管理に関するセミナー等による困窮の未然防止、就労支援員による被保護者に対する就労支援、見舞金の支給、中間的就労支援による就労困難者等の就労に向けた段階的な機会の提供等を併せて実施することにより、生活困窮者の自立を総合的に支援する。	70,621	市町村の支援体制の充実のため、鳥取県社会福祉協議会へ委託し、市町村職員向けの研修を実施した他、生活困窮者自立支援制度に基づく各種事業を実施し、就労に繋げなど、生活困窮者の自立に向けた支援を行った。	B	長引く物価高等の影響を受け、生活困窮者が継続する状況にある方への支援を引き続き実施していく必要がある。	・引き続き市町村が実施する重層的支援体制への支援を実施し市町村の体制整備・充実を後押しする。 ・物価高騰の状況等を注視しながら、生活困窮者への必要な支援を検討・実施していく。	孤独・孤立対策課
みんなで進める「孤独・孤立対策」事業	以下の事業により、孤独・孤立・対策を推進する。 ・「とつり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」の拡大及び「孤独・孤立対策協議会」の設置。 ・「とつり孤独・孤立・対策官民連携プラットフォーム」によるワークショップの開催。 ・「とつり孤独・孤立・対策官民連携プラットフォーム」広報・交流活動費補助	3,768	・プラットフォーム参加団体、参加検討団体を対象としたワークショップを実施(R7.1.29) ・広報・交流活動費補助を1団体へ交付決定		B	・プラットフォームの参加団体の拡大が緩やかになっており、市町村社会福祉協議会やピアサポート団体等の更なる加入による支援連携拡大を図る必要がある。	・引き続きメールマガジン等による活動の発信やワークショップ実施による交流の促進を図る。 ・プラットフォーム加入団体へ協力を依頼しながら非つき加入団体の拡大を図る。	孤独・孤立対策課

11 生活困難者の人権

【施策の基本的方向】

- (1) 教育・啓発の推進 (2) 生活困難者への自立支援 (3) 生活困難者への就労支援 (4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた生活困難者への支援
 (5) 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制整備の推進

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額(千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
孤独・孤立対策官民連携推進事業	鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え 愛社会づくり推進条例に基づき、官民連携事業を実施する。	・令和4年に設置した孤独・孤立に関する様々な相談の総合的窓口である「生活困りごと相談窓口」の運営 ・本人及び家族・援助者の支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、施策の実施状況を検証するため「孤独・孤立を防ぐ温もりのある社会づくり審議会(仮称)」を設置する	20,934	電話・窓口による生活困りごと相談窓口を運営。 審議会を会場・オンライン併用にて2回開催	B	課題の複合化・複雑化や制度の狭間に陥るケースに対応するため、様々な手法・窓口で困りごとをキャッチし、支援につなげる、伴走していく必要がある。	生活困りごと相談窓口の相談受付方法にLINEを拡充、また相談者の希望に応じて手続の同行補助を実施する	孤独・孤立対策課
生活困窮者相談支援体制等拡充事業	物価高騰等の影響を受けている生活困難者への支援のため、自立相談支援機能を拡充する市町村への支援及び社会福祉法人やNPO法人について、支援ニーズの高まりによる事務量の増加に対して一定の活動経費への支援	57,000	生活困窮者への支援を行う4法人へ活動経費の補助を実施した。	A	生活困窮者支援は一過性のものではなく継続した取組が必要であることから、既に活動を行っている法人への支援を行うとともに、新たに生活困窮者支援を行う団体へも同事業における支援を広げていく必要がある。	生活困窮者支援等を行う支援機関で構成する「生活困窮者自立支援推進会議」において周知を行うなど、広報の取組を実施する。	孤独・孤立対策課	
育英奨学事業	大学・高等学校等に進学する者のうち、経済的理由により修学が困難である者に対し奨学資金を貸与して有用な人材を育成する。	県内に住所を有する者の子等で、大学・高等学校等に進学する者のうち、経済的理由により修学が困難である者に対し奨学資金を貸与する。	902,207 749,210	鳥取県育英奨学資金貸与実績 ・高等学校等 318人 ・大学等 591人	B	長期未納者や高額未納者が多く、多額の未収金が存在	早期・継続的な督促、債権回収会社への委託等により、効果的な回収に努めるとともに、法的措置を実施	人権教育課
高校生等奨学給付金事業	高校生等が高等学校等及び高等学校専攻科において教育を受けることによる保護者等の経済的負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対して奨学のための給付金を給付する。	授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対して奨学のための給付金を給付する。	209,319 254,900	高校生等奨学給付金給付実績 ・給付人数 2,053人 ・給付額 253,164,233円	B	対象者への制度の周知	ホームページや各高校を通じた情報提供の実施	人権教育課
県育英会助成事業	都会で学ぶ鳥取県出身の大学生等の生活を援助するため、公益財団法人鳥取県育英会が運営する東京学生寮の入件費及び給食委託料、營繕等の一部を補助する。	公益財団法人鳥取県育英会が運営する東京学生寮の入件費及び給食委託料、營繕等の一部を補助する。	30,959 28,205	学生寮入寮者数 ・明倫館(男子寮) 55人 ・清和寮(女子寮) 50人	B	定員確保に向けた学生寮の認知度の向上	ホームページや各高校を通じた情報提供による周知	人権教育課
【再掲】 住宅セーフティネット支援事業	—	—	—	—	—	—	—	住宅政策課

12 様々な人権

(1) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

【取組】

- ・「拉致問題の早期解決を願う国民のつどい」、出前学習会、パネル展示など様々な啓発の展開
- ・国へ対する要望活動

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額(千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
北朝鮮による拉致被害者等帰国支援事業(国民のつどいの開催)	拉致問題に対する県民の关心を高めるとともに、被害者及び家族への支援の必要性についての理解を促進する	基調講演、拉致被害者ご家族の訴えを内容とする国民のつどいを10月に米子市で開催する。 会場で拉致問題啓発パネルの展示を行う。	1,489 990	拉致問題の早期解決を願う国民のつどいin米子の開催 ・期日: R6.11.24(日) ・場所: 国際アミリープラザ ・内容: 林大臣へ国要望、拉致被害者御家族の訴え、講演(李相哲氏)、高校生のメッセージ等	B	拉致問題の解決に進展がみられないことから、引き続き拉致問題に対する県民の关心を高めるよう、継続して実施することが必要である。	・国民のつどいの開催(R7.11月24日(月・振替)開催予定) ・拉致問題啓発パネル展示 ・拉致問題早期解決に向けた国への要望・講演について、県民が関心を持つ人選、内容等を検討すること	人権・同和対策課
北朝鮮による拉致被害者等帰国支援事業(拉致問題人権学習会の開催) 人権学習講師派遣事業	学校・地域等と連携・協力して、拉致被害者及び御家族への支援の必要性についての人権学習を実施することにより、もって、拉致問題の早期全面解決に向けた県民理解の促進を図ることを目的とする。	拉致問題をテーマとして拉致被害者御家族を招いた人権学習会を開催する。	266 271	拉致問題人権学習会の開催 (出前授業:3回、出前講座:3回) ・拉致問題概要説明、DVD視聴、拉致被害者御家族との対談	B	拉致問題の風化が懸念されることから、引き続き学校や地域において、拉致問題を知り、拉致被害者及び御家族への支援の必要性等について理解を深め、人権意識の高揚を図ることが必要である。	拉致問題人権学習会の周知に努める。(学校、地域団体等)	人権・同和対策課 人権教育課
北朝鮮による拉致被害者等帰国支援事業(拉致問題啓発舞台劇上演会の開催)	拉致問題を全県の問題として捉え、広く県民に理解していただき、解決に向けた機運を高めるこ	国(内閣官房拉致問題対策本部)と共に舞台劇の上演会を行う。	148 0	・舞台劇:未実施 (全市町村へ実施希望照会へ一国開催条件に会場要件(500席以上)があり4市のみ該当。米子市、鳥取市、倉吉市は実施済みであり、未開催の境港市は実施希望無し) <参考> 拉致問題啓発ミニコンサート(予算額:1109千円) ・期日: R6.12.14(日) ・場所: パーブルタウン ・内容: ミニコンサート	B	来年度の舞台劇実施について未開催の境港市に打診したところ、実施する場合は予算要請及び実施委員会への依頼を2年前から準備する必要があり、当面の実施は困難との返答。 舞台劇等の上演会は各自治体の希望によるものであり、本県が強制するものではないため、舞台劇等の上演会のほか別途啓発を行う必要がある。	現在は、当該事業の目的に沿った事業として「拉致問題啓発ミニコンサート」を実施しており、舞台劇や映画上映会の実施のほか、当該事業の位置付けとして「拉致問題啓発動画上映会又はミニコンサート」も含める。	人権・同和対策課
北朝鮮による拉致被害者等帰国支援事業(拉致被害者等帰国時支援)	本県出身の拉致被害者等の帰国に備えて関係市町と連携し、支援体制を構築するとともに、拉致被害者帰国情時等の支援及び帰郷後の生活支援を行う。	拉致被害者等の帰国に係る支援本部構築による各機関の体制整備及び生活再建のための支援(生活相談、社会適応支援、健康保健支援、住居・就労・教育等)	9,159	・拉致被害者支援に係る関係機関担当者会議 ・期日: R6.6.4(火) ・場所: 米子市役所 ・内容: マニュアルによる各機関の役割分担・手順等の共通認識、意見交換	B	拉致被害者等の帰国に備えて継続して関係市町と連携することが必要がある。 関係機関担当者会の意見交換において、懸案であった図上訓練は今後実施は不要とし、代わりにしつづりマニュアルを頭に入れることの方が重要との結果に。	・今後も関係機関と拉致被害者支援に係る連携を深め、帰國後支援体制の構築に努める。	人権・同和対策課

(2)災害被害者等の人権

【取組】

- ・要配慮者（※）の避難支援 ※高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。
- ・男女共同参画の視点の導入

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額（千円）	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
災害時における福祉支援機能強化事業	災害発生後に避難所等で、介護や相談、サービス利用の調整などの福祉的支援を行う災害派遣福祉チーム（DWAT）を派遣するため、研修を実施してチーム員を養成するとともに、要員を確保するためチーム員の所属する施設が派遣できる体制を整えるための支援を行う。	鳥取県社会福祉協議会に委託して設置している鳥取県災害福祉支援センターにより、次の業務を行なう。 ①組成と研修 ・基礎研修2回、ステップアップ研修（全体1回、地区別各1回）、コーディネーター研修1回 ・県防災フェスタ及び鳥取市総合防災訓練への参加、避難想定体験会（県自閉症協会と共に） ②応援体制の整備 ・DWATを含む災害時の福祉支援活動の強化に向け、協定締結団体との意見交換を行った。	24,949 11,682	①組成と研修 DWATチーム員等に対して各種研修及び実践的な訓練を行った。 ・基礎研修2回、ステップアップ研修（全体1回、地区別各1回）、コーディネーター研修1回 ・県防災フェスタ及び鳥取市総合防災訓練への参加、避難想定体験会（県自閉症協会と共に） ②応援体制の整備 協定締結団体の拡充に向け、現協定締結団体との意見交換を行った。	B	・発災時に被災した地区以外の居住者、在勤者からチーム5人（5日間）を約1ヶ月派遣するには、240人程度のチーム員が必要であるため、チーム員の確保及び養成が必要。 ・災害時の福祉支援活動の強化に向け、協定締結団体等に説明会を実施し、体制構築につなげる。	・鳥取県社会福祉協議会と連携して、引き継ぎチーム員の登録拡大及びチーム員の養成に取り組む。 ・災害時の福祉支援活動の強化に向け、協定締結団体等に説明会を実施し、体制構築につなげる。	福祉保健課
地震津波対策緊急強化事業	令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、新たな地震津波対策の充実・強化（大転換）を図る。	初動対応の改善や津波避難対策、孤立集落対策、県の大型資機材や初動資機材の整備を行う。また、市町村の避難所資機材整備等を支援することにより避難所の生活環境の向上を図る。	76,750	避難所環境の向上や孤立対策に係る資機材（トイレカーラー、スターリンク等）を整備する等して、地震津波対策の充実・強化を図った	B	避難所環境を向上するためには、県・市町村で異なる資機材（簡易ベッド等）の整備が必要	避難所環境を整備するための資機材について、市町村のバックアップとして県が一定数を備蓄する（市町村は国の交付金等を活用し、資機材整備を実施）	危機管理政策課
危機管理情報発信機能強化事業（防災アプリ運用）	災害時等において、防災・危機管理等に関する情報を的確かつ迅速に提供し、県民の安全・安心につなげるとともに、災害等による被害の軽減を図る。	危機管理関係情報をコンパクトにまとめた鳥取県防災アプリ「んしんドリーナビ」を運用し情報発信。外国人観光客や外国人居住者等へも情報が行き届くよう多言語による発信を行っている。	4,871	防災情報、公共交通情報、生活・健康情報等を多言語（9言語）で発信した。	B	利用者がより的確に情報取得できるようアプリ機能の向上が求められる。また、防災に対する意識の向上及び適切な避難行動を促す認知度向上が求められる。	様々な機会を捉えてチラシ等の広報媒体を活用して周知広報を進める。	危機対策・情報課
支え愛マップ作成推進事業	地域住民が支え愛マップづくりを通して、地域課題を共有し、平時の要配慮者（高齢者、障がい者、妊婦など）の見守り活動等を充実させながら、災害時の避難支援の体制を構築する。	住民組織による、支え愛マップの作成・更新、避難訓練、見守り活動等の地域防災活動を支援しながら、共助による要配慮者（避難行動要支援者）の避難支援体制を確立する。	7,829	○取組地区数28（累計1,004地区、全体の34.6%） △目標地区数1,142地区（令和8年度末） ・支え愛マップにより要支援者・地域のハザード情報を地域住民が共有し、避難訓練、声かけなど、災害時の「備え」となる活動に取り組んだ。	B	○支え愛マップ作成の推進となるインストラクター（市町村・市町村社協職員）の不足	○引き続き、インストラクター養成研修を継続するとともに、防災士など、地域防災リーダーの受講を促し、インストラクターの増強を図る。	消防防災課
地域防災リーダー養成・連携促進事業	鳥取県中部地震の教訓を踏まえ、住民主体の防災活動を強化するため、地域防災リーダーの担い手となりうる防災士の養成や地域防災リーダーのスキルアップに取り組み、地域防災力の向上を図る。	日常の避難訓練の企画、ハザード点検等の地域防災活動を行い、被災時には、要配慮者の避難を支援できる人材を育成するために、防災士養成研修及び地域防災リーダースキルアップ研修を実施する。	5,870	○防災士養成研修の開催 ・受講者は207名（東部会場：10/12・13、中部会場：10/5・6、西部会場：12/21・22） ・防災士登録者数は161名 ○地域防災リーダースキルアップ研修の開催 ・参加者は84名（7/20）	B	○防災士の更なる養成。 ○防災士の活躍の場の創出。	○引き続き、各団域ごとの防災士養成研修を実施し、令和8年度目標値2,400人を実現する。 ○市町村ごとの防災士のネットワークを構築（連絡協議会など）し、スキルアップ研修の継続により、各地の防災情報・取組を共有していくなどながら、各地域での避難訓練、見守り活動等、活躍の場を広げていく。	消防防災課

(3)アイヌの人々の人権

【取組】

- ・アイヌの人々に対する理解と認識を深化
- ・偏見や差別の解消をめざして啓発活動を推進

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額（千円）	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
差別と偏見のない社会づくり推進費（県民企画による人権啓発事業）	人権が尊重される社会づくりを推進するため、県内の団体が実施する人権啓発活動の取組を支援する。	県民企画による人権に関する啓発活動（講演会、シンポジウム等）の公募に際し、アイヌの人々を重点啓発人権課題の一つとして設定し、県民の発想と行動力を活用した効果的な人権啓発を行う。	500	県民企画による啓発活動において採択により講演会実施（2日間） R6.9.7(土)倉吉交流プラザ／9.8(日)とりぎん文化会館	B	R6はアイヌに係る講演が採択となり、民衆団体等による啓発活動支援事業（人権重視の社会づくり啓発活動支援補助金）で高かったが、県民企画による人権啓発活動は、スタートアップ事業であり、過去に採択された団体は同様事業（アイヌの人権）に係る講演は不可であることから、他媒体での啓発の検討を行う必要がある。	民間団体等による啓発活動支援事業（人権重視の社会づくり啓発活動支援補助金）での講演会等実施を促進するほか、人権機関紙「ふらっと」の掲載やラジオCM等で啓発を行うことが必要。	人権・同和対策課

(4)ひきこもりの状態にある人の人権

【取組】

- ・とつとりひきこもり生活支援センターの設置
- ・就労のための自立支援の実施

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額（千円）	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
ひきこもり対策推進事業	8050問題といいたひきこもり問題の解決に向けた取組を推進するための体制を整備し、ひきこもりの状態にある本人や家族等を支援することにより、ひきこもりの状態にある本人の自立を促進し、本人及び家族等の福祉の増進を図る。	①とつとりひきこもり生活支援センターの設置 ・相談支援 ・職場体験事業 ・ひきこもりサポート・養成講座の開催 ・ひきこもり問題を考えるフォーラムの開催 ・職場体験事業終了後の支援 ・市町村等への後方支援など ②家族教室・精神科医師の専門相談事業	45,528 50,444	・とつとりひきこもり生活支援センターにおける相談支援の継続 ・西部に新たな職場体験事業所を設置（6月） ・8月にひきこもりサポート・養成講座開催 ・12月にひきこもりを考えるフォーラムを開催 ・職場体験事業終了後の支援 ・家族教室・精神科医師の専門相談開催	B	・相談支援体制を拡充し、年々相談件数が増加しているところではあるが、センターから離れた自治体には十分な支援が行き届きづらく、支援ニーズを満たしきれていないという課題がある。	・中部センターの人員を1名増やすことで、より広域に支援を行うことのできる体制を構築する。	孤獨・孤立対策課
若者サポートステーション運営事業	他者とのコミュニケーションがうまく取れない若者、人間関係の悩みを抱える若者等、通常の就職相談だけでは就職が困難な若者の就業意欲・就職率の向上を図る。	鳥取県地域若者サポートステーションを運営し、一定期間無業の状態にある若年者を対象とした総合相談（キャリア形成支援、心理カウンセリング等）の総合相談に加え、職場体験・職場見学等により、就業意識の向上を図った。	22,566	鳥取及び米子の「若者サポートステーション」において、キャリア形成支援、心理カウンセリング等の総合相談に加え、職場体験・職場見学等により、就業意識の向上を図った。	B	相談を躊躇している潜在的な相談者は存在すると思われるため、認知度向上、利用促進を図る。	関係機関と連携した効果的なチラシの配布等による認知度向上、アウトリーチ型による潜在的な相談者の掘り起こしを行う。	鳥取県立ハローワーク

鳥取県人権施策基本方針第4次改訂に係る具体的施策の計画（令和7年度）

資料 3

第2章 人権教育・啓発の推進

I 人権教育

【施策の基本的方向】

(1) 教育活動全体を通じた人権教育の推進 (2) 指導内容・方法の工夫・改善 (3) 教職員に対する研修等の充実

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R7年度実施状況	⑥R7年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
学校人権教育振興事業	「鳥取県人権教育基本方針－第3次改訂－」の周知を図るとともに、鳥取県がめざす人権教育の推進に向けた支援を行う。	・「鳥取県人権教育基本方針－第3次改訂－」及び人権教育に係る課題や研究成果等についての周知を図るとともに、先進事例や研究成果等を学び、人権教育推進に向けて研究協議する。 ・「生命(いのち)の安全教育」に対する理解を深め、教職員の人権意識及び指導力の向上を図る。 ・各学校・校区等での研修会等へ指導主事が出席し、人権教育の指導内容・指導方法等について指導・助言を行う。 ・各人権問題(性的マイナリティ、障がいのある人の人権)において、当事者の方や関係者の方の話を聞いたり障がい者スポーツを体験をしたりすることを通して、人権尊重の社会づくりに向けた資質・能力を育成する学習会を実施する。	4,124					人権教育課
人権教育実践事業(国事業)	・総合推進地域・研究指定校を指定し、それぞれの地域や学校が抱えている人権教育推進上の課題解決のための指導方法等の在り方を研究委託する。 ・子どもを性犯罪・性暴力の当事者にしない「生命(いのち)の安全教育」を、市町村教育委員会等と連携・協働しながら普及・支援する。	・学校、家庭、地域が一体となって地域全体で人権意識を培うための実践について研究を行う。 ・人権意識を培うための学校教育の在り方について幅広い観点から実践的な研究を行う。 ・モデル地域における「生命(いのち)の安全教育」の普及展開の取組を支援する。	2,250					人権教育課
県立学校人権教育推進支援事業	すべての県立学校において、人権教育推進上の課題解決に向けて計画・実施される事業に対して支援を行う。	人権教育に係る取組(授業改善、講演会・研修会、フィールドワーク等)に対して支援し、取組成果の周知及び実践事例集の配付をする。	1,116					人権教育課
豊かな人権文化を築く学校づくり事業	・学校・家庭・地域が連携・協働しながら、豊かな人権文化を築く資質を備えた児童生徒を育成し、いじめの未然防止等に向けた研究や取組を行なう学校を指定・支援する。 ・これまで作成してきた人権教育プログラム(学校教育編・社会教育編)の改善・活用等を進めるとともに、「人権教育プログラム(社会教育編)」を使用したPTA等の研修に派遣するファシリテーターの資質・能力の向上を図る。	・有識者や指導主事等の指導助言を受けながら、児童生徒の自尊感情を向上させるなど、総合的に人権教育を推進する学校の取組や研究を支援する。効果的な取組や学習指導案(学校向け、PTA研修向け)などの成果の普及を図る。 ・「人権教育プログラム」を活用したPTA研修会実施を希望する学校等に対しファシリテーターを派遣する。また、ファシリテーターの資質・能力の向上を図る研修会を開催する。	1,450					人権教育課
人権教育アドバイザー事業	地域社会における人権尊重のまちづくりを住民一人一人が主体として進められるよう、市町村と連携をはかりながら、市町村が行う人権教育施策、住民学習の充実に対する支援(助言)を行う。	鳥取県人権教育アドバイザーを委嘱し、市町村の社会教育における人権教育行政の現状を把握し、諸課題の解決のための助言を行う。	856					人権教育課
社会人権教育振興事業	県内の社会人権教育活動の充実を図るため、関係する団体へ支援を行う。	県内の社会人権教育活動を推進するため、「人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会」の開催や、各市町村単位で組織された「人権教育推進協議会」の活動を支援する団体に対して、運営費を助成する。	4,899					人権教育課

II 人権啓発

【施策の基本的方向】

(1) 効果的な啓発・情報提供 (2) 効果的な啓発手法

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
差別と偏見のない社会づくり推進費(企業・団体向けセミナー)	鳥取県人権尊重の社会づくり条例に則り、お互いの人の権が尊重され、誇りを持って生きることができる差別と偏見のない人権尊重の社会づくりを推進する。	・企業・団体、市町村向けにセミナーを開催し、企業等の人権意識の向上を推進	1,271					人権・同和対策課
差別と偏見のない社会づくり推進費(人権啓発教育事業・人権研修推進事業・市町村・団体等支援事業)	人権が尊重される社会づくりを推進するため、各種啓発事業を実施し、市町村や県民等が行う人権意識の高揚を図る取組を支援する。	○人権啓発活動事業 ・人権情報誌「ふらっと」年2回発行(県人権文化センターに委託) ・ガイナーレ鳥取と連携した啓発活動 ・鳥取地方法務局、鳥取県人権擁護委員連合会等と連携し「人権フェスティバル」実施 ○人権研修推進事業 県職員人権研修実施	17,385					人権・同和対策課
企業内人権啓発相談員の設置及び推進員研修会の実施(R6企業内人権啓発推進事業)	事業所における公正な採用選考システムの確立と同和問題等の解決のために必要な知識、理解及び認識を深める。	・企業人権啓発相談員による県内企業への推進員設置の働きかけ ・公正採用選考人権啓発推進員研修会の開催(年3回)	954					雇用・働き方政策課
企業内支援者研修	企業内での支援体制を強化し、障がい者の職場定着・離職防止を進める。	障害者職業生活相談員など企業内の支援者の能力強化を図るため、研修を実施する。	180					雇用・働き方政策課
鳥取県中小企業労働相談所(みなくる)による社内研修講師派遣や労働セミナーの実施	労使間トラブルの未然防止や適切な労務管理の推進を支援する。	・企業が行う社内研修(ハラスマント、メンタルヘルスケア等)への講師派遣 ・労働者・経営者向けの労働関係法令セミナーの開催	1,924					雇用・働き方政策課
カスタマーハラスマント防止対策事業	カスタマーハラスマントの発生防止や対策についての普及啓発を行う。	カスタマーハラスマント発生防止のための対策や発生した場合に事業主が取るべき対応について学ぶ事業者向けセミナー普及啓発のための広報物作成を行う。	1,000					雇用・働き方政策課

第3章 差別実態の解消に向けた施策

【施策の基本的方向】

- 1 差別のない社会づくりの推進 2 差別解消に向けた施策の検討

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額(千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
差別と偏見のない社会づくり推進費(差別事象検討小委員会)	鳥取県人権尊重の社会づくり条例に則り、お互いの人権が尊重され、誇りを持って生きることができる差別と偏見のない人権尊重の社会づくりを推進する。	差別事象検討小委員会を開催し、県内で発生した差別事象の実態を把握し、啓発や支援施策等の対応を検討する	191					人権・同和対策課

第4章 相談支援体制の充実

【施策の基本的方向】

- 1 相談機能の充実 2 救済制度の確立の國への要望

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額(千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
差別と偏見のない社会づくり推進費(相談支援スーパーバイズ事業)	鳥取県人権尊重の社会づくり条例に則り、お互いの人権が尊重され、誇りを持って生きができる差別と偏見のない人権尊重の社会づくりを推進する。	県内3か所に人権相談窓口、人権局に「こどもいじめ人権相談窓口」を設置し相談者に寄り添った支援を行うとともに、専門相談員(弁護士)による相談会、ネットモニタリング等を実施	3,188					人権・同和対策課
地域生活支援事業(相談支援体制強化事業)	障がい者等が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことのできる相談支援体制を整備するため、市町村域を超えた広域的な支援を行う。	相談員研修会の開催、市町村の相談支援体制を活性化させるためのアドバイザー派遣、鳥取県地域自立支援協議会運営事業、相談支援専門員の配置に係る経費補助等	10,780					障がい福祉課

第6章 共通して取り組む重要施策

2 ビジネスと人権

【施策の基本的方向】

- (1) 企業の取組の推進 (2) ハラスメント防止等の推進 (3) 労使間の問題解決支援 (4) 新たな人権課題への対応

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額(千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
【再掲】企業内人権啓発相談員の設置及び推進員研修会の実施(R6企業内人権啓発推進事業)	—	—	—	—	—	—	—	雇用・働き方政策課
【再掲】鳥取県中小企業労働相談所(みなくる)による社内研修講師派遣や労働セミナーの実施	—	—	—	—	—	—	—	雇用・働き方政策課
とっとりSDGs企業認証推進事業	SDGs経営を見える化する「とっとりSDGs企業認証」について、県内企業の認証取得支援を行うとともに、認証企業のさらなる経営展開に向けた資金調達やパートナーシップ構築などの取組支援を進め、投資家やサプライチェーン、働く人、社会等から選ばれる企業への転換を促すなど県内企業の価値向上を図る。	「とっとりSDGs企業認証」の認証取得を目指す企業への専門家の伴走支援やセミナー等によるSDGs経営転換支援を実施する。認証取得企業については更なるSDGs経営の推進に向け、取組経費の補助や県内外企業とのマッチング支援等を実施する。	19,300					商工政策課

3 デジタル社会における人権

【施策の基本的方向】

- (1) 教育・啓発の推進 (2) 相談支援体制の充実 (3) インターネット上での人権侵害行為への対応 (4) 青少年の健全な育成のための環境整備 (5) 新たな人権課題への対応

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額(千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
鳥取県子どものインターネット利用教育啓発推進協議会事業	子どもたちの電子メディア機器とのよりよい付き合い方に関する教育啓発を、官民連携組織により、企画・実施する。(委託先:鳥取県子どものインターネット利用教育啓発推進協議会)	鳥取県子どものインターネット利用教育啓発推進協議会の運営・電子メディアとの付き合い方を子ども・保護者・学校で学ぶ学習ノートの作成・配布・電子メディアとの適切な付き合い方を学ぶための講座・啓発イベントの開催・SNSトラブルから子どもを守る取組(SNS・トラブル防止標語「とりのからあけ」の県全体への普及等)	1,604					社会教育課
鳥取県インターネット問題予防対策事業	情報モラル・メディアリテラシー・デジタル・シティズンシップ等の指導ができる民間の専門人材を学校へ派遣し、ネット依存や人間関係のトラブルといったインターネットの過剰利用による問題の発生を学校全体で予防する。	鳥取県デジタル・シティズンシップエデュケーターを学校へ派遣し、児童生徒への授業と教職員研修・保護者研修を行う。また、メディアリテラシー等の指導ができる者の育成を図るために、養成講座を実施する。	1,054					社会教育課
インターネットとの適切な接し方教育啓発講師派遣事業	子どもの健全育成を行なうNPOに委託し、保護者や地域住民への啓発活動を行う。	「ケータイ・インターネット教育推進員派遣(幼稚園・保育所等の保護者研修会等への講師派遣)・乳幼児メディアアドバイザー養成研修(派遣する講師の養成)・乳幼児の保護者向け啓発活動(啓発チラシを作成し、幼稚園・保育所等へ配付)	1,768					社会教育課
子どもたちを守るためのネットパトロール事業	インターネット上の誹謗中傷、犯罪被害等から子どもたちを守るために、インターネット上の児童生徒の書き込みに対する監視をする。	月10回程度インターネット上の児童生徒の書き込みに対する監視を行い、問題と思われる事例が発見された場合、市町村教育委員会や県立学校等に情報提供する。	1,308					生徒支援・教育相談センター
【再掲】差別と偏見のない社会づくり推進費(相談ネットワーク)	—	—	—	—	—	—	—	人権・同和対策課

4 個人情報の保護と人権

【施策の基本的方向】

(1) 個人情報の適切な管理等の推進 (2) マイナンバー制度や本人通知制度の周知

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額(千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
情報公開・個人情報保護制度運営費 (情報公開・個人情報保護事務処理費) (R6情報公開・個人情報保護制度実施事業)	県民等の個人情報を適正かつ安全に取得し、利用し、提供し、管理するとともに、県民からの保有個人情報の開示等の請求に対し適正な開示決定等を行うことにより、個人情報の有効性に配慮しつつ、県民の権利利益の保護を図る。	・保有個人情報の開示決定等の処分方に係る事務の総括 ・個人情報保護制度に係る事務の総括、協議、指導、助言、相談、研修等 ・個人情報保護法の施行状況の総括、公表等 ・個人情報ファイル簿等の整備、公表等 ・個人情報取扱事務に係る業務適正化(内部統制)の総括 ・行政機関等匿名加工情報の作成、提供等の総括	1,188					県民課

5 ユニバーサルデザインの推進

【施策の基本的方向】

(1) 教育・啓発の推進 (2) カラーUDの推進 (3) 関係機関等との連携 (4) 公共施設等のUD化の推進

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額(千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
差別と編難のない社会づくり推進費(人権教育事業・ユニバーサルデザイン出前授業)	誰もが暮らしやすい社会づくりの担い手としての自覚と実践力を培う。	県と学校が協力し、UD(カラーUDを含む)に関する学習に加え、障がい者や高齢者への向き合い方(疑似体験やマナー)等に関する学習を実施する。	470					人権・同和対策課
どつりUD施設普及推進事業	建築物のバリアフリー化をソフト面とハード面の両側から進めることにより、障がい者、高齢者等が社会参画しやすいまちづくりを進める。	・バリアフリー化を行う民間建築物の建築主に対して、市町村と協調し整備に係る費用を助成する。 ・公共施設及び民間施設へのどつりUDアドバイザー派遣制度の利用及び施設認証取得について働きかけ、UD施設の普及啓発を図る。	18,379					住宅政策課

第7章 分野別施策の推進

1 同和問題(部落差別)

【施策の基本的方向】

(1) 教育・啓発の推進 (2) 隣保館における相談支援体制の充実 (3) 就労の支援 (4) 差別事象等への対応 (5) 関係団体との連携

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額(千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
部落差別解消推進事業	部落差別問題をはじめとする人権課題の解決に向け、鳥取県同和対策協議会等と連携し具体的な施策に取り組む。	・部落差別解消推進に係る啓発広報 ・宅地建物取引上の人権問題解決に向けたアクションプランに基づき、宅建業者や県民に対する宅地建物取引上の人権問題に係る啓発活動 ・隣保館相談支援強化アドバイザー派遣 ・隣保館が地域住民の生活上の課題解決に向けた取組ができるよう、事業内容を精査して実施する ・隣保事業ソーシャルワーカー養成研修会 ・地域の隣保事業を牽引するリーダー的な役割を果たす隣保事業ソーシャルワーカーを育成する	6,163					人権・同和対策課
【再掲】企業内人権啓発相談員の設置及び推進員研修会の実施(R6企業内人権啓発推進事業)	—	—	—	—	—	—	—	雇用・働き方政策課

2 男女共同参画に関する人権

【施策の基本的方向】

(1) 教育の推進 (2) 啓発・支援体制の充実 (3) 性別に関係なく、誰もが能力を発揮できる職場環境づくりの推進
(4) 女性の政策・方針決定過程への参画の推進 (5) 男性の家庭生活・地域生活への参画促進 (6) あらゆる暴力の根絶

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額(千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
女性応援企業支援事業	女性をはじめとして誰もが働きやすい職場づくりを推進するため、企業経営者等を対象に誰もが働きやすい職場づくりの実践や労務関連制度のフォローアップ、男性育休取得促進や従業員の健康課題などへの理解を深める研修機会を提供するほか、男女共同参画推進企業が行う女性従業員の人材育成、キャリアアップ等に係る経費の一部を助成する。	企業経営者等を対象に誰もが働きやすい職場づくりの実践や労務関連制度のフォローアップ、男性育休取得促進や従業員の健康課題などへの理解を深める研修機会を提供するほか、男女共同参画推進企業が行う女性従業員の人材育成、キャリアアップ等に係る経費の一部を助成する。	4,876					県民運動課
仕事と家庭の充実を!ワーク・ライフ・バランス推進事業(R6家族の笑顔をつくる家事シェア・家事負担軽減促進事業)	誰もが地域や職場など様々な場でいきいきと活躍できる社会を目指し、家事、育児、介護等の負担が女性に偏りがちな状況を解消するため、男性の家事等への参画を促進する。	社会全体が男性の家事等参画を当たり前のことで捉え、機運を醸成するため、テレビCMやウェブ広告など多様な媒体による広域的な情報発信キャンペーンを島根県と連携して行うほか、家庭内の家事分担を勧める「家事シェア手帳」を婚姻届提出の新婚夫婦に対して配付する。	2,150					県民運動課
男女共同参画社会機運醸成費(R6男女共同参画センター費)	男女協働未来創造センター「よりん彩」を拠点として、男女共同参画社会の実現に向けた機運醸成を図る。	男女協働未来創造センター「よりん彩」において、固定的性別役割分担意識の解消を目的とした講座や男女共同参画に係る理解促進セミナーなどを通じた情報提供・普及啓発のほか、男性・女性に対する相談事業住民活動団体等における推進活動の中核人材の育成支援等を行なう。	18,660					未来創造課
男女共同参画社会づくり推進事業	鳥取県男女共同参画計画(性にかかわりなく誰もが共同参画できる社会づくり計画)の着実な推進を図る。	男女共同参画社会づくりを推進するため、市町村や関係団体との連携、県及び市町村の男女共同参画の取組状況の公表、専門員の訪問等による企業における男女共同参画の取組促進、若い世代への普及啓発等に関する取組を行う。	5,110					未来創造課

2 男女共同参画に関する人権

【施策の基本的方向】

- (1) 教育の推進 (2) 啓発・支援体制の充実 (3) 性別に関係なく、誰もが能力を発揮できる職場環境づくりの推進
 (4) 女性の政策・方針決定過程への参画の推進 (5) 男性の家庭生活・地域生活への参画促進 (6) あらゆる暴力の根絶

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額(千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
女性のキャリアアップ支援事業	企業等における女性従業員のキャリアアップを応援する。	女性管理職等のネットワークづくり支援や、女性従業員に対するキャリア形成支援等のための交流会・研修会の開催などを通じて、県内企業における女性リーダー育成・スキルアップを応援する。また、県内企業の女性管理職登用状況等を把握するための実態調査を行う。	7,444					県民運動課
夢広がる女性の未来とつり創造事業	将来世代の女性就業機会拡大に向けた情報発信やイベント開催などを通じて女性の未来に夢が広がる魅力ある鳥取県づくりに取り組む。	将来の進路選択を考える子ども世代やその保護者等を対象に、県内大学や技術系業界の企業・団体等と連携して、次世代の理工系女性人材の育成に繋げるイベントを開催するほか、女性少数分野での就労女性のモデル発信や学校への講師派遣など、女性技術者等と子どもたちとの交流機会を設け、性別に関するアンコンシャス・バイアスによって生き方や働き方が制約されることのない社会を目指した意識醸成を図る。	6,073					県民運動課
アンコンシャス・バイアス解消に向けた男女協働未来創造事業	性別に関するアンコンシャス・バイアスによる職場や地域での影響などを把握し、その課題解消に向けて男女協働推進の視点で県民皆さんで考える県民運動を展開する。	固定的な性別役割分担意識などに基づく職場での働きづらさや地域での暮らしづらさについて、県民との意見の根なる対話セミナー・フォーラム開催等を通じて課題を把握とともに、産官学金労言士など多様な属性の方々との意見交換を踏まえた課題解決策の検討や、課題解消のための周知啓発に係る情報発信等により、女性に選ばれる「働きやすく暮らしやすい」職場や地域づくりの県民運動を展開する。	10,731					県民運動課
健やかな妊娠・出産のための応援事業(新米パパに贈る子育て教室)(R5産前産後のパパママはとずっと応援事業(新米パパに贈る子育て教室))	医療機関や市町村、家族にも相談できず、孤立・孤独感を感じている妊産婦の不安を解消を図るために、実践を通して父親の育児参画の必要性を周囲に伝えることができる先輩パパを養成する。	出産を控えた父親に対して、沐浴・妊娠体験・赤ちゃん人形だっこなどの体験に併せて、母親の抱える不安や父親に求められる意識、育児体験や里帰り出産など出産前に行うことのできる事前の準備などを伝える教室を開催する。	1,122					家庭支援課
困難な問題を抱える女性・DV被害者総合支援事業	困難な問題を抱える女性・DV被害者の保護及び自立支援、啓発活動を行う。	DV被害者を含む困難な問題を抱えた女性を支援する関係機関研修実施や、支援を行う民間団体等を対象に、一時保護のための借宿や一時保護解除後の自立支援に係る初期費用など支援に係る経費、先進的・専門的な取組に係る経費を補助する。自立生活を目指すステップハウスの運営を、社会福祉法人に委託して実施する。 DV防止啓発を目的とした街頭キャンペーン、DV加害者更生のための電話相談窓口の設置等を実施し、DV被害者の保護及び支援体制の強化を図る。(DV予防啓発支援員関係は福祉相談センターで作成)	35,079					家庭支援課
鳥取県DV予防啓発支援員活動事業(人権教育課による人権学習講師派遣事業の一つ)	若年者(高校生等)に対して、DVについて正しい知識、対応方法や男女が対等でお互い人権を尊重しあう関係を学び、DV被害者や加害者にならないようするためにデータDV防止普及啓発のための学習会等を実施することにより、DVを予防し暴力のない社会を目指す。	DV予防啓発支援員を養成して学校等のデータDV予防学習会や地域等のDV予防研修会に講師として派遣し、啓発活動を行う。	2,114					家庭支援課 福祉相談センター(人権教育課)
犯罪被害者寄り添い支援事業(うち民間支援団体への委託・補助)	(公社)とつり被害者支援センターに対し、被害者への直接支援業務を委託するとともに、啓発・人材育成等に要する経費を助成し、支援活動の推進を図る。	被害直後から電話・面接相談や医療的・法的支援など総合的な支援を行う民間支援団体に委託及び助成を行う。	47,672					くらしの安心推進課
人権学習講師派遣事業(男女共同参画に関する学習会)	児童・生徒等に、身近な生活を通じた男女共同参画の視点を踏まえた学習を実施することにより、鳥取県の未来を担う子どもたち一人が、思いやりや自立の意識を育み、自らの意思でその生き方を選択できるよう、男女共同参画への理解を深め、意識を育んでいく。	男女共同参画の視点を踏まえた学習を通して自立の意識の向上を促し、自らの意思で自分らしく生きる力を育む。	男女共同参画 社会機運醸成費 普及啓発事業 3,628					県民運動課 人権教育課
就労支援	性別に関わらず、ひとり一人が自分らしい働きができるよう、性の多様性を理解し、柔軟な働き方を提案する企業との就労マッチング支援を実施する。	就業支援員が、個々の求職者の性の多様性を踏まえ、就労に向け企業開拓を含めた伴走型支援を行う。	—					鳥取県立ハローワーク

3 障がいのある人の人権

【施策の基本的方向】

- (1) 教育・啓発の推進 (2) 相談支援体制の充実 (3) 権利擁護の推進 (4) 障がい者差別の解消に向けた取組 (5) 社会参加と雇用の促進
 (6) むらしやすいまちづくりの推進 (7) 特別支援教育の充実 (8) 精神障がいのある人に関する施策の充実

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額(千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
「あいサポート運動2.0」事業	平成21年度に本県でスタートした「あいサポート運動」は、障害者差別解消法で規定する障がい者への合理的配慮の提供に深く関係するものであり、令和6年度の15周年の節目を経て、今後さらに全国・全国への浸透を加速させていく。また、令和6年4月から民間事業者にも「合理的配慮の提供」が義務化されたことを踏まえ、「あいサポート運動」を全国・全国に浸透させていくことで、真の共生社会の実現を図っていく。	地域全体で法への理解やあいサポート運動への参画が進むよう、事業者や若年層に対する普及啓発活動等を強化する。 ・あいサポート企業拡大推進員の配置 ・地元団体を巻き込んだ地域全体でのあいサポート運動の普及活動 ・キャラバン隊の編成による企業・団体訪問の強化 ・業界団体による合理的配慮の提供の実践を浸透させるための独自取組へ支援 ・あいサポート企業の取組事例(好事例)発信強化 ・個別業種に特化した合理的配慮の提供の実践例等を学ぶ専門的研修会開催 ・民間事業者が実施する社会的障壁の除去に必要となる経費の助成 ・県内大学等と連携したあいサポート運動普及啓発 ・若年期からあいサポート運動を学ぶ機会の充実(学校でのあいサポート運動の学習の全県的導入の推進、教職員向け研修会の開催) ・あいサポート運動アーマンシングを活用した広報	29,183					障がい福祉課
障がい者情報アクセスマデル県推進事業	県において、障害者情報アクセセンティティ・コミュニケーション推進に係る法律が成立したところであり、情報保障におけるモデル県となっていくよう取組を進める。	障がい者の情報アクセセンティティ・コミュニケーション推進のための全国的なモデルとなるよう、鳥取県障がい者IT相談窓口の設置によるデジタルサービス活用の個別支援、視覚障がい者の情報アクセセンティティの向上を図るための機器導入支援、遠隔サポート体制の構築、マルチメディアディジタル図書の普及、機器整備、同行援護従事者の確保、AIによる手話言語認識技術発展の実証実験への参加を行うほか、電話リレーサービスの利用促進等を図っていく。	27,614					障がい福祉課
親亡き後の安心サポート体制構築事業	障がい者の親亡き後を見据え、親がわが子の特徴や支援方法等を記すことで円滑な支援へつなげる「安心サポートファイル」の普及・活用促進を図る。	検討委員会を設けて親亡き後に向けて必要とされる支援について検討するとともに、「安心サポートファイル」の普及・拡大を図るためのコーディネーターを配置する。また、作成から8年以上経過したファイルについて、利用者の声を踏まえながら内容の見直しを行う。	4,354					障がい福祉課

3 障がいのある人の人権

【施策の基本的方向】

- (1) 教育・啓発の推進 (2) 相談支援体制の充実 (3) 権利擁護の推進 (4) 障がい者差別の解消に向けた取組 (5) 社会参加と雇用の促進
(6) 育らしやすいまちづくりの推進 (7) 特別支援教育の充実 (8) 精神障がいのある人に関する施策の充実

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額(千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
地域生活支援事業(障害者就業・生活支援事業)	障がい者の職業生活における自立を図るため、雇用・保健・福祉・教育等の地域の関係機関との連携のもと、障がい者の身近な地域において就業面及び生活面における一的な支援を行う機関である各圏域の「障害者就業・生活支援センター」に「生活支援員」等を配置する。	県内3ヶ所の障害者就業・生活支援センターに生活支援員等を配置し、就業に係る生活面での相談・支援等を行う。就労評価を実施するアセスメント支援員を西部圏域に配置する。	30,628					障がい福祉課
障がい者アート推進事業	令和6年度から第2期がスタートした鳥取県障がい者による文化芸術活動推進計画に基づき、障がいのある人の文化芸術活動の更なる推進を図る。	障がい者文化芸術拠点「あいサポート・アートセンター」の運営を核に、県主催の舞台芸術祭及び公募作品展の開催や、アート活動団体・個人への補助金交付などの支援を行い、障がいのある人が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する活動を促進するとともに、障がいの有無にかかわらず文化芸術を通じて共に交流する機会を創出する。	94,772					障がい福祉課
障がい者一般就労移行支援事業	障がい者の一般就労への移行を推進するため、就労支援機関によるネットワークの構築、セミナーの開催、事業所の利用者による職場実習、事業所職員のスキルアップ等への支援を実施する。	一般就労移行の促進に向けた就労支援機関によるネットワーク会議の開催、就労移行・定着支援セミナーの開催や障がい者実習に係る謝金の支給等を行う。	2,119					障がい福祉課
障がい者のはたらき・自立のための工賃向上事業	障害者就労継続支援事業所に対して、各事業所の特徴に応じた支援を実施し、工賃向上計画(第4期計画)の目標達成を目指す。	特定非営利活動法人鳥取県障がい者就労事業振興センターにコーディネーターを配置。総合相談窓口の設置・専門家の派遣等による事業所の実情・課題等に合わせた支援、共同受注窓口による受発注の促進、事業所職員等の人材育成、新たな高単価等作業のための事業所等ネットワークの構築等を実施。	37,725					障がい福祉課
手話でコミュニケーション事業	平成25年10月に成立した「鳥取県手話言語条例」に基づき、手話を普及し、手話を使いやすい環境の整備を進め、きこえない・きこない人の社会参加を推進するための事業を行う。	聴覚障がい者センターに手話通訳者等を配置し、団体等からの依頼に基づき手話通訳者を派遣するほか、ICT機器を使用した遠隔手話通訳サービス、県民向けの手話講座等を実施し、きこえない・きこない人の支援を行う。	103,580					障がい福祉課
聴覚障がい者センター事業(聴覚障がい者意思疎通支援事業)	県内の3か所に設置した聴覚障がい者の総合的な拠点である「鳥取県聴覚障がい者センター」において、聴覚障がい者の社会参加を推進するための事業を行う。	手話を使わない(使えない)聴覚障がい者にとって重要な意思疎通支援である要約筆記者の養成や派遣、字幕入り映像の貸出事業等に取り組む。	25,957					障がい福祉課
視覚障がい者情報支援事業	情報の取得・利用、コミュニケーションに困難を抱える視覚障がい者等が、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段その他の情報を取得する手段により、円滑に情報を取得し、及び利用できるよう、各種事業を実施する。	視覚障がい者に対する総合的な相談支援の拠点として、「鳥取県視覚障がい者支援センター」において、多様な相談に対する支援を実施するほか、点字図書館の運営費補助、点字・声の広報発行など見えない・見えにくい人のコミュニケーション支援を行う。	78,177					障がい福祉課
失語症者向け意思疎通支援事業	失語症者が社会生活中で抱える困難を解消するため、失語症に係る県民の理解を広げるとともに、支援者を養成・派遣する。	失語症者の意思疎通を支援する者(失語症者向け意思疎通支援者)の養成及び派遣を行う。	16,380					障がい福祉課
精神保健福祉体制確保事業	人権に配慮した適切な精神医療の確保を推進するとともに、精神障がい者に対する正しい知識の普及啓発を図り、また、措置入院患者が措置入院解除後、地域で安心して生活することができるよう関係機関が連携して支援を行う。	・人権に配慮した適正な精神医療の確保及び入院制度等の適切な運用を図るため、精神医療審査会の開催及び精神料病院に対する定期実地審査等を実施する。 ・精神疾患のある方(措置入院医療対象者の)医療・保護を行い、措置入院に係る手続きを適切に実施するとともに、「鳥取県措置入院解除後の支援体制に係るマニュアル」に基づき、本県の措置入院者が措置入院解除後、地域で安心して生活ができる支援体制を構築する。 ・県精神保健福祉協会との共催で実施する「心の健康フォーラム」や各圏域で実施される普及啓発活動を通じて、精神障がいに対する県民の理解を深める。	4,039					障がい福祉課
成年後見支援センター運営支援事業	成年後見制度によって、認知症や知的障がい等により判断能力が不十分な方の権利擁護を支えていく。	権利擁護に関する相談から支援までの一元的・専門的な支援を担う成年後見支援センターの運営を支援する。	14,790					孤独・孤立対策課
きこえない・きこない人のサポートセンター設置事業	きこえない・きこない子どもの早期支援を図り、今後の社会生活をより豊かにするために、きこえない・きこない子どもとその家族に必要な情報提供し、相談の窓口となるとともに、関係機関の専門性を生かした支援機能を結び付ける中核となるセンターを整備し、切れ目がない支援を行うこと。	・本人・家族支援の実施 ・情報の収集・活用・発信 ・関係機関との連携・支援 ・協議会の設置 ○委託先:(公社)鳥取県聴覚障害者協会 ○所長1名、コーディネーター兼相談員1名、相談員1名、支援員1名(ろう者)、事務員1名を配置	25,654					子ども発達支援課
人権学習講師派遣事業(車いすバスケットボール)	障がいの有無にかかわらず、スポーツの素晴らしさやバスケットボール競技の魅力を感じることにより、障がいや障がいのある人に対する正しい認識や理解を深めるとともに、自他を尊重したコミュニケーション等の育てたい資質・能力を育成するなど、共生社会の実現へ向けて人権意識の向上を図る。	全国骨骼損傷者連合山陰支部より講師及び指導員を派遣し、「障がいのある人の人権」をテーマとした講演及び車いすバスケットボールの体験教室を開催する。	560					人権・同和対策課 人権教育課
人権学習講師派遣事業(ボッチャ)	障がいの有無にかかわらず、スポーツの素晴らしさやバスケットボール競技の魅力を感じることにより、障がいや障がいのある人に対する正しい認識や理解を深めるとともに、自他を尊重したコミュニケーション等の育てたい資質・能力を育成するなど、共生社会の実現へ向けて人権意識の向上を図る。	鳥取県ボッチャ協会より講師及び指導員を派遣し、「バスケットボール競技の素晴らしさ」をテーマとした講演及びボッチャの体験教室を開催する。	320					人権・同和対策課 人権教育課
鳥取型障がい者スポーツ推進事業	鳥取ユニバーサルスポーツセンター・パラアリ从中・西部サテライトセンターによる障がい者スポーツ支援体制を活かしてスポーツ教室の開催や障がい者スポーツを支える人材(ガイド人材)の育成を推進し、全県各地でスポーツに親しめる環境づくりを推進する。	パラアリ運営やガイド人材の育成・派遣、スポーツ・レクリエーション教室の開催、特別支援学校でのパラスポーツ体験教室等を通じて、障がい者を含めあゆる世代がスポーツを楽しみ、輝ける多様性のある共生社会の実現を図る。	29,379					スポーツ課
【再掲】どとりUD施設普及推進事業	—	—	—	—	—	—	—	住宅政策課
住宅セーフティネット支援事業	民間賃貸住宅を活用した重層的な住宅セーフティネットを構築することにより、高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅確保に配慮を要する方の住宅確保の円滑化を図る。	・住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者(低額所得者、高齢者、障がい者等)の入居を拒まない民間賃貸住宅(セーフティネット住宅)を登録・公開する。 ・セーフティネット住宅に対して家賃低廉化等の補助を行う市町村に対し、経費の一部を支援する。 ・鳥取県あんしん賃貸支援事業、鳥取県家賃債務保証事業等を実施する鳥取県居住支援協議会の活動を支援する。	19,574					住宅政策課

3 障がいのある人の人権

【施策の基本的方向】

- (1) 教育・啓発の推進 (2) 相談支援体制の充実 (3) 権利擁護の推進 (4) 障がい者差別の解消に向けた取組 (5) 社会参加と雇用の促進
 (6) 調らしやすいまちづくりの推進 (7) 特別支援教育の充実 (8) 精神障がいのある人に関する施策の充実

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額(千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
ユニバーサル社会の実現に向けたパリアフリ化推進事業	観光施設周辺や障がい者就労施設、高齢者や子育て世代など多くの人が利用する施設等を中心に、誰もが安心して利用できる道路整備を推進する。	パリアフリーを目的とした歩道の段差解消や視覚障がい誘導ブロック等のニーズを踏まえた整備	16,000					道路企画課
仕事とくらしに役立つ図書館推進事業	デジタルアーカイブ特性である利用しやすさを活かしつつ、障がい者や高齢者等図書館の利用に困難のある方や情報の獲得に困難のある方に対するサービスを一層充実する。	視覚障がい者等に対するサービス提供のための環境整備を推進するとともに、障がい者サービスの拡充を図り、誰もが読書できる社会を目指し読書パリアフリーの普及・啓発に務める。	1,375					図書館
資料購入整理費(図書館運営費)	電子書籍の特性である利用しやすさを活かして、障がい者や高齢者等図書館の利用に困難のある方や情報の獲得に困難のある方に対するサービスを一層充実する。	電子書籍サービスがあらゆる利用者に対してより使いやすいものとなるよう、音声読み上げ対応のコンテンツを中心に約1000タイトルの購入を行う。	10,000					図書館
県教育委員会における障がい者就労支援事業	県教育委員会の障がい者雇用を推進する。	・県立学校や事務部局に知的障がい者等を会計年度任用職員として雇用するとともに、障がいのある職員を支援する職員に対する研修会等を実施する。	4,569					教育総務課
特別支援教育専門性向上事業	特別支援教育を担う全ての教職員の特別支援教育に関する専門性・授業力を向上させ、一人一人の障がい特性と発達に応じた指導を実現するため、研修や環境整備を行う。インクルーシブ教育の構築に向けて、特別な支援を必要とする子どもへの就学前から学齢期、社会参加まで切れ目ない支援体制の整備を行う。	○全ての教職員に求められる特別支援教育に関する専門性向上事業 ○病弱教育推進事業 ○発達障がい理解促進のための教職員研修 ○大学等長期派遣事業 ○理療科・寄宿舎充実事業 ○医療的ケア専門性向上事業 ○特別支援学校教育職員免許保有率向上事業 ○特別支援学校センター機能充実事業 ○特別支援教育専門員の配置	17,665					特別支援教育課
特別支援教育充実費	児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、実態に応じた適切な就学先・進学先の決定、学年期への円滑な移行、継続的な学びの場の検討を行うことができる体制整備を進めるとともに、小中学校、高等学校等への特別支援教育の理解啓発の促進を図る。特別支援学校においては、児童生徒等が安全かつ安心して学校生活送ることができる環境整備を行う。	①就学支援・教育支援(鳥取県就学支援分科会の開催/教育支援チームの派遣) ②特別支援学校地域支援推進事業(小中学校等への相談活動)など	10,709					特別支援教育課
特別支援教育充実事業	高等学校における特別支援教育の充実に向けて、通級指導教室設置校の指定等を通して障がいのある生徒の自立と社会参加等を目指す。	・県立高校5校を通級指導教室設置校として特別支援教育コーディネーターを配置する。 ・県西部圏域での通級による指導の巡回指導の令和8年度実施に向けて研究する。 ・「高校における通級による指導の実践・研究、自己理解・他者理解のための実践・研究、高等学校特別支援教育に関する研修を実施する。 ・「手話言語」授業を実施している高校へ、手話教育普及支援員を派遣する。	5,386					高等学校課
就労支援	ひとり一人の障がいの特性等に応じた就労支援を実施する。	就業支援員が、障がいに応じた仕事に関する情報を提供したり、就職に関する相談に応じるなど、就労に向けた伴走型支援を行う。	—					鳥取県立ハローワーク

4 子どもの人権

【施策の基本的方向】

- (1) 教育・啓発の推進 (2) 相談支援体制の充実 (3) いのちを育むための教育の推進 (4) 児童虐待防止対策の充実
 (5) 要保護児童・要支援家庭・子どもの貧困対策への取組の推進 (6) 子どもの権利への取組の推進 (7) 特別支援教育の充実 (8) 青少年の健全な育成のための環境整備の推進
 (9) いじめ、暴力行為、不登校等への対応の充実 (10) 体罰防止に向けた取組の充実

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額(千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
子どもの貧困対策総合支援事業	地域の実状に応じた子どもの居場所づくりや学習支援事業の充実に取り組む市町村等を支援する。	生活に困難を抱える子どもや世帯への支援を強化する。 ・市町村が、子どもの居場所に専門職員を配置し、アクセスメントに基づく世帯支援に取り組む経費を支援 ・どどり子どもの居場所ネットワーク“えんたぐ”が実施する子ども食堂の開設・運営相談や子ども食堂と関係機関の連携強化を目的とした協議会の設置に係る経費を支援する。 ・どどり子どもの居場所ネットワークの食材提供拠点を活用し生活窮屈世帯・子ども食堂等へ食料を提供するシステムを構築するための経費を支援	40,002					家庭支援課
ヤングケアラー支援推進事業	ヤングケアラーに対する支援体制の強化や啓発を図る。	ヤングケアラーに対する理解促進を図るために啓発、支援者のスキルアップ及びヤングケアラーや若者ケアラーが常時相談できる体制の構築等を行う。 ・電話相談窓口(24時間・365日対応) ・LINE相談窓口(24時間・365日対応) ・ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有しあうためのオンラインサロン等への補助 ・フォーラム兼支援者研修会の開催 ・支援機関の研修経費の助成 ・全小・中・高生へのチラシ配布(相談窓口等について啓発) ・対策会議の開催	15,086					孤独・孤立対策課
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の自立及び成長支援について、慢性疾患児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供・助言を行うとともに、地域の社会的資源を活用し、利用者の環境等に応じた支援を行ふ。	小児慢性特定疾病児童等やその家族への各種相談対応及び情報提供、患者(保護者)同士の交流、ピアカウンセラーの養成等を実施する。(委託事業)	6,369					家庭支援課
産後ケアトータルサポート事業 (産後ケア推進事業) (R6産後ケア無償化事業)	産後健診で把握した要支援者に確実に支援を届け、産後うつ及び児童虐待を防止するとともに、子育ての円滑なスタートを支援する。	・産前産後の強い育児不安や援助者の不在による産後うつ及び児童虐待を防止するとともに、子育ての円滑なスタートを支援するため、心身の回復や必要な社会的資源の紹介等の支援を行う市町村へ費用の一部を助成し、市町村と連携して産後ケア費用の無償化及び受人先の確保を進める。	12,146					家庭支援課

4 子どもの人権

【施策の基本的方向】

- (1) 教育・啓発の推進 (2) 相談支援体制の充実 (3) いのちを育むための教育の推進 (4) 児童虐待防止対策の充実
 (5) 要保護児童・要支援家庭・子どもの貧困对策への取組の推進 (6) 子どもの権利への取組の推進 (7) 特別支援教育の充実 (8) 青少年の健全な育成のための環境整備の推進
 (9) いじめ、暴力行為、不登校等への対応の充実 (10) 体罰防止に向けた取組の充実

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額(千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
児童相談所体制整備事業	児童に関する様々な問題について、関係機関と連携して適切に対応できるよう、児童相談所の体制強化を図る。	施設内虐待の発生予防に関する研修の充実を図るとともに、相談支援業務や一時保護の充実を図る。一時保護所及び児童相談所(県内1か所ずつ)の第三者評価の継続受審を取り組む。また、関係機関に対し、児童虐待に関するスキルアップ研修等を行う。併せて、広く県民への広報啓発活動等を行い、児童虐待防止対策を推進する。	47,584					家庭支援課
ひとり親家庭寄り添い支援事業	物価高騰等の影響により生活や子育てに課題を抱えるひとり親家庭が適切な支援を受けられるよう、鳥取県母子妻配偶者福祉連合会と連携をし、ひとり親の悩みに寄り添いながら必要な支援へと繋ぐ相談支援体制を構築する。	県内3カ所の『ひとり親家庭相談支援センター』において、相談員による相談を実施するとともに、相談員適切な支援を受けるための同行支援や出張相談等を実施する。	5,289					家庭支援課
子どもの権利擁護を図る県版アドボカシー推進事業	県版アドボカシー(本県での社会的養育を受けている子どもの意見表明をサポート又は代弁する仕組み)の体制を整備する。	アドボキット(意見表明支援員)を養成し、児童相談所一時保護所や児童養護施設等に派遣する。県弁護士会と連携し、権利侵害等に関する子どもの権利擁護体制を整備する。また、児童養護施設の子どもや退所した若者に対して、権利を学ぶ機会の提供や団体活動支援を行つ。	7,039					家庭支援課
医療的ケア児等支援センター設置事業	医療的ケア児等とその家族に係る多様な課題解消に向けて、医療的ケア児支援法に基づく「医療的ケア児支援センター」を設置するとともに、医療的ケア児者の在宅支援に係る人材の育成、確保等を総合的に行い、地域で安心して生活できるための環境を整えること。	・相談業務(医療的ケア児や家族等の総合的な相談対応、ケアに関わる専門職、関係機関からの専門相談支援) ・人材育成(医療的ケア児コーディネーターや訪問看護師等の育成、フォローアップなど) ・関係機関との連携・調整 ○総合窓口:博愛こども発達・在宅支援クリニック、東部窓口:鳥取県看護協会、中部窓口:中部療育園	32,652					子ども発達支援課
【再掲】きこえない・きこにくい子どものサポートセンター設置事業	—	—	—	—	—	—	—	子ども発達支援課
不登校対策事業	フリースクールを運営する民間事業者を支援し、不登校児童生徒に対する教育の機会を確保するとともに、フリースクール等に通う児童生徒の通所費用を支援して学びや成長を支える。	ガイドラインに沿ってフリースクールを設置運営する事業者に対して助成を行うとともに、児童生徒の授業料等の助成を行う市町村に対して支援する。	57,603					教育学術課
官民連携によるフリースクール伴走支援事業	県内フリースクールの伴走支援体制や不登校児童生徒の保護者への情報提供・相談体制を構築し、不登校の子どもへの支援モデルを創出する。	フリースクールの伴走支援を委託し、指導力の向上を図るとともに、県内の不登校支援施設情報を集約したポータルサイトでの情報発信や、保護者からの通所相談や保護者同士が悩みや不安を相談し合うオンラインコミュニティの設置を委託し、不登校の子どもや保護者への支援メニューを充実させる。	9,271					教育学術課
学校の諸課題未然防止・早期支援プロジェクト	様々な教育的課題を包括的に捉え、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関等を活用した学校組織体制づくりを指導・助言するスーパーバイザー(外部有識者)を配置し、学校や市町村への直接支援を行うことで課題の未然防止や早期支援を強化する。また、不登校、暴力行為をはじめとした問題行動など様々な困難を抱える児童生徒を早期の段階で発見し、対応するため小学校における支援を強化する。	アクセスメントに重点を置いた学校や市町村への直接支援を強化するため、スーパーバイザー(外部有識者)を配置し、支援会議に参加したり、校内研修の講師として派遣したりする。アクセスメント以外の視点で学校に抱える課題の未然防止・早期支援を図るとともに、教職員一人一人のスキルの向上と学校組織による支援体制の更なる充実を目指す研修を実施する。小学校でのいじめや不登校等の早期対応及び未然防止のため、小学校におけるスクールカウンセラーの配置時間を拡充する。校内サポート教室を公立小学校に3校設置する。	3,800					生徒支援・教育相談センター
不登校児童生徒のつながり・学び充実推進事業	不登校児童生徒の居場所と学びの場を確保し、教室以外の場に居場所を求めるなど、学びたいと思ったときに、安心できる居場所や個別最適な学びにアクセスしやすくなる支援体制を整える。また、全ての児童生徒の心のSOSを見逃さず、安心して学校生活を過ごせるようチーム学校による支援体制を強化する。	公立小学校20校に学校生活適応支援員を配置する。公立小・中学校13校に校内サポート教室を設置する。全ての公立小・中学校において心理的援助ができるようスクールカウンセラーを配置する。不登校の児童生徒へのICT等による自宅学習支援を実施する。高校生年代には、訪問支援・居場所支援を実施する。	17,186					生徒支援・教育相談センター
いじめ防止対策推進事業	いじめ防止対策の推進のため、関係機関・団体との連携、相談窓口の充実・重大事態への対応、いじめ問題の解決にある学校等への支援、児童生徒がいじめ問題について考える取組への支援等を行う。	鳥取県いじめ・不登校対策連絡協議会の開催する。いじめ相談窓口を運営する。いじめ問題調査委員会を設置する。子どもの悩みサポートチーム支援事業、児童生徒のいじめ問題への主体的な取組支援、いじめ問題に関する行政説明会を実施する。	12,883					生徒支援・教育相談センター
スクールソーシャルワーカー活用事業	学校や家庭、地域など児童生徒を取り巻く環境が複雑化しており、それらの課題への対応充実を図るとともに、ヤングケアラーを含めた家庭に課題や困難を抱える児童生徒に対する福祉的な支援につなげるため、市町村教育委員会へのスクールソーシャルワーカーの配置を助成する。また、県主催の関係者の連絡協議会や質質向上のための研修会を実施し、事業の充実を図る。	スクールソーシャルワーカーを配置する市町村への経費補助、スクールソーシャルワーカーの人材確保及び質質向上を目的とした研修会を実施する。県主催の関係者の連絡協議会の開催、スクールソーシャルワーカーを配置する市町村及び県立学校への巡回訪問を行う。	89,565					生徒支援・教育相談センター
【再掲】子どもたちを守るためのネットパトロール事業	—	—	—	—	—	—	—	生徒支援・教育相談センター
教育相談事業	幼児児童生徒等の教育上の課題や、発達、障がい等に係る学習上の困難や生活上の課題について、専門性を有する相談員及び専門指導員や専門医、本人や保護者等に對してきめ細かな支援を行う。	本人・保護者・学校関係者等からの相談に指導主事、相談員、専門指導員及び専門医が応じ、個別の状況やニーズに応じた助言・支援を行う。	2,251					生徒支援・教育相談センター
学校への専門家派遣事業	学校での指導の充実を図るために、心や性に関する専門家を学校へ派遣し、児童生徒の心や性の健康問題の課題解決を図り、学校での指導の充実を図る。	心や性に関する健康問題に対して、専門家を学校へ派遣し、児童生徒の心身の健康問題への対応及び支援を行い、学校で行う健康相談に対する支援体制の充実を図る。	1,014					体育保健課
児童生徒健康問題対策事業	近年の薬物情勢を踏まえた薬物乱用防止教育の重要性や進め方を理解することを通して、教職員や学校薬剤師等の指導力の向上を図る。	・薬物乱用防止教育研修会を開催する。 ・県内の中学校と高等学校に、年1回の薬物乱用防止教室開催への働きかけを実施する。	25					体育保健課
とつりふれあい家庭教育応援事業	すべての保護者が安心して子育て及び家庭教育が行えるよう、家庭教育の支援や充実を図り、家庭の教育力向上を図る。	・家庭教育の支援充実を図り、家庭の教育力向上を図る取組を実施する。 ・地域人材の育成及びネットワークの構築、啓発広報に取り組む。 ・市町村が実施する親への学習機会の提供、「家庭教育支援チーム」による訪問型(届ける)家庭教育支援の取組を促進する。 ・家庭教育アドバイザー等の派遣	8,089					社会教育課

4 子どもの人権

【施策の基本的方向】

- (1) 教育・啓発の推進 (2) 相談支援体制の充実 (3) いのちを育むための教育の推進 (4) 児童虐待防止対策の充実
 (5) 要保護児童・要支援家庭・子どもの貧困対策への取組の推進 (6) 子どもの権利への取組の推進 (7) 特別支援教育の充実 (8) 青少年の健全な育成のための環境整備の推進
 (9) いじめ、暴力行為、不登校等への対応の充実 (10) 体罰防止に向けた取組の充実

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額(千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
地域学校協働活動推進事業	学校と地域の連携・協働体制を確立し、学校を核とした地域住民等の参画や地域の特色を生かした事業(地域学校協働活動)を展開することで、まち全体で地域の将来を担う子どもたちを育成するとともに、学校を核とした地域づくりを推進する。	・「鳥取県子どもの貧困対策推進計画」にもとづく教育の支援として、大学生や教員OBなど地域住民の協力による「地域未来塾」を開設する市町村に、学習環境を整備・保障する費用を助成する。	61,010					社会教育課
【再掲】インターネットとの適切な接し方教育啓発講師派遣事業	—	—	—	—	—	—	—	社会教育課
幼児教育推進体制の充実・活用強化事業	・「第4次鳥取県幼児教育振興プログラム」等を周知・活用し、幼稚園・認定こども園・保育所等の教職員の指導力向上と小学校教育との連携・接続推進を図る。 ・県幼児教育センターの拠点機能を強化し、市町村・私立園設置者・小学校等における課題解決に向けた幼児教育及び小学校教育現場の取組を支援する。	・幼児教育推進体制強化のために、保育・幼児教育専門員による園へのきめ細かな訪問支援、指導を実施したり、幼保小接続アドバイザーの委嘱・派遣をし、円滑な接続をめざした取組を支援する。 ・幼児教育理解推進・質向上のために、「第4次鳥取県幼児教育振興プログラム」等を周知・活用したり、「鳥取県幼児教育推進研究協議会」を実施する。 ・保育者の専門性向上のために幼稚園教諭・保育教諭・保育士等の研修会を実施する。 ・幼保小接続をより推進するために、「幼保小の架け橋プログラム推進事業」や研修会等を実施する。	4,204					小中学校課

5 高齢者的人権

【施策の基本的方向】

- (1) 教育・啓発の推進 (2) 相談支援体制の充実 (3) 社会参加・健康づくりの充実 (4) 福祉サービスの質の向上 (5) むらしやすいまちづくりの推進
 (6) 認知症関連施策の充実 (7) 高齢者虐待防止対策等の充実

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額(千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
【再掲】成年後見支援センター運営支援事業	—	—	—	—	—	—	—	孤独・孤立対策課
地域包括ケア推進支援事業	団塊の世代が75歳以上となる2025(令和7)年はもとより団塊ジュニア世代が65歳以上を迎える2040年に向けて住み慣れた地域で暮らし続けられる「地域包括ケアシステム」(住まい・医療・介護・予防・生活支援が一括して提供される地域づくり)の構築が市町村に求められている。県においては、市町村による「地域包括ケアシステム」の構築・深化に向けて、市町村の取組を支援する。	・市町村等職員研修(階層別・テーマ別)の実施 ・市町村等が行う取組へのリビリテーション専門職やアドバイザー等の派遣 ・市町村の個別/具体的な課題等に応じた伴走型による支援の実施 ・市町村の地域包括ケア推進に向けた支援策等の検討/実施(地域包括ケア推進支援チームの設置) ・医療専門職や民間企業を活用した市町村取組支援事業の実施	33,437					長寿社会課
敬老意識の醸成	老人の日の記念行事として、百歳を迎える高齢者に対し、内閣総理大臣からお祝い状及び記念品を贈呈し、その長寿を祝いかつ多年にわたり社会の発展に寄与してきたことを感謝し、ひろく国民が高齢者の福祉についての关心と理解を深め、かつ、高齢者が自らの生活の向上に努める意欲を高めることを目的とする。 長寿社会における生き方として、エイジレス・ライフを実践している事例等を広く紹介し、高齢期を迎え、又はこれから迎えようとする国民の参考に供する。	・「百歳以上高齢者」の報道発表 ・積極的に社会参加活動を行っている高齢者やその団体を「エイジレス・ライフ実践者」とし、社会参加活動事例として事例発表及び高齢者の顕彰を実施	—					長寿社会課
認知症本人の社会参加支援、認知症本人と家族の一体的支援(認知症サポートプロジェクト事業)	「認知症基本法」を踏まえ、認知症の人を含む一人一人がその個性と能力を十分に發揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある共生社会の実現を目指し、認知症の人やその家族の視点に立った総合的な取組を推進していく。	認知症本人の社会参画を推進し、その視点を施策や地域啓発へ反映させる。 ・認知症本人ミーティングの開催 ・認知症本人の啓発研修派遣 ・認知症の人と家族を支えるための体制強化等 ・認知症コールセンターの運営(委託) ・認知症ピアサポート事業(委託)	10,389					長寿社会課
いきいき高齢者クラブ活動支援補助金	地域を支える高齢者の生きがいづくり・健康づくりを支援し、さらなる地域活動の発展及び団体の育成強化を図るため、市町村及び県老人クラブ連合会に補助する。	老人クラブが行う社会貢献活動や健康づくり等の各種事業に対する助成	35,432					長寿社会課
明るい長寿社会づくり推進事業	元気な高齢者のスポーツや文化活動を等の促進を図るため、高齢者美術作品展の開催や、全国健康福祉祭(ねんりんピック)等への派遣を行う。	高齢者の生きがいと健康づくりの推進 ・スポーツ大会(ねんりんピックへの選手派遣、因伯ねんりんピックの開催)やシニア作品展の実施	28,360					長寿社会課
とつといきいきシニアパンク「生涯現役」運営事業	資格、特技、技能を持つ高齢者の活動促進を図るため、高齢者の人材バンク「とつといきいきシニアパンク」を運営し、活躍の場づくりを行う。	高齢者が多様に活躍できる仕組みづくり ・とつといきいきシニアパンクの運営 ・元気な高齢者の経験や技能を活かした企業の支援	14,325					長寿社会課
認知症医療体制の充実、認知症高齢者介護制度人材の育成(認知症サポートプロジェクト事業)	認知症専門医療の中核となる認知症疾患医療センターの運営及び地域の認知症医療の対応や、早期発見、地域包括支援センター等との連携を進めため、医療関係者への研修等を開催し、認知症医療に係る人材を育成する。また、認知症介護職員等を対象とした各種研修会の開催、認知症地域支援推進員の人材を育成する。	○認知症医療体制の充実 ・認知症専門医療の中核となる認知症疾患医療センターの運営(委託) ・かかりつけ医や看護師等、医療関係者に対する認知症対応力研修の実施(委託) ○認知症高齢者介護人材の育成 ・介護職員に対する認知症の知識や技術向上のための研修を実施(委託)、研修への派遣 ・認知症地域支援推進員となるための研修や認知症介護指導者となるための研修への派遣 ・認知症重度化予防実践塾の実施(委託)	48,653					長寿社会課

5 高齢者的人権

【施策の基本的方向】

- (1) 教育・啓発の推進 (2) 相談支援体制の充実 (3) 社会参加・健康づくりの充実 (4) 福祉サービスの質の向上 (5) 著らしやすいまちづくりの推進
 (6) 認知症関連施策の充実 (7) 高齢者虐待防止対策等の充実

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額(千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
認知症になっても安心して暮らせる共生社会(認知症サポートプロジェクト事業)	「認知症基本法」を踏まえ、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に發揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある共生社会の実現を目指し、認知症の人やその家族の視点に立った総合的な取組を推進していく。	・認知症センター養成講座の開催(委託) ・認知症センターが中心となり地域で認知症の人と活動する「チームオレンジ」の設置支援(委託) ・認知症センター養成講座の講師であるキャラバン・メイの養成 ・認知症施策に係る関係機関との連携会議の開催 ・多様な主体による連携強化を図る。 ・広告による相談窓口等の広報 ・認知症等高齢者の行方不明の防止を支援する。	6,337					長寿社会課
若年性認知症支援事業(認知症サポートプロジェクト事業)	「認知症基本法」を踏まえ、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に發揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある共生社会の実現を目指し、認知症の人やその家族の視点に立った総合的な取組を推進していく。	・若年認知症サポートセンターを設置し、患者・家族の生活・医療相談や就労相談、社会活動支援を実施(委託) ・若年性認知症の啓発のためのセミナー開催(委託) ・医療機関を受診後、早期に相談支援機関に繋げるため、認知症疾患医療センターと連携したピアサポート事業の実施(委託)	8,130					長寿社会課
デジタルを活用した認知症予防啓発事業(認知症サポートプロジェクト事業)(R6認知症ケア支援体制)	「認知症基本法」を踏まえ、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に發揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある共生社会の実現を目指し、認知症の人やその家族の視点に立った総合的な取組を推進していく。	・ICTを活用し、ライブ、オンラインによる認知症予防教室を実施(委託) ・老人クラブと連携して、「とっとり方式認知症予防プログラム」を全県に普及するため、R6に引き続きモデル地区を設置して継続的に取り入れられるような支援、フォローアップを行う。(委託) ・SNSを活用し、認知症やフレイル予防に役立つ情報をスマートフォン等に直接配信し効果的に情報の発信を行なう。また、地域型認知症疾患医療センターによる相談受付も実施	16,915					長寿社会課
高齢者虐待防止推進事業	高齢者虐待防止法に基づき県内の高齢者虐待問題に適切に対応するため、高齢者の権利擁護に對し様々な支援を行い、高齢者虐待対応のための体制を整備する。	○地域における高齢者虐待防止の推進 ・各市町村及び地域包括支援センターの高齢者虐待対応業務を支援するための研修実施(委託) ・成年後見ネットワーク鳥取・倉吉・米子による相談・助言業務の実施(委託) ○高齢者施設における高齢者虐待防止の推進 ・介護職員や施設管理者を対象とした研修の実施	1,732					長寿社会課
福祉サービス利用者苦情解決事業	福祉サービスに対する利用者の意見や苦情を幅広く汲み上げ、サービスの質の改善を図る。 県の社会福祉協議会に設置された公正な第三者機関(運営適正化委員会)が当事者間(利用者及び事業者)で対応困難な福祉サービスに関する苦情解決を図る。	・鳥取県社会福祉協議会が設置する運営適正化委員会の活動経費に対し助成する。	9,972					福祉監査指導課
鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業	県が認証した評価機関が、事業所の提供する福祉サービスを評価し、その結果を公表することにより、福祉サービスの質の向上とサービス利用者への情報提供を図る。	・事業者の提供するサービスを評価する評価機関の認証、評価調査者の養成研修及び継続研修を実施するとともに、指導監査等を通じた事業の普及を促進する。	1,178					福祉監査指導課
とつとり県民カレッジ講座の開催	県民の多様化・高度化する学習要求に応えるために、社会の様々な教育機能との連携を図り、広く県民に公開された学習機会を提供する。	市町村や高等教育機関等と連携し、地域づくりにつなげる講座等を開催する。また、講座について広く県民に情報提供することにより県民に学ぶ機会を提供するとともに、講座の受講に応じて単位を認定することで学習意欲向上を促す。	100					社会教育課
【再掲】とつとりUJ施設普及推進事業	—	—	—	—	—	—	—	住宅政策課
【再掲】住宅セーフティネット支援事業	—	—	—	—	—	—	—	住宅政策課
就労支援	「働きたい」という意欲と能力を持つ高齢者のニーズに応じた就労支援を実施する。	働く意欲のある高齢者の掘り起こしを行うとともに、就業支援員が、高齢求職者の働き方ニーズに応じた併走型支援を行うとともに、求人企業に対してはワークシェア等の新たな雇用形態の提案を行いマッチングに向けた支援を行う。	—					鳥取県立ハローワーク

6 外国人の人権

【施策の基本的方向】

- (1) 著らしやすいまちづくりの推進 (2) 生活情報の提供の充実 (3) 相談支援体制の充実 (4) 教育・啓発の推進 (5) 外国人児童生徒に対する教育の充実
 (6) 外国人の社会参画の推進

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額(千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
多文化共生推進事業	外国人が安心して訪問、生活できる多文化共生社会を推進していくため、外国人総合相談窓口や多文化共生センター制度の運営、外国人入居者と地域住民への多文化共生理解の促進、日本語教育体制整備等の取組を行う。	・多言語(英語、中国語、ベトナム語)対応の「外国人総合相談窓口」の運営。 ・外国人の視点から多文化共生の取組を進めため、多文化共生コーディネーターを配置。 ・外国人住民と行政等との橋渡し役を務める鳥取県多文化共生センター制度の運営 ・全県的な日本語教育推進体制を整備するため、学習機会の確保充実、人材育成、関係機関との連携等を実施。	37,185					交流推進課
【再掲】住宅セーフティネット支援事業	—	—	—	—	—	—	—	住宅政策課
私立高等学校等ALT配置支援事業	私立学校において外国語教育等の取組が継続して行われるように支援する。	私立高等学校等における外国語指導助手(ALT)の配置を支援し、私立学校等生徒の英語力の一層の向上と国際舞台で活躍できる人材養成を図るため補助金を交付する。	10,350					教育学術課
外国語指導助手等充実事業(外国語指導助手(ALT)配置)	グローバル化が進展した現代社会において必要となる外国語教育の充実を図る。	・県立高校に語学指導等を行う外国語指導助手(ALT)27名を配置する。 ・研修等をとおし、外國語指導助手の指導力向上を図り、国際理解教育の一層の推進を図る。	147,326 (ALT人件費含む)					高等学校課
世界に羽ばたく人材育成事業	長期の海外留学により、多様な価値観や物事の捉え方などを学ぶ機会を鳥取の高校生に提供することによって、今後の予測不能な社会にあっても主体的に地域や世界の課題に向き合い、グローバルな視点から課題解決を図ろうとする人材を育成する。	(1) スタンフォード大学が提供するオンラインプログラムの提供 (2) 留学に関する情報提供を行なうための説明会の実施 (3) 長期留学に対する助成 (4) 各学校が企画する海外派遣プログラム参加者への補助金支援 (5) 海外で開催される交流事業に高校生等を派遣	25,112					高等学校課

6 外国人の人権

【施策の基本的方向】

- (1) むらしやすいまちづくりの推進 (2) 生活情報の提供の充実 (3) 相談支援体制の充実 (4) 教育・啓発の推進 (5) 外国人児童生徒に対する教育の充実
(6) 外国人の社会参画の推進

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額(千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
県立学校教員予算事業・高等学校教育企画費(国際交流・海外研修旅行関係)	学校長による独自性のある学校運営の実施を目的として、学校長の教員による予算執行を認め、学校の自立度の向上、生徒の状況に応じた学校づくりを推進する。	(1) 海外研修旅行 2校(台湾2校) (2) 海外交流校との学校間交流 12校(韓国5校、台湾1校、アメリカ3校、中国2校、インドネシア1校、シンガポール1校、ニュージーランド1校、ブラジル1校)※複数の国と交流する学校が3校 (3) その他2校(模擬国連への参加1校、大学留学生を講師に招いた事業1校)	9,446					高等学校課
図書館国際交流事業	環日本海諸国との交流やさらなるグローバル化に伴う幅広い国際交流や国際理解の促進を支援するために、環日本海交流室・国際交流ライブラリーの機能を活かし、広く海外情報を収集・提供するに努める。	(1) 図書交換事業 図書交換等に関する協定を結んでいる韓国・中国・モンゴルの図書館と資料、情報の交換を行う。 (2) 海外に関する資料収集整備・提供の促進 海外に関する資料収集と提供に努め、県民及び県内在住外国人への資料・情報提供の充実を図る。 (3) 海外に関する情報発信 県民に広く海外諸国に関する情報を発信・提供することにより、海外諸国に親しみでもらう (4) 語学・歴史・文化等学習支援事業 多文化・異文化に理解を深めてもらうイベントを行う。また、外国人の利用促進を図る。	4,614					図書館
環日本海教育交流推進事業	環日本海諸国(大韓民国)との教員・児童生徒との交流促進を図ることにより、国際感覚豊かな教員及び児童生徒を育成し国際理解教育を推進するとともに、子どもたちの健全育成に向けた活動をより一層発展させる。	鳥取県教育委員会と江原道教育庁が1995(平成7年)年に締結した「姉妹結縁協定」に基づいて開始された韓国との教員交流の実績を基に、児童生徒及び教員の交流を行い、相互理解と友好を深めるとともに、国際感覚豊かな児童生徒及び教員を育成する。令和7年度は、協定締結30周年記念事業として、県教育長を団長とする計35名で訪問する。 【児童生徒及び教員等派遣】時期:(未定)、場所:韓国・江原道、人数:35名	3,256					小中学校課 高等学校課 教育総務課
外国人児童生徒等への日本語指導等支援事業	母語での支援員や日本語指導支援員の活用による指導体制の構築、多言語翻訳システム等ICTを活用した支援の充実など、多文化共生社会の実現に向けた外国人児童生徒等への日本語指導を含む教育の充実を図る。	外国人児童生徒等の学習環境を整備するため、授業等において母語での支援や日本語指導支援員を配置するための経費を補助する。また、各市町村教委担当者、日本語支援等担当教員等との連絡協議会を開催し、受け入れや学習支援に係る情報交換や協議を行ったり有識者等による指導助言を受けたりすることで、各自治体、学校現場での支援体制の充実を図る。	17,778					小中学校課 人権教育課
就労支援	「鳥取で働きたい!」という意欲と能力を持つ外国人のニーズに応じた就労支援を実施する。	就業支援員が、働く意欲のある外国人と、採用を希望する企業とのマッチング等、寄り添った支援を行う。	—					鳥取県立ハローワーク

7 感染症等病気にかかる人の人権

【施策の基本的方向】

- (1) 教育・啓発の推進 (2) 相談支援体制の充実 (3) プライバシーに配慮した医療環境の整備 (4) ハンセン病回復者等への支援
(5) HIV感染者、エイズ患者への支援 (6) 難病患者等への支援 (7) 新型コロナウイルス感染症に関する取組

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額(千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
ハンセン病問題対策事業	本県出身のハンセン病元患者やその家族の方々が安心して生活ができるように支援するとともに、ハンセン病に起因する人権問題解決のため、歴史の教訓を学び、正しい知識の普及啓発を行う。	(1)ハンセン病問題人権啓発事業 ・ハンセン病問題人権学習会 ・県民交流事業 ・パネル展 (2)本県出身入所者支援事業 ・療養所訪問事業 ・里帰り支援事業 ・伝統芸能派遣事業 (3)ハンセン病家族補償法支援事業 補償法に関する制度の周知と相談事業	1,429					健康政策課
難病対策事業	発病の原因が不明であるため、治療が困難で長期療養を要するなどから医療費負担が高額となる難病等について、その患者に対して良質で適切な医療を提供するために医療費助成を行うとともに、療養生活の質の維持向上を図る。	(1)難病等医療費助成事業 (2)難病患者地域支援対策推進事業 (3)在宅難病患者一時入院事業 (4)在宅人工呼吸器使用患者支援事業 (5)難病相談・支援センター、難病医療連絡協議会運営事業 (6)難病患者の生活支援充実 (7)啓発事業(難病フォーラムの開催)	1,055,710					健康政策課
感染症対策推進事業(エイズ予防対策事業)	エイズ及び性感染症のまん延防止と早期発見・早期治療を推進するとともに、エイズ患者・HIV(ヒト免疫不全ウイルス)感染者に対する差別・偏見の解消を図る。	(1)正しい知識の普及啓発 ・HIV検査普及と週間(6月1日～7月) ・性感染症予防キャンペーン(7月～9月) ・世界エイズデー(12月1日) (2)検査・相談体制の充実 ・HIV・性感染症検査・相談窓口の開設 ・エイズカウンセラーの派遣 ・検査・相談業務従事者育成のための研修派遣 (3)医療体制の充実 ・エイズ診療従事者育成のための研修派遣 ・エイズ相談・治療連絡会議の開催 ・エイズ感染予防策の整備	4,058					感染症対策センター
がん教育啓発研修会	より効果的ながん教育が実施されるよう、指導内容の充実と教職員の正しい理解を図る。	・学校教職員等を対象に、学校におけるがん教育の理解と充実を図るため、研修会を開催する。	172					体育保健課

8 刑を終えて出所した人の人権

【施策の基本的方向】

(1) 教育・啓発の推進 (2) 相談・支援の充実

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額(千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
鳥取県社会福祉事業包括支援事業	鳥取県内における犯罪の予防及び更生保護に関する事業の健全な発達に寄与する。 矯正施設からの退所者を保護し、社会復帰する手助けをする。	犯罪や非行をした人への円滑な社会復帰のための支援や、再犯の防止等を目的として、更生保護活動を行う団体の活動に要する経費の一部を助成。 ・鳥取県更生保護観察協会 ・鳥取県更生保護給産会	200					孤独・孤立対策課
鳥取県再犯防止推進事業	犯罪をした人が適切な福祉の支援等を受けることにより、社会を構成する一員となるようにすることで、再び犯罪をすることを防止し、県民が安全で安心して暮らせる地域づくりを行う。	<鳥取県地域生活定着支援センター運営事業> 高齢・障がいのため福祉的な支援を必要とする矯正施設出所(予定)者及び被疑者・被告人等について、出所・釈放後直ちに福祉サービス等につなげるための調整や出所後の支援を実施 <鳥取県再犯防止推進会議> 課題や活動内容の情報共有、第2期鳥取県再犯防止推進計画の進捗管理等を行う「鳥取県再犯防止推進会議」を開催。 <保護司フローアップ事業> 地域生活定着支援センターの支援対象外の者、その家族等を対象とした、保護司による相談支援体制を開始。 <市町村に対する再犯防止推進支援事業> 市町村担当者等対象の研修会、市町村等関係者・県との連携会議を開催。	34,187				孤独・孤立対策課	
【再掲】住宅セーフティネット支援事業	—	—	—	—	—	—	—	住宅政策課
就労支援	専門就業支援員を配置して、刑務所出所者等に対する就労相談等を実施する。	専門就業支援員が、受刑者に対する職業講話等を行い就業感の醸成を図るとともに刑務所出所者等への職業相談、職業紹介等の就労支援や就職後の職場定着まで継続した支援を行う。	—					鳥取県立ハローワーク

9 犯罪被害者等の人権

【施策の基本的方向】

(1) 教育・啓発の推進 (2) 相談・支援の充実

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額(千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
犯罪被害者及びその家族の人権問題についての啓発	犯罪被害者等の実情や支援の必要性等について広く県民の理解を促進する。	消費生活センターが県内大学等の高等教育機関と連携して正規授業として実施する消費者教育連続講座「とくとり消費者大学くらしの経済・法律講座」において、学生及び県民に対して「犯罪被害者とその家族への支援」をテーマにした講座を開催予定。	1,414					消費生活センター
犯罪被害者寄り添い支援事業	犯罪被害者に被害直後から寄り添い、中・長期にわたって民間支援団体とも連携して、きめ細かな支援を行い、再び平穏な生活を誓めるよう、被害からの早期回復の実現等を図る	犯罪被害者支援に特化した専門組織を設置し、総合相談窓口を開設するとともに、経済的支援等を提供 関係機関・団体との連携・協力の推進	59,653					くらしの安心推進課 警察本部広報県民課
犯罪被害者寄り添い支援事業(理解増進のための啓発等)	教育活動や啓発の機会を通じて、犯罪被害者等の人権が尊重され、名誉や生活の平穏が害されることなく、安心して地域で暮らせるよう、県民等の理解を促進する。	犯罪被害者等支援に関する広報、理解促進のための啓発、ボランティアの育成支援等を行う。	59,653					くらしの安心推進課 警察本部広報県民課
性暴力に係る啓発事業費	男性、女性、子ども等への性暴力に関して、関係部局による対策チームを通じた情報共有を図るとともに、チーム等での議論を踏まえて、性暴力の防止に向けて啓発・広報、相談・支援に取り組む。	・男性への性被害等も含めた性暴力に対する対応などについて学ぶための講演会等を年2回程度開催する。	1,912					人権・同和対策課

10 性的マイノリティの人権

【施策の基本的方向】

(1) 教育・啓発の推進 (2) 相談・支援の充実 (3) 諸課題についての対応

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額(千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
人権学習講師派遣事業(多様な性のあり方について学ぶ学習会)	・児童生徒が多様な性のあり方について学習することを通して、互いの個性を尊重し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるために必要な資質・能力の育成を図る。 ・教職員が多様な性のあり方について理解を深めることを通して、すべての児童生徒が自らの大切さを認められていることを実感できるような環境づくりを行うための人権意識の向上を図る。	・多様な性のあり方と人権をテーマとし、性的マイノリティの人権保障に取り組んでいる方を講師として派遣する。 ・実施校は、人権学習会までに「性的マイノリティの人権」をテーマとする教職員研修を実施する。研修講師が必要な場合は、人権教育課の指導主事等を講師として派遣する。	769					人権教育課
多様な性を認め合う社会づくり推進事業	多様な性を認め合い、誰もが自分らしく生きることができる社会づくりを進める	「多様な性を認め合う社会づくり講演会」を開催し、性的マイノリティの方々の生きづらさ及びアウティングの危険性に対する理解と、共に寄り添い生きることの重要性を発信する。 県内企業や地域で開催される研修会等に講師を派遣し、性の多様性に関する理解促進を図る。 また、相談員の人材育成及び当事者が気軽に立ち寄りのできる居場所づくりとしての「コミュニティースペース」の提供に引き続き取り組み、相談支援の充実を図る。	3,581					人権・同和対策課

11 生活困難者的人権

【施策の基本的方向】

- (1) 教育・啓発の推進 (2) 生活困難者への自立支援 (3) 生活困難者への就労支援 (4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた生活困難者への支援
 (5) 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制整備の推進

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額(千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
生活困難者総合支援事業	生活保護に至っていない生活困難者に対する「第2のセーフティネット」を構築とともに、生活困難者の経済的自立のみならず、日常生活や社会生活などにおける本人の状態に応じた自立を総合的に支援する。また、市町村が行う生活困難者の自立に向けた支援を県がサポートし生活困難者の生活再建を図る。	【生活困難者を支える市町村の支援体制の充実】 市町村に対して、生活困難者自立支援制度に関する後方支援(養成研修・現任研修の実施、関係機関とのネットワーク形成等)を行う。 【生活困難者に対する支援】 ・法に基づき、生活保護に至っていない生活困難者に対する「第2のセーフティネット」を構築し、本人の状態に応じた自立支援や地域ネットワークの構築による包括的な支援を実施する。 ・家計管理に関するセミナー等による困難の未然防止、就労支援員による被保護者に対する就労支援、見舞金の支給、中間的就労支援による就労困難者等の就労に向けた段階的な機会の提供等を併せて実施することにより、生活困難者の自立を総合的に支援する。 ・生活困難者支援を行う社会福祉法人やNPO法人について、支援ニーズの高まりによる事務量の増加に対して一定の活動経費への支援を実施する。	75,577					孤独・孤立対策課
官民連携による孤独・孤立対策支援事業(R6孤独・孤立対策官民連携推進事業)	鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例に基づき、「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」を軸とした孤独・孤立対策を展開する。	・令和4年に設置した孤独・孤立に関する様々な相談の総合窓口である「生活困りごと相談窓口」の運営 ・本人及び家族・援助者の支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、施策の実施状況を検証するため「孤独・孤立を防ぐ温もりのある社会づくり審議会」を設置する。 ・孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを設置し、広報活動等に補助を行う ・ピアサポート団体へ活動の補助を行う	26,329					孤独・孤立対策課
育英奨学事業	大学・高等学校等に進学する者のうち、経済的理由により修学が困難である者に対し奨学資金を貸与して有用な人材を育成する。	県内に住所を有する者の子等で、大学・高等学校等に進学する者のうち、経済的理由により修学が困難である者に対し奨学資金を貸与する。	874,984					人権教育課
高校生等奨学給付金事業	高校生等が高等学校等及び高等学校専攻科において教育を受けることに係る保護者等の経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対して奨学のための給付金を給付する。	232,114					人権教育課
県育英会助成事業	都会で学ぶ鳥取県出身の大学生等の生活を援助するため、公益財団法人鳥取県育英会が運営する東京学生寮の入件費及び給食委託料、營繕等の一部を補助する。	公益財団法人鳥取県育英会が運営する東京学生寮の入件費及び給食委託料、營繕等の一部を補助する。	39,808					人権教育課
【再掲】住宅セーフティネット支援事業	—	—	—	—	—	—	—	住宅政策課

12 様々な人権

(1) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

【取組】

- 「拉致問題の早期解決を願う国民のつどい」、出前学習会、パネル展示など様々な啓発の展開
- 国へ対する要望活動

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額(千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
北朝鮮による拉致被害者等帰国支援事業(国民のつどいの開催)	拉致問題に対する県民の関心を高めるとともに、被害者及び家族への支援の必要性についての理解を促進する	基調講演、拉致被害者ご家族の訴えを内容とする国民のつどいを11月に米子市で開催する。 会場で拉致問題啓発パネルの展示を行う。	1,144					人権・同和対策課
北朝鮮による拉致被害者等帰国支援事業(拉致問題人権学習会の開催) 人権学習講師派遣事業	学校・地域等と連携・協力して、拉致被害者及び御家族への支援の必要性についての人権学習を実施することにより、もって、拉致問題の早期全面解決に向けた県民理解の促進を図ることを目的とする。	拉致問題をテーマとして拉致被害者御家族を招いた人権学習会を学校や地域公民館等で開催する。	272					人権・同和対策課 人権教育課
北朝鮮による拉致被害者等帰国支援事業(拉致問題啓発DVD上映会)	拉致問題を全県の問題として捉え、広く県民に理解していただき、解決に向けた機運を高めること	多くの人が集まるショッピングセンターやイベント会場などで、DVD「アニメめぐみ」や本県拉致被害者の松本京子さんの御家族や友人のメッセージ動画を上映し、県民に広く拉致問題への関心を高める。	697					人権・同和対策課
北朝鮮による拉致被害者等帰国支援事業(拉致被害者等帰国時支援)	本県出身の拉致被害者等の帰国に備えて関係市町と連携し、支援体制を構築するとともに、拉致被害者帰国時等の支援及び帰郷後の生活支援を行う。	拉致被害者の帰国に係る支援本部構築による機関ごとの体制整備及び生活再建のための支援(生活相談、社会適応支援、健康保健支援、住居・就労・教育等)内容や手順について、関係機関で共有・確認する。	9,159					人権・同和対策課

(2)災害被害者等の人権

【取組】

- ・要配慮者（※）の避難支援 ※高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。
- ・男女共同参画の視点の導入

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
災害時における福祉支援機能強化事業	災害発生後に避難所等で、介護や相談、サービス利用の調整などの福祉的支援を行う災害派遣福祉チーム(DWAT)を派遣するため、研修を実施してチーム員を養成するとともに、要員を確保するためチーム員の所属する施設が派遣できる体制を整えるための支援を行う。	鳥取県社会福祉協議会に委託して設置している鳥取県災害福祉支援センターにより、主に次の業務を行ふ。 ① 研修・活動訓練等 ・基礎研修を2回、ステップアップ研修等を4回と、先遣隊要員等に向けたコーディネーター研修を1回実施する。 ・市町村等の総合防災訓練への参加、自主企画訓練及び当事者団体との訓練により実践的な訓練を行ふ。 ② 体制強化等 ・DWATを含む災害時の福祉支援活動の強化に向け、協定締結団体等の拡充のため、説明会を実施する。	19,088					福祉保健課
大規模災害対応TKB24プロジェクト	能登半島地震や南海トラフ地震のような大規模災害の発生に備え、避難所の環境整備と多数の避難者の受け入れ体制整備について市町村を交えて検討するとともに、必要な資機材を先行的に整備する。	速やかに良好な避難所環境を確保するため、人員体制や各種資機材の保管・運用体制等について、市町村を交えて検討すると共に、住民等が主体となった避難所開設等に中心的な役割を果たす「避難所サポートー」を養成する。	58,792					危機管理政策課
災害対策本部防災DX機能強化事業 (危機管理情報発信機能強化事業) (R6危機管理情報発信機能強化事業 (防災アプリ運用))	災害時等において、防災・危機管理等に関する情報を的確かつ迅速に提供し、県民の安全・安心につなげるとともに、災害等による被害の軽減を図る。	危機管理関係情報をコンパクトにまとめた鳥取県防災アシリ「あんしんトルピーなび」を運用し情報発信。外国人観光客や外国人居住者等へも情報が行き届くよう多言語による発信を行っている。	5,268					危機対策・情報課
支え愛マップ作成推進事業	地域住民が支え愛マップづくりを通して、地域課題を共有し、平時の要配慮者（高齢者、障がい者、妊婦など）の見守り活動等を充実させながら、災害時の避難支援の体制を構築する。	住民組織による、支え愛マップの作成・更新、避難訓練、見守り活動等の地域防災活動を支援しながら、共助による要配慮者（避難行動要支援者）の避難支援体制を確立する。	6,929					消防防災課
地域防災リーダー養成・連携促進事業	鳥取県中部地震の教訓を踏まえ、住民主体の防災活動を強化するため、地域防災リーダーの担い手となりうる防災士の養成や地域防災リーダーのスキルアップに取り組み、地域防災力の向上を図る。	日常の避難訓練の企画、ハザード点検等の地域防災活動を行い、被災時には、要配慮者の避難を支援できる人材を育成するために、防災士養成研修及び地域防災リーダースキルアップ研修を実施する。	8,842					消防防災課

(3)アイヌの人々の人権

【取組】

- ・アイヌの人々に対する理解と認識を深化
- ・偏見や差別の解消をめざして啓発活動を推進

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
差別と偏見のない社会づくり推進費（県民企画による人権啓発事業／人権尊重の社会づくり啓発活動支援補助金）	人権が尊重される社会づくりを推進するため、県内の団体が実施する人権啓発活動の取組を支援する。	県民企画による人権に関する啓発活動（委託事業）や人権尊重の社会づくり啓発活動支援補助金（補助事業）において、アイヌの人々の人権に係る応募があった場合、県民の発想と行動力を活用した効果的な人権啓発となるよう支援を行う。	1,300					人権・同和対策課

(4)ひきこもりの状態にある人の人権

【取組】

- ・とつとりひきこもり生活支援センターの設置
- ・就労のための自立支援の実施

①事業名	②事業の目的	③事業内容	④予算額 (千円)	⑤R6年度実施状況	⑥R6年度 評価	⑦次年度への課題	⑧課題への取組	⑨担当課
ひきこもり支援推進事業	8050問題といったひきこもり問題の解決に向けた取組を推進するための体制を整備し、ひきこもりの状態にある本人や家族等を支援することにより、ひきこもりの状態にある本人の自立を促進し、本人及び家族等の福祉の増進を図る。	①とつとりひきこもり生活支援センターの設置 ・相談支援 ・職場体験事業 ・ひきこもりサポートー養成講座の開催 ・ひきこもり問題を考えるフォーラムの開催 ・職場体験事業終了後の支援 ・市町村等への後方支援など ②オンラインによるひきこもり家族教室の実施 ③家族教室・精神科医師の専門相談事業	50,444					孤独・孤立対策課
若者サポートステーション運営事業	他者とのコミュニケーションがうまく取れない若者、人間関係の悩みを抱える若者等、通常の就職相談だけでは就職が困難な若者の就業意欲・就職率の向上を図る。	鳥取県地域若者サポートステーションを運営し、一定期間無業の状態にある若年者を対象とした総合相談（キャリア形成支援、心理カウンセリング）、職業意識啓発等を行う。	23,958					鳥取県立ハローワーク

令和6年度差別事象検討小委員会の概要

差別事象への対応の検討を進めるため、平成23年12月に鳥取県人権尊重の社会づくり協議会の小委員会として、差別事象検討小委員会を設置しています。

1 差別事象検討小委員会について

- (1) 目的：鳥取県内で発生した同和問題など人権に係る差別事象の正確な実態把握と原因や背景の分析及び対応策並びに今後の効果的な啓発方法の検討を行う。
- (2) 位置づけ：人権課題について広くかつ専門的に議論いただいている鳥取県人権尊重の社会づくり協議会(審議会)の小委員会と位置づける。
- (3) 委員：近年の新たな人権問題であるインターネット上の人権問題に詳しい委員や、現場に密着した法律家、活動の実践者や有識者で構成するとともに、活動に機動性を持たせるため、26名の協議会委員のうちの一部の委員で組織する。
- 令和5年度及び6年度委員
北村秀徳会長、池谷千恵委員、神庭誠委員、中井浩委員、松田博明委員、山本真輝委員
- (4) その他：検討結果を上部の組織である協議会へ報告する。

2 令和6年度の開催概要

第1回差別事象検討小委員会

- 【日時】 令和7年1月7日（火） 午後1時30分から3時まで
 【場所】 県庁第二庁舎 第20会議室

議事 県内で発生している差別事象について

○高齢者福祉施設での部落差別発言

施設入所者Aさん（認知症の疑いがある）が大きな声で歌っていると、同施設入所者であるBさんから注意がされた。Aさんは注意をされたことに腹を立て、「この同和が」と発言した。

【主な意見】

- ・日常的に入所者同士で被差別部落出身の人を教えあっていることが確認されたことから、入所者を対象とした人権研修だけでなく、全ての施設職員が問題発言だと気づき、適切な対応がとれるよう人権意識を高める職員研修の充実・実施が必要である。
- ・差別された方の気持ちをロールプレイングやケーススタディを用いて、自分の身近で起こったときに自分はどうするのかを考える。そういう研修こそ大事ではないか。

○人権・同和問題講演会アンケートへの賤称語の記載

県主催の人権・同和問題講演会の参加者に対するアンケート（無記名）の回答に、賤称語が記載されているのを県人権・同和対策課職員が発見した。内容は「部落差別問題に関し、今後聞いてみたい講演の内容又は講師があればお書きください」の設問に、『表題（人権・同和問題講演会アンケート）が「同和」ではなく「〇〇〇〇」でしょ』と賤称語が記載されていた。

【主な意見】

- ・人権意識調査からは同和問題（部落差別）に対する差別意識が今なお存在しているとのことだが、30年ほど前、懇親会の中でお年寄りが「自分たちがいなくなれば部落差別はなくなる」と言うのを聞いたことがある。今ネット上に出てきている部落差別は高齢者の課題ではなくて、むしろ部落差別を知らない若年層の課題。こういった若者が容易にネット上の部落差別を目にして認識が変わることが危惧される。
- ・人権課題が多様化する中で、学校での同和問題学習の時間数が少なくなってきたんじゃないかなということも聞くので、次回の鳥取県人権意識調査の結果を見て、課題を浮き彫りにしていく必要がある。
- ・差別意識をなくすためには、研修・啓発活動の継続が必要である。

○町議会議長宛に送られた差別投書

乙町議会議長宛に送られた郵便物を議会事務局職員が開封したところ「町の防災マップに同和地区を色分けし、誰が見ても分かるようにしてほしい」、「私の家系には同和は入れたくない。町も土地の売買に役に立つと思います。議会で検討してみて下さい。」等と書かれていた。手紙は差出人が無記名であった。

【主な意見】

- ・このような事象を取り上げて学習や啓発で活用する場合に、対象者を担当職員とか限られた方にするのか、広く町民にするのか検討が必要。また、教材化する場合は事実そのものではなく、ねらいや視点等に沿った学習資料、啓発資料を作成しなければならない。関係者でどのような資料にするか、展開例や発問などをよく検討する必要がある。
- ・今まででは部落差別なんてと言っていたのが、ちょうど子どもが結婚にかかる20代ぐらいになって、部落問題に関する意識が変わる年代がある。他人事で考えていたところから急に自分の身内の結婚話で自分事になったときにどう思うか。ここで突き崩されない認識を育てていくことが必要。

第6回鳥取県人権意識調査等概要について

1 目的

今後求められる人権施策の方向性を把握するため、人権に対する県民意識の変化、新たな人権問題に関する県民の認識等について調査・分析し、「鳥取県人権施策基本方針」の改訂に活かすとともに、教育・啓発活動など具体的な人権施策に反映させるための基礎資料とする。

鳥取県人権意識調査	鳥取県人権施策基本方針
平成 9年8月 第1回調査実施	平成 9年 4月 策定
平成 17年2月 第2回調査実施	平成 16年 3月 第1次改訂
平成 23年2月 第3回調査実施	平成 22年 11月 第2次改訂
平成 26年5月 第4回調査実施	平成 28年 9月 第3次改訂
令和 2年5月 第5回調査実施	令和 4年 2月 第4次改訂
令和 7年5月 第6回調査実施	令和 8年度(予定) 第5次改訂

2 調査内容

- (1) 調査内容 別添調査票のとおり
- (2) 項目数 21項目
- (3) 調査対象 県内在住の16歳以上の者 3,000名

3 人権意識調査実施検討小委員会

- (1) 概要 調査内容及び結果の分析に専門的な見地からの意見を反映するため、人権教育・啓発に関する学識経験者等で構成する「人権意識調査実施検討小委員会」を、人権尊重の社会づくり協議会の小委員会として設置。(R6.5月～)
- (2) 委員数 5名
- (3) 任期 委員会設立(R6 第1回協議会承認)から人権意識調査完了(報告書作成)までの約2年間
○令和6年度委員
北村秀徳会長、松田博明委員、景下明美委員、渡部一恵委員、石山雄貴委員
- (4) 令和6年度開催概要

時期	協議内容
令和6年7月16日	第1回：人権意識調査の実施内容(調査対象者の範囲、調査項目)について
10月16日	第2回：人権意識調査の実施内容(設問文、選択肢等)について
12月25日	第3回：人権意識調査の実施内容(設問文、選択肢等)について

○鳥取県人権尊重の社会づくり協議会規則(平成8年規則第56号)

(小委員会)

第4条 協議会に、専門の事項を調査検討させるため必要があるときは、小委員会を置くことができる。

2 小委員会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 前2条の規定は、小委員会に準用する。

(意見の聴取)

第5条 協議会及び小委員会は、必要があると認めるときは、議事に関し専門的な知識を有する者に対して、出席を求めて意見を聴き、又は意見書の提出を求めることができる。

4 年間スケジュール(令和7年度)

時期	意識調査	鳥取県人権尊重の社会づくり協議会	人権意識調査実施検討小委員会
R7年5月	5/20～6/23	令和7年度第1回社会づくり協議会	
6月	調査実施		
8月	8月末 暫定集計		
9月	内容の分析		第1回検討委員会
11月			第2回検討委員会
R8年1月			第3回検討委員会
2月		令和7年度第2回社会づくり協議会 ・調査の分析結果の報告	
3月	結果公表		

人権尊重の社会づくり相談ネットワークの運用状況について（速報値）

令和 7 年 5 月 29 日
人 権 ・ 同 和 対 策 課

人権問題を救済する観点から、県では平成 21 年から人権尊重の社会づくり相談ネットワークとして県内 3 カ所で相談窓口を設置しているところですが、令和 6 年度の運用状況を、以下のとおり報告します。
 （「同和問題・部落差別相談窓口」「障がい者差別解消相談支援センター」「こどもいじめ人権相談窓口」「LGBTQ 寄り添い電話相談」を含みます。）

1 人権相談

(1) 相談件数・・1, 332 件 (前年度 1, 182 件)

(令和 6. 4. 1~7. 3. 31)

① 受付機関別

設 置 箇 所	R6	R5
人権尊重社会推進局	651	664
中部県民福祉局	307	240
西部県民福祉局	374	278
計	1, 332	1, 182

② 相談形態別

	R6	R5
面接	69	67
電話	1, 250	1, 105
封書等	13	10
計	1, 332	1, 182

(2) 対応分野（複数計上）：労働者 580 件、病気の人 544 件、障がい者 429 件、同和 3 件 等

(3) 専門相談件数：4 件（弁護士）（前年度 4 件：弁護士）

2 こどもいじめ人権相談

いじめが全国的に問題になっていることを受け、平成 24 年 9 月 21 日に人権尊重社会推進局に「こどもいじめ人権相談窓口」を開設し、子どものいじめに係る相談に対応しています。

(1) 設置箇所：人権尊重社会推進局

(2) 電話相談：24 時間対応、メール相談：24 時間受付（独立した電話回線、メールアドレスで運用）

(3) 相談件数：16 件（前年度 22 件 人権相談件数の内数）

(4) 対応事例

学校内のいじめについて、学校の対応に不満がある保護者からの相談。いじめ防止対策推進法に基づく学校や教育委員会の対応について説明するとともに、場合によっては当局としてケース会議を招集するなど具体的な提案・助言を行い、保護者と学校側の話し合いが円滑となった。

3 LGBTQ 寄り添い電話相談

当事者やそのご家族、友人の悩みや思いに寄り添った相談窓口を令和 4 年度に開設し、相談を受け付けています。

(1) 設置箇所：人権尊重社会推進局

(2) 電話相談：毎月第 1・3 水曜日（18 時～20 時）第 2・4 土曜日（15 時～17 時）

(3) 相談件数：10 件（前年度 14 件 人権相談件数の内数）

(4) 対応事例

自分と同じような悩みを抱えている人はどうしているのか話がしてみたいとの相談があり、県内で運営しているコミュニティースペースを紹介。相談者はこのスペースへの参加により自らの悩みに対する支援の場に繋がりを持つことができた。